

武蔵国草田御

埼玉県本庄市 南大通り線内遺跡発掘調査報告書

— 都市計画街路南大通り線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査Ⅲ —



平成3年3月

本庄市教育委員会

武蔵園草田脚

埼玉県本庄市 南大通り線内遺跡発掘調査報告書

— 都市計画街路南大通り線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査Ⅲ —



本庄市教育委員会

序 文

7年の歳月をかけて、ここに一つの発掘調査が完了しました。昭和59年度より6カ年にわたり継続した現地の発掘調査も終わり、都市計画街路南大通り線の栄地区も開通し、ここで貴重な文化遺産が多く発見されたことを思いますと、感無量のものがあります。

私が教育長に就任したのが昭和60年度でしたから、この期間中には目まぐるしい社会的な変化がありました。機構改革による部長制の導入や、若き文化財保護係の増員、元号の改元等、20世紀の歴史の中を歩む実感に身を引き縮めております。しかし、なんととっても惜まれるのは、本庄市の文化財行政の一つである『本庄市史』の編集委員の一人であった水島治平氏の死去であります。50代の若さで、発掘調査があれば仕事の合間をぬい、職員のご指導やご助言をしていただき、その温厚な姿が今も目に浮かぶ次第であります。本庄市としては誠に惜まれる出来事でありました。ここに哀悼の意を表し、職員一同がその意志を継ぎ、市内の文化財保存行政の糧となるよう望みます。

最後に当事業のためご指導いただいた埼玉県教育局指導部文化財保護課の皆様方、ご配慮いただいた本庄市都市計画課、企画課、総務課等の職員の方々並びに、発掘と整理作業にご尽力いただいた市民の皆様方に心から御礼申し上げます。

平成3年3月25日

本庄市教育委員会

教育長 坂本敬信

例 言

1. 本書は埼玉県本庄市栄三丁目に所在する南大通り線内遺跡の発掘調査報告書第3分冊である。
2. 本発掘調査は都市計画街路南大通り線の内、栄地区にかかる部分の埋蔵文化財保存事業として7カ年にわたり本庄市教育委員会が実施した。
3. 調査の予算は原因者負担として本庄市都市整備部都市計画課が予算化し事務を行なった。調査の組織については第1章第5節に記したとおりである。
4. 本書は第4次調査以降に実施した遺構及び、遺物の報告であるが、すべてを網羅するに至らなかった。遺物については主なものを取り上げた。
5. 本報告の執筆並びに編集は、文化財保護係である増田一裕が行なった。本文中の遺構及び土器の実測は本庄市埋蔵文化財センターの関根典子、久保田かづ子、日向みどり、我妻きよみ、滝沢美智子の5名による。主婦として家庭を守っている方々であり考古学の専門家ではないが事業のご理解とご協力をいただき、記して感謝します。なお、図面の調整等は増田が行なった。
6. 挿図は原則として遺構 $\%$ 、カマド $\%$ 、土器 $\%$ 、遺物 $\%$ とした。
7. 記録保存の資料である図面類は本庄市埋蔵文化財センターに保管し、遺物は本庄市旭文化財取蔵庫に保管した。これらは随時本庄市立歴史民俗資料館等で活用できるように保存されている。
8. 本調査に際してご助力並びにご指導をいただいた方々については第1・2分冊に記したとおりである。

遺跡の名称について

本遺跡名については、行政内において事業名称を調査名称に用いる慣例が多いことから、そのまま「南大通り線内遺跡」の名称を付加してしまっただが、本庄市都市計画街路南大通り線は、最終的には国道17号線から市街地の南方を迂回し、本調査地に至る幹線道路であり、厳密には南大通り線栄地区内にかかる遺跡と言うことになる。一方、埼玉県遺跡地図に記載された遺跡分布地図によれば、コード53-086遺跡に該当する。しかしながら、周辺で本遺跡の調査以前に発掘調査が実施された資料に基づくならば、西方に所在する社員路遺跡北地点の一部に含められ、対する北方の薬師遺跡の一部にも該当する。両者は53-092及び、53-085とそれぞれ別の遺跡として登録されているが、なにゆえこれら3遺跡が別々の遺跡として分離されたかと言えば、埼玉県遺跡地図編集ときに現在の道路等で仮に分離されたことにほかならない。遺跡地図作成当時から比べれば、資料の増加により、これらの遺跡の範囲、名称等の再検討の時期にさしかかっている。

本遺跡の名称に関しては、すでに上記の名称で一部報告しているため、混乱をこれ以上きたくないよう本報告においても表題の名称を用いたが、前述した内容や考察でふれる範囲の推定から、3遺跡を包括した範囲の中心にあたる字名を使用し、「西富田金銀遺跡」と命名するのが妥当であろう。さらに、発掘調査報告によりすでに呼称されている遺跡名については、西富田金銀遺跡社員路北地点、薬師地点、南大通り線栄地区地点等に分離することも可能かと思われる。なお、遺跡名については担当機関等で様々に遺跡名が呼称され混乱も見られるため、今後の検討課題を残しているといえよう。

目 次

序 文	
例 言	
目 次	
挿 図 目 次	
表 目 次	
写真図版目次	
第1章 調査開始から完了までの経過	1
第1節 南大通り線建設と発掘調査	1
第2節 発掘調査の経過	1
第3節 事業の工程	2
第4節 発掘調査にかかる事務手続	9
第5節 調査の組織	10
第2章 遺構と遺物	13
第1節 遺構の調査	13
第2節 遺物観察表	53
第3章 考 察	81
第1節 銘文紡錘車に関する資料の抽出	81
第2節 大田部身万呂の名前と生年	83
第3節 西富田古代集落群の範囲と住居数	87
第4節 郡郷制と草田郷の消長	99
第5節 見玉地方における古代氏族の動向について	103
引用参考文献	121
あ と が き	124
写 真 図 版	

挿 図 目 次

第1図 南大通り線内遺跡遺構全測図	5、6
第2図 第5次調査地点遺構全測図	7
第3図 第6次調査地点遺構全測図	8
第4図 第36A、B、C、37号住居址実測図	14
第5図 第36、37号住居址出土土器実測図	15
第6図 第40A、B、C号住居址実測図及び出土土器実測図	17

第7図	第43A、43B号住居址実測図及び出土土器実測図	19
第8図	第54、55号住居址実測図	20
第9図	第59、104号住居址実測図	22
第10図	第59号住居址カマド実測図	23
第11図	第104号住居址カマド実測図	23
第12図	第62号住居址カマド実測図	24
第13図	第62号住居址実測図	25
第14図	第62号住居址断面実測図	26
第15図	第65号住居址実測図及び出土土器実測図	27
第16図	第82、83号住居址実測図	28
第17図	第82、83号住居址断面実測図	29
第18図	第85、86、87号住居址実測図	30
第19図	第85、86、87号住居址遺物出土実測図	31
第20図	第88号住居址実測図	33
第21図	第89、91、92号住居址実測図	35
第22図	第90号住居址実測図	36
第23図	第93、96、97号住居址実測図	38
第24図	第98A、98B、98C、99号住居址実測図	40
第25図	第98A、98B、98C、99号住居址断面実測図	41
第26図	第98A号住居址カマド実測図	42
第27図	第98B号住居址カマド実測図	42
第28図	第99号住居址カマド実測図	42
第29図	第100、101号住居址実測図	45
第30図	第100、101号住居址断面実測図	46
第31図	第100、101号住居址断面実測図	47
第32図	第100号住居址カマド実測図	48
第33図	第101号住居址カマド実測図	48
第34図	第102号住居址カマド実測図	48
第35図	第102、103号住居址実測図	49
第36図	第102号住居址出土土器実測図	50
第37図	第105号住居址実測図	51
第38図	第106号住居址実測図	52
第39図	第62(1~9)、84(1~5)、85(1、2)号住居址出土土器実測図	65
第40図	第85(3~15)、86(1~6)号住居址出土土器実測図	66
第41図	第86(7~9)、87(1~4)、89(1~5)、90(1~3)、91(1)号住居址 出土土器実測図	67

第42図	第92(1~4)、93(1~2)、98(1~5)号住居址出土土器実測図	68
第43図	第99号住居址出土土器実測図	69
第44図	第99号住居址出土土器実測図	70
第45図	第99号住居址出土土器実測図	71
第46図	第99号住居址出土土器実測図	72
第47図	第100号住居址出土土器実測図	73
第48図	第100(7~24)、101(1)号住居址出土土器実測図	74
第49図	第101(2~6)、104(1)号住居址出土土器実測図	75
第50図	第104(2~7)、105(1~4)号住居址出土土器実測図	76
第51図	第106号住居址(1~4)出土土器及び各種遺物実測図	77
第52図	各住居址出土遺物実測図	78
第53図	各住居址出土遺物実測図	79
第54図	各住居址出土遺物実測図	80
第55図	武蔵国銘文紡錘車集成(拠 各報告書。一部改革、番号は表に順じる)	82
第56図	武蔵国と大和の領域比較図	86
第57図	南大通り線内遺跡周辺微細地形復原図	88
第58図	今井諏訪古代集落周辺微細地形図	91
第59図	西富田新田・夏目古代集落周辺微細地形図	93
第60図	西富田本郷古代集落周辺微細地形図	95
第61図	西富田遺跡群の立地と微細地形図	97
第62図	児玉地方の郡郷推定地(拠、各研究による)	98
第63図	大字西富田・東富田の領域と周辺の図分式期集落分布図	100
第64図	児玉党の所領分布と草田郷	100
第65図	北武蔵(児玉地方)周辺の古代氏族分布図	102
第66図	白樹原遺跡第46号堀立柱建物と出土遺物(拠 篠崎・他1987)	103
第67図	将監塚遺跡出土各種墨書土器銘(拠 赤熊・他1988)	104
第68図	若宮台遺跡第44号住居址出土遺物(拠 横川・他1983)	106

表 目 次

第1表	検出住居址一覧表	3、4
第2表	発掘調査手続き一覧表	9
第3表	武蔵国出土銘文紡錘車一覧表	81
第4表	十二支人名表(拠 岸 1960等)	83
第5表	大嶋郷戸籍甲和里戸主年令表	84
第6表	十二支と大田部身万呂の生年該当巳年一覧表	85

第7表 和名抄記載の児玉地方の郡郷……………99

第8表 児玉地方の大形円墳と前方後円墳の規模比較表(単位10m) ……………116

写真図版目次

PLATE 1-1	第5次調査地点全景	PLATE16-2	第86号住居址全景
PLATE 1-2	第36号住居址付近(第5次調査)	PLATE17-1	第89号住居址全景
PLATE 2-1	第6次調査地点全景	PLATE17-2	第89号住居址全景
PLATE 2-2	第6次調査地点全景	PLATE18-1	第90号住居址全景
PLATE 3-1	第36C号住居址全景	PLATE18-2	第92号住居址全景
PLATE 3-2	第36、84号住居址全景	PLATE19-1	第93号住居址全景
PLATE 4-1	第36C号住居址カマド	PLATE19-2	第94号住居址全景
PLATE 4-2	第36C号住居址カマド	PLATE20-1	第96、97号住居址全景
PLATE 5-1	第36C号住居址小ピット検出状態	PLATE20-2	第99号住居址全景
PLATE 5-2	第36C、84号住居址検出状態	PLATE21-1	第98A、b、c、99号住居址全景
PLATE 6-1	第37号住居址(第5次調査)	PLATE21-2	第99号住居址カマド
PLATE 6-2	第40B号住居址(第5次調査)	PLATE22-1	第98B号住居址カマド
PLATE 7-1	第40B号住居址全景	PLATE22-2	第99号住居址遺物出土状態
PLATE 7-2	第54、55号住居址全景	PLATE23-1	第99号住居址遺物出土状態
PLATE 8-1	第62号住居址全景	PLATE23-2	第99号住居址遺物出土状態
PLATE 8-2	第65号住居址全景	PLATE24-1	第99号住居址遺物出土状態
PLATE 9-1	第76号住居址全景	PLATE24-2	第99号住居址遺物出土状態
PLATE 9-1	第76号住居址カマド	PLATE25-1	第100号住居址全景
PLATE10-1	第77号住居址上位検出状態	PLATE25-2	第100号住居址全景
PLATE10-2	第77号住居址中位検出状態	PLATE26-1	第100号住居址全景カマド周辺 遺物出土状態
PLATE11-1	第79号住居址全景	PLATE26-2	第102、103号住居址全景
PLATE11-2	第80号住居址全景	PLATE27-1	第59、104号住居址全景
PLATE12-1	第84号住居址全景	PLATE27-2	第59、104号住居址
PLATE12-2	第84号4住居址全景	PLATE28-1	第6次調査検出住居址群
PLATE13-1	第84号住居址小ピット検出状態	PLATE28-2	第106号住居址全景
PLATE13-2	第84号住居址小ピット検出状態	PLATE29	第99号住居址出土土器
PLATE14-1	第85号住居址遺物出土状態	PLATE30	第99号住居址出土土器
PLATE14-2	第85号住居址全景	PLATE31	第100号住居址出土土器
PLATE15-1	第85号住居址土鍾出土状態	PLATE32	第100~104号住居址出土土器
PLATE15-2	1と同じ		
PLATE16-1	第86号住居址遺物検出状態		

第1章 調査開始から完了までの経過

第1節 南大通り線建設と発掘調査

都市計画街路南大通り線は、市内の中央部を東西に横断する主要幹線の一つである。本庄市の市街地はJ R高崎線をはさみ、駅北と駅南に大別される。前者は中山道本庄宿以来、発達してきた町内である。その立地条件はJ R高崎線と本庄段丘崖の間のわずかな台地上にあたるため、人口増加に伴う市街地の拡大には面積的に限界がある。これに対して後者の駅南は、昭和50年代まで広大な桑畑が女堀川までつづき、新たな町づくりの条件を満たしており、女堀土地区画整理事業が昭和50年代に実施された。また、その東方では朝日町土地区画整理事業が昭和63年度より実施され、駅南の居住空間は人口7万都市構想の実現に向かって進行しつつある。これに対して、これら新しい町の動脈とも言える道路は、旧来の道路網では当然間に合うものではなく、駅南大通り、二本松通り、南大通りが新たに建設された。駅南通りは、将来上越新幹線本庄駅が竣工された折にはJ R高崎線本庄駅と結ぶ道路となり、二本松通りと南大通りは、本庄市の南の玄関とも言える関越自動車道本庄・児玉インターチェンジから北に走る金鑽大通りと交差し、新市街地を通過して国道17号線に直結する交通網となる。以上の土地区画整理事業や道路建設に対する埋蔵文化財の発掘調査は、縄文遺跡、笠ヶ谷戸遺跡、朝日町土地区画整理事業予定地内の試掘調査、金鑽大通り線建設に伴う社貝路遺跡、夏目遺跡、二本松遺跡の発掘調査等が実施されてきた。本発掘調査も大局的にはこれら駅南の諸開発にかかる発掘調査の一環として見ることができよう。

南大通り線は西方の金鑽大通り線と交差し、駅南地区を東西に通過した後、朝日町で二本松通りと交差してJ R高崎線を越え、国道17号線に至る道路である。その建設は女堀土地区画整理事業内からはじまり、西側の児玉新道まで開通している。また、東側の寄居新道以東の朝日町土地区画整理事業内は昭和63年度より工事が着工しており、残すところ、J R高崎線以北及び、本発掘調査地点にあたる栄3丁目付近一帯となった。前者は平成2年度以降に埋蔵文化財の発掘調査が予定されている。後者すなわち、本報告に述べる地点の発掘調査は昭和59年度よりはじまる。

第2節 発掘調査の経過

栄3丁目一帯の南大通り線建設事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査の経緯と経過は、本報告書のI、IIに述べたとおりである。ここでは調査完了に至る経過についてふれておく。建設事業予定地の全体面積は6,392㎡を数える。発掘調査以前から全域が周知の遺跡であることは本庄市遺跡地図に明白であった。ここでまず問題となるのは、調査面積に対する期間の長さである。前述した面積に対して6年の歳月を費やした。その理由として当初、本庄市都市計画課（当時）から、買収完了地より順次発掘調査を進行し、3か年で調査完了に向け実施できないかとする意見が提出された。協議の結果、工期の支障を来さないよう年度ごとに工事と平行して発掘調査を実施することとなり、計画書を取り交した。この間、折しも第2次臨調が国で検討され、埋蔵文化財に対しても答申書が提出されていた。

そのマニュアルは県教育委員会を経由して市町村にも届いている。

このことは、行政が実施する埋蔵文化財の発掘調査も諸開発行為の事業の工程の一環として組入れられたことを物語るものである。ところが、都市計画課の予想外に未買収地の買収が困難を極め、2倍の6カ年を費やすことになった。その経過は第Ⅰ区に記したとおりである。発掘調査にかかる報告書の刊行も調査完了の長期化が予測されたため、暫時分冊で出版することとなった。以上の経過から本遺跡の発掘調査は昭和59年度より平成元年度までの6カ年にわたり、整理作業並びに報告書の刊行を含めると7カ年の大事業となった。この間教育委員会では他の大規模発掘調査も同時に行っていたことを付記しておく。

第3節 事業の工程

6カ年にかかる調査の工程は年次ごとに区ざり、第1～6次調査とした。また、調査地点は南北に走る市道により東から西へ第Ⅰ～Ⅳ区と命名した。各年次調査地点は以下のとおりである。

第1次調査は昭和59年度にあたる。第Ⅰ～Ⅳ区の買収完了地の試掘調査及び発掘調査を実施した。ただし、道路幅員限界は隣地の崩落を予想して調査の幅を狭くした。

第2次調査は昭和60年度にかかる。土地の買収作業が難航したため、第1次調査時に一時的に保存しておいた幅員限界沿いと、第Ⅲ区の西端で買収完了後に発掘を予定していた三角形の土地を対象とし開掘した。発掘後は幅員及び隣地との境界は、崩落による遺構の破壊をふせぐため埋戻した。

第3次調査は昭和61年度で、第Ⅰ区の東西両端と第Ⅱ区の東端のわずかな買収完了地及び、市道2637号線と2639号線を封鎖して発掘を行なった。

第4次調査は昭和62年度に実施した。残る3カ所の買収予定地の内、東側の第Ⅰ区に所在する部分の調査が可能となり開掘する。

第5次調査は昭和63年度で、第Ⅱ区西端の買収完了地を対象とした。

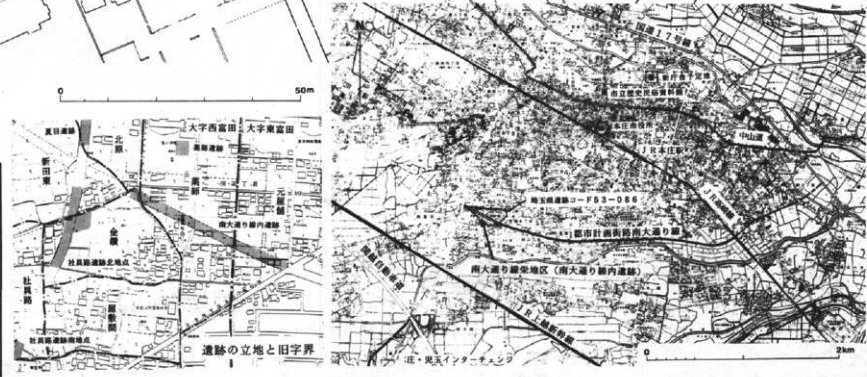
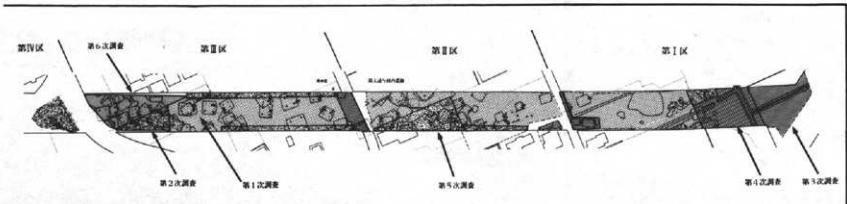
第6次調査は現地調査最終年度にあたり、第Ⅲ区の西端である。第5・6次調査の地点はわずかに300㎡前後の面積であったが、住居址が最も密集する地点で、10数軒以上が検出されており、2カ月以上を費やした。この間、第2次調査時より年間を通して整理作業も行ない、昭和62年度には第1号住居址から第75号住居址までの遺物整理が完了している。後者以降にかかる遺構の遺物整理は平成元年度に完了した。

前述したごとく、発掘調査は買収完了のつど実施されたため、同一遺構が数度にわたり別々に調査されたものが多い。また、遺構番号も前後しているため第1表に一覧表として整理しておく。

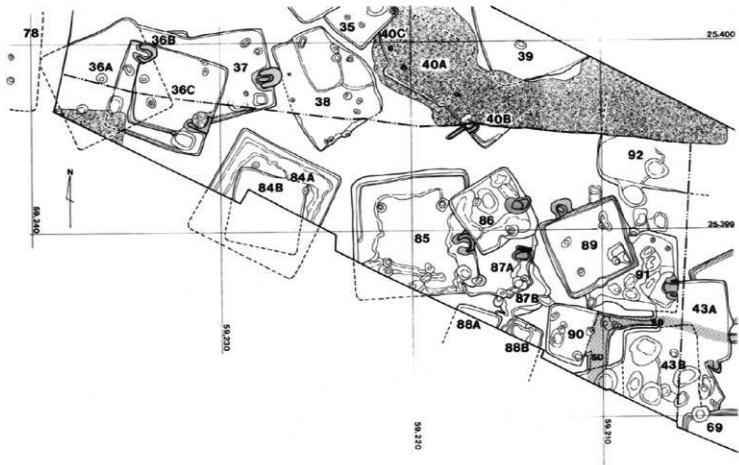
	住居址番号	地区	調査年	報告号数	時期	備 考
1	第1号住居址	第Ⅲ区	第1・2次調査	Ⅰ・Ⅱ	真間	
2	第2A号住居址	第Ⅲ区	第1・2次調査	Ⅰ・Ⅱ	国分	「井」字墨書出土
3	第2B号住居址	第Ⅲ区	第1・2次調査	Ⅰ・Ⅱ	鬼高	第3～5・7地点は包含層の四み
4	第6号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	Ⅰ・Ⅱ	鬼高	床面上より多量の土器出土
5	第8号住居址	第Ⅲ区	第1・2次調査	Ⅰ・Ⅱ	和泉	本遺跡最大規模の住居址
6	第9A号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	Ⅰ・Ⅱ	国分	本遺跡区分的式で最大規模の住居址
7	第9B号住居址	第Ⅲ区	第1・2次調査	Ⅰ・Ⅱ	鬼高	

	住居地番号	地区	調査年	報告号数	時期	備 考
8	第10号住居址	第Ⅲ区	第1・2次調査	I・II	鬼高	カマド袖内に大形甕を埋納
9	第11号住居址	第Ⅲ区	第1・2次調査	I・II	鬼高	
10	第12号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	和泉	大形把手付甕、80点余の土器が出土、初期カマドを持つ
11	第13A号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	
12	第13B号住居址	第Ⅲ区	第1・2次調査	I・II	国分	国分式期では最小の住居址、カマドが2カ所
13	第14号住居址	第Ⅲ区	第1・2次調査	I・II	和泉	
14	第15号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	
15	第16A号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	国分	銅鈴、「天」字墨書出土
16	第16B号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	
17	第17号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	
18	第18号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	カマドが壁面から分層して築造、袖内より臼玉3点出土
19	第19A号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	
20	第19B号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	
21	第20号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	国分	
22	第21号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	
23	第22号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	
24	第23号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	
25	第24号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	カマド周辺より多量の土器とU字形鉄先出土
26	第25号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	三方一段透かし高環模倣土師器出土
27	第26号住居址	第Ⅲ区	第1次調査	I・II	鬼高	
28	第27号住居址	第Ⅲ区	第2次調査	I・II	国分	
29	第28号住居址	第Ⅲ区	第2次調査	I・II	鬼高	TK47型式の埴土
30	第30号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	不明	第29号は欠番
31	第31号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	不明	
32	第32号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	不明	床面上より菅玉出土
33	第33号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	不明	
34	第34号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	和泉	
35	第35号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	鬼高	いわゆる鬼高Ⅲ式か
36	第36A号住居址	第Ⅱ区	第1・5次調査	I・II・	鬼高	カマド周辺よりTK209型式の埴と多量の土師器出土
37	第36B号住居址	第Ⅱ区	第1・5次調査	I・II・	鬼高	
38	第36C号住居址	第Ⅱ区	第1・5次調査	I・II・	鬼高	
39	第37号住居址	第Ⅱ区	第1・5次調査	I・II・	鬼高	
40	第38号住居址	第Ⅱ区	第1・5次調査	I・II・	鬼高	
41	第39号住居址	第Ⅱ区	第1・5次調査	I・II・	真間	
42	第40A号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	不明	
43	第40B号住居址	第Ⅱ区	第1・5次調査	I・II・III	鬼高	壁外に煙道が長く延びる
44	第40C号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	不明	
45	第41号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	国分	
46	第42号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	鬼高	コーナー部にカマドあり
47	第43A号住居址	第Ⅱ区	第1・2次調査	I・II	鬼高	
48	第43B号住居址	第Ⅱ区	第1・5次調査	I・II・	国分	鉄弁、鉄鏝、刀子出土
49	第44号住居址	第Ⅱ区	第1・2次調査	I・II	不明	五領、鬼高、国分式が混在
50	第45号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	鬼高	鬼高式期の住居址では最も小形、炬を持つ、直口壺模倣品出土
51	第47号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	国分	壁溝より刀子2口出土
52	第48号住居址	第Ⅱ区	第1・2次調査	I・II	鬼高	土器割りあり
53	第49号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	国分	
54	第50号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	国分	
55	第51号住居址	第Ⅱ区	第1・2次調査	I・II	国分	「武藏国児玉郡草田郷大田マ身万呂」銘文紡錘車出土
56	第53号住居址	第Ⅱ区	第1次調査	I・II	国分	土師器、須恵器が多量に出土、高盤あり
57	第54号住居址	第Ⅳ区	第2次調査	III	不明	
58	第55号住居址	第Ⅳ区	第2次調査	III	不明	
59	第58号住居址	第Ⅲ区	第2次調査	I・II	和泉	

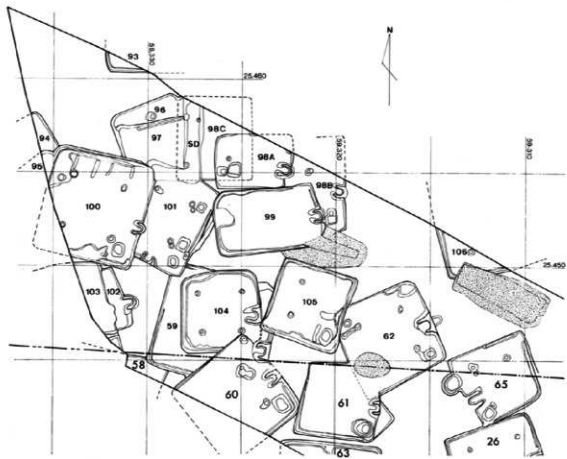
	住居址番号	地区	調査年	報告号数	時期	備考
60	第59号住居址	第Ⅲ区	第2・6次調査	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	鬼高	TK10型式高坏出土
61	第60A号住居址	第Ⅲ区	第2・6次調査	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	鬼高	
62	第60B号住居址	第Ⅲ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	国分	断面円形の横道が明瞭に観察される
63	第61A号住居址	第Ⅲ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	鬼高	
64	第61B号住居址	第Ⅲ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	不明	断面円形の横道が明瞭に観察される
65	第62号住居址	第Ⅲ区	第2・6次調査	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	鬼高	
66	第63号住居址	第Ⅲ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	鬼高	壁面に突出した状態で第64号土壌あり
67	第65号住居址	第Ⅲ区	第2・6次調査	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	鬼高	
68	第66号住居址	第Ⅲ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	国分	鉄針出土
69	第67号住居址	第Ⅲ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	鬼高	和泉式か、第70号は土壌
70	第68号住居址	第Ⅲ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	真間	
71	第69号住居址	第Ⅱ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	鬼高	和泉式か、第70号は土壌
72	第71号住居址	第Ⅱ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	不明	
73	第72号住居址	第Ⅰ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	国分	鉄鏝出土
74	第73号住居址	第Ⅰ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	国分	
75	第74号住居址	第Ⅰ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	国分	鉄鏝出土
76	第75号住居址	第Ⅰ区	第2次調査	Ⅰ・Ⅱ	国分	
77	第76号住居址	第Ⅰ区	第3次調査	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	国分	鈎帯金具出土、贈文処理環 間仕切り溝あり
78	第77号住居址	第Ⅰ区	第3次調査	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	国分	
79	第78号住居址	第Ⅲ区	第3次調査	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	鬼高	間仕切り溝あり
80	第79号住居址	第Ⅰ区	第3次調査	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	国分	
81	第80号住居址	第Ⅰ区	第3次調査	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	鬼高	鉄神出土
82	第81号住居址	第Ⅰ区	第4次調査	Ⅲ	真間	
83	第82号住居址	第Ⅰ区	第4次調査	Ⅲ	鬼高	カマド袖より鈎帯金具出土
84	第83号住居址	第Ⅰ区	第4次調査	Ⅲ	国分	
85	第84A号住居址	第Ⅱ区	第5次調査	Ⅲ	鬼高 真間	床面より20点余の土鏝が一括出土
86	第84B号住居址	第Ⅱ区	第5次調査	Ⅲ		
87	第85号住居址	第Ⅱ区	第5次調査	Ⅲ	鬼高 真間	床面より20点余の土鏝が一括出土
88	第86号住居址	第Ⅱ区	第5次調査	Ⅲ		
89	第87号住居址	第Ⅱ区	第5次調査	Ⅲ	鬼高 真間	床面より20点余の土鏝が一括出土
90	第88号住居址	第Ⅱ区	第5次調査	Ⅲ		
91	第89号住居址	第Ⅱ区	第5次調査	Ⅲ	鬼高 真間	床面より20点余の土鏝が一括出土
92	第90号住居址	第Ⅱ区	第5次調査	Ⅲ		
93	第91号住居址	第Ⅱ区	第5次調査	Ⅲ	国分	鬼高 真間
94	第92号住居址	第Ⅱ区	第5次調査	Ⅲ	国分	
95	第93号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	鬼高	床面より20点余の土鏝が一括出土
96	第94号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ		
97	第95号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	鬼高	床面より20点余の土鏝が一括出土
98	第96号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ		
99	第97号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	鬼高	床面より20点余の土鏝が一括出土
100	第98A号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ		
101	第98B号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	国分	鬼高 真間
102	第98C号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	鬼高	
103	第99号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	鬼高	完全土器が多量に出土、長方形プランの住居址、土製支脚あり。 カマド横に小形櫃と壺がセットで出土、間仕切り溝あり。
104	第100号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	鬼高	
105	第101号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	鬼高	改築を行なっている。
106	第102号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	国分	
107	第103号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	鬼高	極めて深い野竈穴を持つ。
108	第104号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ		
109	第105号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	鬼高	極めて深い野竈穴を持つ。
110	第106号住居址	第Ⅲ区	第6次調査	Ⅲ	鬼高	



第1図 南大通り線内遺跡遺構全測図



第2図 第5次調査地点遺構全圖



第3图 第6次調査地点遺構全圖

第4節 発掘調査にかかる事務手続

6次わたる発掘調査の事務的な手続きの内、当初の都市計画課と教育委員会の協議、回答等については報告書Ⅰに記載したので、今回は割愛する。発掘調査通知等については、下記に一覧表としてかかげておく。

調査年度	発掘調査通知	調査面積	受 理 書	調査担当者・調査補助員
第1次調査 昭和59年度	本教社発第152号 昭和59年8月15日	3,000㎡	59委保記第2-3461号 昭和59年11月15日	増田 一裕
第2次調査 昭和60年度	本教社発第344号 昭和60年12月18日	1,500㎡	61委保記第2-1425号 昭和61年5月2日	増田 一裕
第3次調査 昭和61年度	本教社発第390号 昭和61年11月27日	1,200㎡	62委保記第2-676号 昭和62年3月17日	増田 一裕・矢内 勲
第4次調査 昭和62年度	本教社発第197号 昭和62年7月23日	318㎡	62委保記第3-129号 昭和62年12月8日	長谷川 勇・佐藤 好司 増田 一裕・井上富美子
第5次調査 昭和63年度	本教社発第202号 昭和63年7月7日	240㎡	元委保記第2-563号 平成元年1月18日	増田 一裕
第6次調査 平成元年度	本教社発第114号 平成元年4月19日	344㎡	元委保記第5-1932号 平成元年12月19日	増田 一裕 太田 博之

第5節 調査の組織

地方行政の中にあつて長期間にわたる調査期間中の組織は、大きく変化しこの間、本庄市の機構改革も実施された。元号が64年ぶりに新しくなったことも7年間の時の流れを物語るものである。このため、下記に年度毎の組織表をかかげておく。

【昭和59年度（第1次調査）】

本 庄 市	市 長	織茂 良平(故)	本庄市教育委員会	教 育 長	飯高 彰
都市計画課	課 長	宮本 清	社会教育課	課 長	戸塚 克男
	課長補佐	新井喜久雄		指導主事	矢崎 昭夫
				課長補佐	長谷川道夫
施設計画係	係 長	新井 克易	文化財保護係	主 事	長谷川 勇
	主 任	高木 哲		主 事	中田 啓一
	主 任	斉藤 佳子		主 事 補	増田 一裕
	技 師	倉本 優			
	技 師	立石 茂則			
	技 師	小内 修			
	主 事	笠原 聡			

【昭和60年度（第2次調査）】

本 庄 市	市 長	織茂 良平(故)	本庄市教育委員会	教 育 長	坂本 敬信
都市計画課	課 長	宮本 清	社会教育課	課 長	戸塚 克男
	課長補佐	須賀 肇		指導主事	矢崎 昭夫
				課長補佐	長谷川道夫
施設計画係	係 長	新井 克易	文化財保護係	主 事	長谷川 勇
	主 任	保科 博志		主 事	中田 啓一
	主 任	斉藤 佳子		主 事 補	増田 一裕
	主 任	倉本 優			
	技 師	立石 茂則			
	技 師	山崎 一成			
	主 事	笠原 聡			

【昭和61年度（第3次調査）】

本 庄 市	市 長	織茂 良平(故)	本庄市教育委員会	教 育 長	坂本 敬信
都市計画課	課 長	荒井 茂	社会教育課	課 長	荒井 正夫
	課長補佐	須賀 肇		課長補佐	小林 弘子
施設計画係	係 長	駒沢 文雄	文化財保護係	主 事	長谷川 勇

主任 島田 栄
主任 倉本 優
主任 伊平 昭司
主事 笠原 聡
主事補 塩原 利春

主事 中田 啓一
主事 増田 一裕

【昭和62年度（第4次調査）】

本庄市 市長 織茂 良平（故）
都市計画課 課長 荒井 茂
課長補佐 須賀 肇
課長補佐 中村 勝
施設計画係 係長 駒沢 文雄
主任 島田 栄
主任 伊平 昭司
技師 出牛 康
主事 笠原 聡
主事 塩原 利春

本庄市教育委員会 教育長 坂本 敬信
社会教育課 課長 荒井 正夫
課長補佐 小林 弘子
文化財保護係 主事 長谷川 勇
主事 増田 一裕
主事補 早野 秀之

【昭和63年度（第5次調査）】

本庄市 市長 織茂 良平（故）
都市計画課 課長 荒井 茂
課長補佐 新井喜久雄
課長補佐 中村 勝
課長補佐 吉田 起康
施設計画係 係長 駒沢 文雄
主査 島田 栄
主任 大塚 良二
技師 出牛 康
主事 塩原 利春

本庄市教育委員会 教育長 坂本 敬信
社会教育課 課長 荒井 正夫
課長補佐 田村 文一
文化財保護係 主任 長谷川 勇
主事 増田 一裕
主事 早野 秀之

【平成元年度（第6次調査）】 ※本庄市機構改革年度

本庄市 市長 織茂 良平（故）
（5月21日まで）
市長 茂木 稔
（7月3日より）

都市整備部 部長 大東 祥喬 教育委員会事務局 事務局長 荒井 茂

都市計画課	課長	川端 勝治
	課長補佐	中村 勝
街路係	係長	駒沢 文雄
	技師	塚越 勝也
	技師	出牛 康

社会教育課	課長	荒井 正夫
	課長補佐	中島 正和
文化財保護係	主任	長谷川 勇
	主事	増田 一裕
	主事補	大田 博之
	主事補	赤尾 直行

【平成2年度（最終整理・報告）】

本庄市	市長	茂木 稔
都市整備部	部長	大東 祥喬
都市計画課	課長	川端 勝治
	課長補佐	大塚 英一
	課長補佐	斉藤 好調
街路係	係長	内田 秋安
	技師	塚越 勝也
	技師	出牛 康

本庄市教育委員会	教育長	坂本 敬信
教育委員会事務局	事務局長	金井 善一
社会教育課	課長	板上 英夫
	課長補佐	吉田 敬一
文化財保護係	係長	長谷川 勇
	主事	増田 一裕
	主事	大田 博之
	主事	赤尾 直行

【南大通り線内遺跡発掘調査作業員一覧表】

茂木 秀敏（故）	門倉 正治（故）	木村 喜平（故）	荒井幸太郎	笠本 源一
八木 道具	木村 金作	笠本 作治	門倉 正夫	渡辺芳治郎
久保田小四郎	堀田 依包	戸谷 安雄	折茂 武年	境野 茂男
疋田 富作	津久井伊織	斉藤三四七	半田 源吉	町田 惣吉
小谷野歳一	小谷野 勇	小林 司利	高橋 朝彦	関根 正樹
井上 和也	武藤治太郎	福島 芳夫	木村 三好	根岸 右作
茂木 光布	井上 一郎	笠原 春吉	秋山 雅彦	井上 和哉
倉本 明彦	金子 大治	桑原 章	原午 三	亀田吉之助
関根 典子	久保田かつ子	津久井八重子	大野 洋子	日向みどり
我妻きよみ	滝沢美智子	武藤 洋子	荒井 アイ	高橋 秀子
中原タミ子	荒井 マツ	鈴木うめ子	戸谷きみ子	柳 安江
夏井 博子	吉田八重子	杉 恵美子	渡辺 典子	伊藤ヒロエ
大谷八重子	関根 弘子	萩原 秀子	津久井由夏	新井 一恵
三浦 イネ	木村かね子	金井トシミ		

※ なお、調査完了後で故人となられた方に対しましては、ここに哀悼の意を表します。

第2章 遺構と遺物

第1節 遺構の調査

事業予定地の土地の買収完了のつど発掘調査を実施したため、一遺構を数次にわたり細切れ状態で発掘したものもある。しかし、委託により設定した国家座標の記録から複数の実測図を接合することは容易であった。本節では第Ⅰ～Ⅳ区と設定した調査地区順あるいは、調査年順に記載せず、住居址番号の若い順から紹介していく。

第36A号住居址（第4図）

第1次及び第5次調査で確認された。第Ⅱ区の西端に所在する。北コーナーを中心に北西壁面を検出している。西側は市道2637号線の側溝により調査不可能で、南側は近年の炭ガラを捨てた土壌のため破壊されていた。床面の東半分は第36C号住居址上に貼床しており、コーナー部分は隅丸に近い状態である。第36C号住居址の南化壁面より南方には他の住居址の壁面が観察されないで、本住居址の一边は約5.5m前後と推定される。壁高は20cmを測る。壁溝は検出されなかった。柱穴は数カ所で確認されているが、四本主柱穴の状態を示すものではない。貯蔵穴は検出されなかった。カマドが東北壁面で検出された。先に復原した壁面一辺から、北東壁面でも北側に片寄って位置している。遺存度は比較的良好で、袖部の正面に壘が補強材として埋設されている。長さ110cm、幅115cm、高さ30cmを測る。

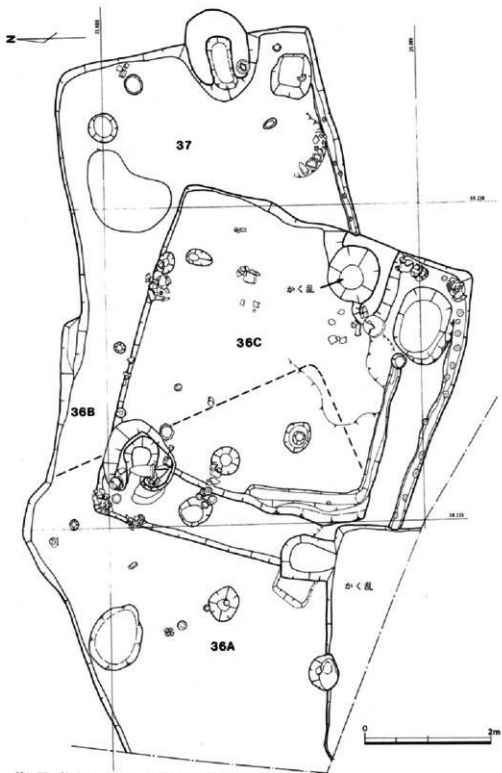
遺物はカマド内に壘が据え付けられた状態で出土し、床面上からは壘、櫃、坏と須恵器坏の完形品が並べられた状態で多く出土している。なお、遺物の実測図については報告書Ⅱに記載済である。

第36B号住居址（第4図）

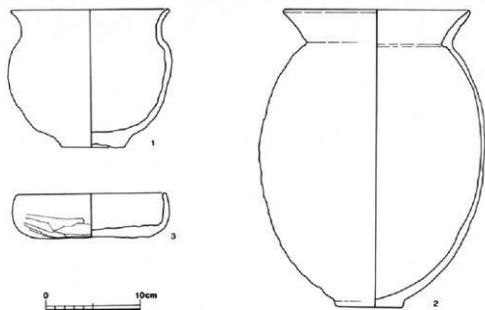
第1次調査時に第Ⅱ区で検出されたもので、先の第36A号住居址の東側に所在する。多くの住居址に切断されており、遺存度は極めて悪い。北壁面の一部を検出しており、大半は後述する第36C号住居址に破壊されている。一辺2.5m以上、壁高10cmを測る。遺物も出土しておらず、時期は不明であるが、住居址の重複状態から、第36A、36C、37号住居址より古く位置づけられる。

第36C号住居址（第4図）

第1、5次調査に際して第Ⅱ区の西端より検出された。ほぼ完掘しているが、西コーナー部は第36A号住居址と同様に近年の攪乱により破壊されている。東西5.6m、南北5.1m、壁高15cmを測る。壁溝は南壁面で検出されている。幅15cm、深さ6cmを測る。溝内には直径7cm前後の小ピットが等間隔で観察されるが、他の壁面では未確認である。床面には貼床施設が観察される。本住居址に伴うと考えられる柱穴は検出されていない。貯蔵穴は南東コーナーよりで、壁面より40cmの間隔を置き検出された。隅丸方形形状を呈しており、長径120cm、短径80cm、深さ40cmを測る。カマドは第5次調査時に東壁面で検出された。かなり南によっており、本体は壁外まで達していない。中央部及び袖部の多くが



第4図 第36A、B、C、37号候居址実測図



第5図

第36・37号住居址出土土器観察表

番号	器種	法量(cm)	特 徴
1	小甕	口径 16.3 器高 14.6	胎土・褐鉄粒、角閃石、白色粒子、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・良好。使用痕・内外面ス付着、外面胴部剝離。残存量・ほぼ完形。第36C号住居址、No 2。
2	甕	口径 19.3 器高 31.5	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、白色粒子、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・良好。外面胴部黒斑。残存量・ほぼ完形。第36C号住居址、No 1。
3	坏	口径(15.6) 器高 4.9	胎土・褐鉄粒、白色粒子、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{2}$ 。第37号住居址、No 1。

近年の土壌により破壊されている。右袖部の遺存度は良好で、正面に壘を補強材として転用している。おそらく左袖部にも存在したものと推定される。なお、右袖の正面下部には深い柱穴と推定されるピットが存在し、次に述べる今一つの住居址に伴うものと考えられる。内部より坏が出土している。カマドの長さは130cm、幅は推定で120cm、高さ20cmを測る。

遺物は貯蔵穴と東側壁面の間で壘が出土しており、北壁面の上位では壘、坏、手捏土器が出土している。第1次調査で出土した遺物については報告書Ⅱで紹介済みである。

本住居址には改築したと考えられる痕跡がある。すなわち、西及び南側の壁面から約80cm内側の床面上に、壁面と壁溝が観察され、東側は貯蔵穴の手前でとぎれる。一辺は4,5m前後、壁溝の幅20cm、深さ5cmを測る。

第37号住居址 (第4図)

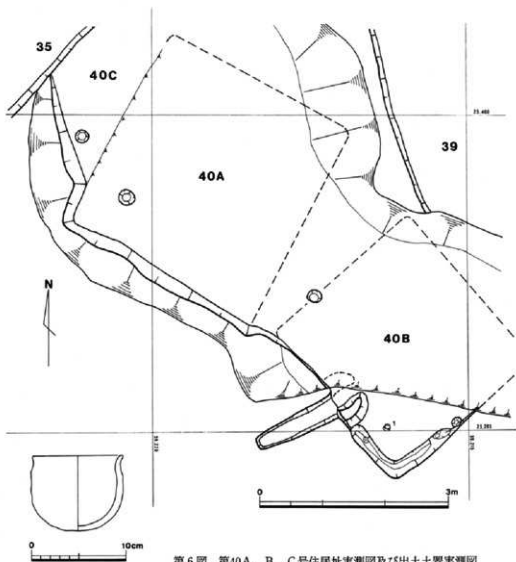
第1次調査で第Ⅱ区の西端より大半を検出し、第5次調査においては南部の一部を検出した。西半分は第36B、C号住居址を切断しているが、壁面は不明瞭で輪郭を確認することができなかった。床面はローム面であるが、第36C号住居址の部分には貼床が観察された。東北及び南東コーナーを検出しており、一辺4,5m、壁高10cmを測る。壁溝は南壁面で検出されており幅10cm、深さ8cmを測る。なお、溝内には直径4cm前後の小ピットが穿ってある。柱穴については、2カ所に観察される。貯蔵穴は南東コーナーよりで検出されており、方形に近いプランを呈する。一辺70cm、深さ50cmを測る。カマドは東壁面のやや南よりで検出された。本体は一部が壁外に張りだしており、両袖部の正面に壘が補強材として埋設されている。長さ140cm、幅120cm、高さ20cmを測る。遺物は概して少なく壘、坏が出土したにとどまる。なお、周辺の重複する住居址の前後関係は第36B→36C→37→36A号住居址の順に新しくなる。

第38号住居址

第1次調査で第Ⅱ区の西端で検出された。また、第5次調査では南コーナーを検出している。本住居址は数軒が重複するものと考えられるが、遺構面が浅く地山の擾乱が著しいことなどから、特に北半の遺存度は不良であった。北半は南北に長い長方形プランの住居址と推定されるものが検出されており、南コーナーからカマドと推定される焼土の痕跡が観察された。一辺3,5m×2,0mを測る。内部より甕式土器の破片が出土している。その外側を取り巻く状態で今一つの住居址が存在する。西コーナーを検出しており、西壁面は第37号住居址のカマドに切断されている。この部分の壁面と第5次調査で検出された南側の壁面は整合せず、南北で別々の住居址が存在した可能性が考慮される。南側の住居址の壁面は南コーナーと東コーナーを検出しており、一辺は約6,5m、壁高10cmを測る。周辺で甕高式の土器が出土しており、同時期の産物と推定される。なお、本住居址群の内部からは縄文式土器が集中して出土しており、同時代の遺構が重複していた可能性がある。

第40B号住居址 (第6図)

第1次及び第5次調査で完掘し、第Ⅱ区の西半中央部に位置する。第1次調査時には大半が近年の



第6図 第40A、B、C号住居址実測図及び出土土器実測図

第40B号住居址出土土器観察表

番号	器種	法量(cm)	特 徴
1	輪	口径 9.4 器高 7.9	胎土・褐鉄粒、白色粒子。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、内面黒色処理。残存量・完形。床敷。

攪乱土壌により消滅しているものと考えられていたが、第5次調査により南コーナー及びカマドが残存していることを確認した。第1次調査では南西壁面をわずかに検出しており、南コーナーと北方の第39号住居址の間隔から、一辺は約3.0m前後と推定される。壁高は40cmを測る。南コーナー周辺では壁溝を検出しており、幅20cm、深さ4cmを数える。柱穴、貯蔵穴等は確認できなかった。カマドは南西壁面に設定されており、位置的には本遺跡の住居址の例から希少的である。本体は壁面内に築造されており、長さ55cm、復原幅約90cm、高さ14cmを測る。壁外には煙道が観察される。長さ140cm、幅45cm、深さ25cmを測るが、ルーム面内をトンネル状に掘り込んでおり、平面的には観察することができなかった。

遺物は少なく小壺がある。鬼高Ⅱ式に所属する。

第43A号住居址（第7図）

第1、2次調査で第Ⅱ区の中央部において検出した。第5次調査によって完掘されたが、遺物の大半は前述調査時に床面より集中して出土したことから、報告書Ⅱに遺物のみ先行して記載しておいた。第1、2次調査では南側が第43B号住居址により破壊されていたため遺構の詳細に不明な点があった。3次にわたる調査では、他の住居址により周囲がかなり破壊されていることが判明した。北西コーナーは第5次調査で検出された第90号住居址に破壊されており、南西コーナーは第43B号住居址に切断されている。本住居址の西壁面は溝3に破壊されながらも幅1mの範囲でかろうじて残存していたにとどまる。ほぼ東西南北に配置しており、規模は東西4.1m、南北4.4mを測る。壁溝は観察されず、柱穴は検出されていない。カマドは遺存する壁面ぞいにおいて確認されなかった。おそらく、新しい住居址や溝により破壊された西壁付近に存在したものと推定される。

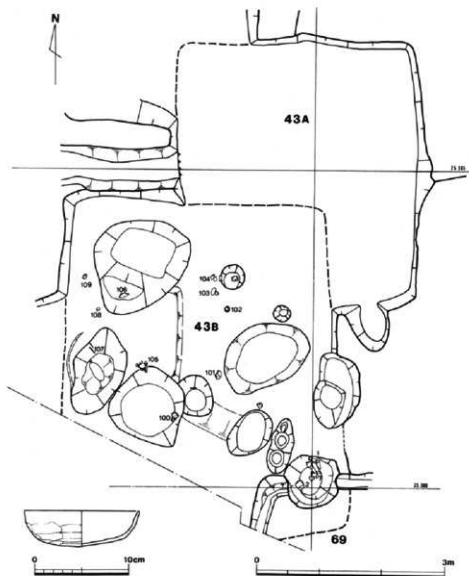
第43B号住居址（第7図）

第Ⅱ区の中央部で第1、2、5次調査により大半を検出した。南側については調査範囲外のため不明である。東壁面の一部と北西コーナー部を中心に検出された。北東コーナー周辺は溝3により壁面が破壊されていたため、第43A号住居址の床面まで掘り下げた。南北5.4m以上、東西4.4m、壁高55cmを測る。壁溝と柱穴は観察されない。床面は貼床が観察されるが、その下位には多数の床下土壌が検出された。7カ所見られ直径60cmから140cm前後を測り、第69号住居址の壁面を切断する土壌内からは壺が出土している。カマドは東壁面側に観察される。袖部が破壊されていたが、カマド下土壌内には多量の焼土が見られた。

遺物は床面上より土師器壺、坏、須恵器が出土しており、他に鉄斧、鉄鎌、刀子が見られた。国分式に所属する。

第54号住居址（第8図）

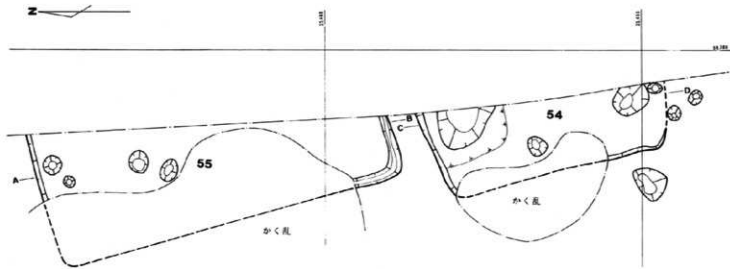
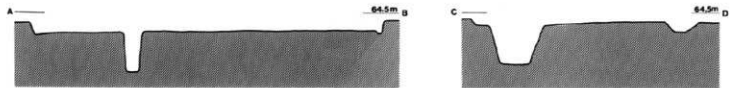
第2次調査で第Ⅳ区より検出された。南小学校通りの西に隣接し、遺構面は調査地区内で最も浅いこのため遺構の遺存度も悪い。攪乱が著しく北壁面及び西壁面の一部を検出したにとどまる。南壁は確認していないが、一辺約4m前後と推定され、壁高は8cmを数える。復原したプランから約1/3を開掘



第7図 第43A、43B号住居址実測図及び出土土器実測図

第43B号住居址出土土器観察表

番号	器種	法量(cm)	特 徴
1	坏	口径(12.0) 器高 3.7	胎土・褐鉄粒、石英、角閃石。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・1/4。



第 8 図 第54、55号住居址実測図

したにとどまる。壁溝は検出されなかった。柱穴については住居址の内外にピットが検出されたが、本住居址の柱穴であるかは判明しなかった。北壁付近の床面上に土壌が観察される。楕円形を呈し深さは約1mを測る。

第55号住居址（第8図）

第2次調査により第IV区で検出された。先の第54号住居址とは40cmの距離で北に位置する。南西コーナーと南北壁面のごく一部を検出したにとどまる。西壁面は擾乱により破壊されている。東側は南小学校通り内に位置している。南北の一辺は5.6m、壁高18cmを測る。南西コーナー側で壁溝を検出しており、幅16cm、深さ4cmを測る。柱穴は復原された北西コーナーから45°の角度の部分に所在する直径34cm、深さ30cmのピットが該当するものと推定される。貯蔵穴、カマド等は確認されていない。

第IV区の遺構は前述した第54、55号住居址並びに溝等が東端で検出されたのみで、西方ではほぼ皆無な状態であった。同住居址が本遺跡の北西限界と考えられる。

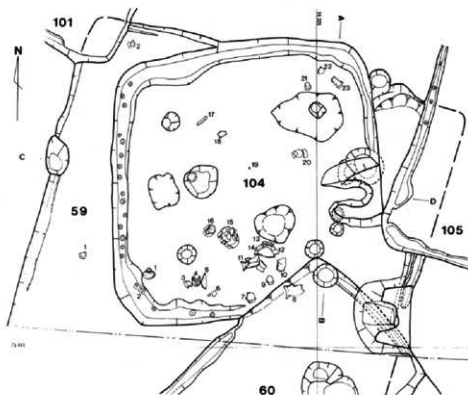
第59号住居址（第9・10図）

第III区西端で検出された。当初第2次調査で第60A号住居址の西側で南西コーナーの一部を確認したにとどまった。また、遺物も皆無であったため、内容に不明な点が多かった。しかし、第6次調査では北側も検出され、完掘した。ほぼ正方形を呈する比較的大形の住居址で、一辺6.2m、壁高37cmを測る。第6次調査で全容が判明したとはいえ、同部分においても複数の住居址に切断されており、中心部の多くは第104号住居址が位置するため、周囲の壁面を中心に検出された程度である。北西コーナーは第101号住居址に、北東コーナー付近が第105号住居址に切断されており、遺存度は良好ではない。第105号住居址と第60A号住居址の間にわずかに東壁面を形成するルーム面が残存しており、東西は一辺6.2mを測る。カマドは同部分で検出された。カマド下には第60A号住居址の壁溝が走っており、これを埋めた貼床面上に構築されている。長さ90cm、幅120cm、高さ11cmを測る。柱穴は第104号住居址のカマド左袖より検出された。また、第2次調査の際に第60A号住居址の北コーナーに接して検出された柱穴は、同住居址の柱穴と本住居址の柱穴及び、本住居址に伴う貯蔵穴が重複しているものと推定される。本住居址周辺の遺構の切り合い関係は、第2次調査時に第59号住居址が第60A号住居址より古いものと思われたが、第60A→59→104・105号住居址の順に新しくなる。

遺物は西床面上で坏を出土しており、鬼高Ⅱ式に所属する。

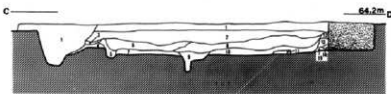
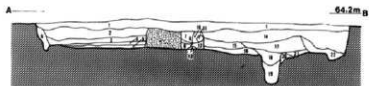
第62号住居址（第12・13・14図）

第III区の西端に所在する。第2次調査で第61A号住居址東側において壁面の一部を検出したが、第6次調査時に完掘した。ほぼ正方形を呈するプランで、壁面より90cm内側のルーム床面は叩きしめられ、その上に貼床が観察される。一辺は5.0m、壁高33cmを測る。南コーナーは第61A号住居址に切断されており、西コーナーは第105号住居址のカマド部分を切断している。壁溝は北コーナー付近で観察され、他は不明瞭であった。柱穴は3カ所検出しており、南側については擾乱のため不明であるが四本支柱穴の状態を示すものと推定される。直径20～30cm、深さ38～46cmを測る。貯蔵穴は東コーナー



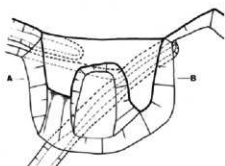
第59、104号住居址土層観察表

1、暗茶褐色土(白色バミス多量) 2・14、暗茶褐色土(ローム微細粒、焼土多量) 3・15、黄味帯びた黒褐色土 4、黒灰色粘質土(ロームブロック含む、粘床1) 5、4よりロームブロック少量 6、黒茶褐色土(微細粒子、ローム粒多量) 7、茶褐色土(カマド内) 8・11、焼土ブロック 9、黒灰褐色土(ローム粒含む、カマド内) 10、黒茶褐色土・ローム混土(カマド袖) 12、黄褐色土と黒褐色混土(カマド袖) 13、ローム 16、ロームブロック・黒褐色土ブロック混土 17、黒茶褐色土(ローム粒含む) 18、黒褐色土 19、18と同じで粘質 20、ロームブロック 21、黒褐色土(ロームブロック含む) 22、炭・灰を多量に含む



左土層1、黒褐色土・焼土・ローム粒多量 1、暗茶褐色土(白色バミス多量) 2、暗茶褐色土(ローム微細粒多量) 3、暗茶褐色土・黄褐色土混土 4、暗黄褐色土(よごれる) 5、黒茶褐色土 6、黄味帯びた黒褐色土(ローム粒多量) 7・10、ロームブロック・黒褐色混土 8、6と同じでローム粒なし 9、黒褐色土・ローム混土 11、ロームブロック 12~15、カマド

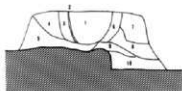
第9図 第59、104号住居址実測図



第59号住居址カマド土層観察表

- 1、焼土・黒灰褐色土
- 2、焼土ブロック壁
- 3、焼土ブロック
- 4・7、黒茶褐色土(粘土、粘土ブロック)
- 5・8、黒味帯びた灰褐色粘質土
- 6、焼土ブロック・灰褐色粘土
- 9、焼土ブロック
- 10、黒灰褐色土

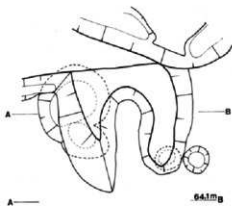
A ————— 64.2m B



第10図 第59号住居址カマド実測図

第104号住居址カマド土層観察表

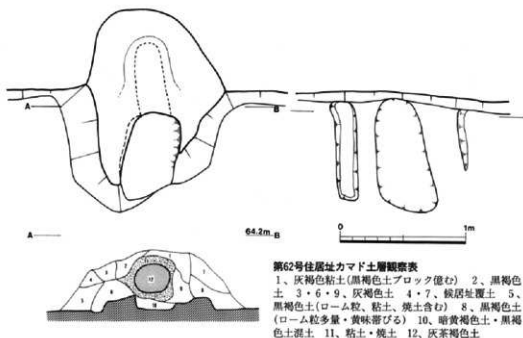
- 1・2、灰茶褐色土(焼土ブロック含む)
- 3、粘土・焼土
- 4・8、黒灰褐色土(ローム粒多く黄味がかる)
- 5、ロームブロック
- 6、黒茶褐色土
- 7、住居址内覆土



第11図 第104号住居址カマド実測図

に接して壁面から40cm離れて設置されている。上位は隅丸方形で下底部は円形を呈する。一辺60cm、深さ62cmを測る。カマドは東北壁面のほぼ中央部に所在する。上半の遺存度は良好とはいいがたいが、壁面よりの構築部は円形のトンネル状に焼土壁が観察される。一部は壁外にのびる。トンネル状部分の直径は30cmを測る。本体の構築に際しては粘土を使用しており、下底はロームの削り出しを行ない輪郭を設定している。長さ100cm、幅120cm、高さ45cmを測る。なお、第61A号住居址との重複部分は、覆乱により不明瞭であったが、土器の配置状態や型式から本住居址が古く位置づけられる。

遺物は第2次調査時において皆無に等しかったが、第6次調査ではカマドと貯蔵穴の間の床面から甕と環が出土している。また、カマドの北側の壁面よりの床面には、須恵器横置壺の口縁部が2点置かれた状態で出土した。鬼高II式に所属する。

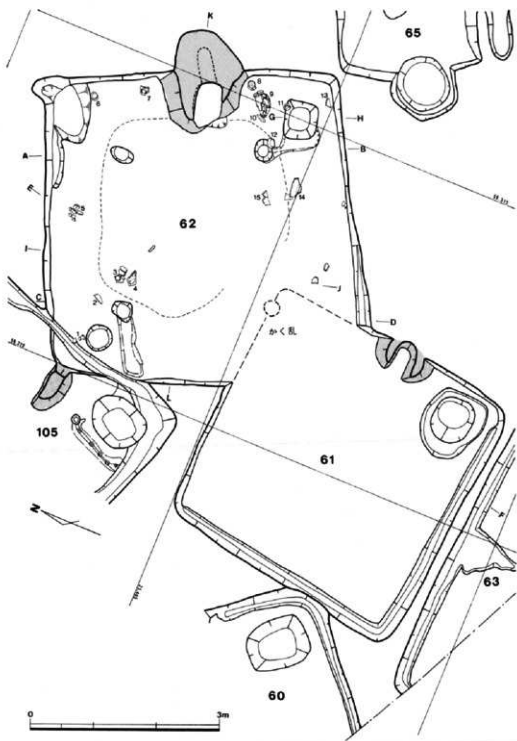


第12図 第62号住居址カマド実測図

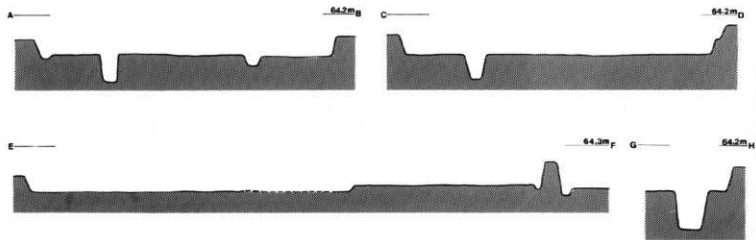
第65号住居址 (第15図)

第III区の西端より第2次調査で南半分を検出し、同部分でカマド、貯蔵穴等を確認している。遺物もカマドの周辺に集中しており、遺構・遺物とも報告書I・IIで公表した。第6次調査では北側の西及び北コーナーを確認しているが、遺物等は少ない。第2次調査で遺存度の悪かった壁面も第6次調査部分では観察することが可能であった。壁高は20cmを測る。壁溝は第6次調査時においても検出されたが部分的にとぎれている。柱穴は第6次調査で2カ所検出されている。

2回の調査で判明した本住居址の規模は東西4.4m、南北4.0mを測る。第62号住居址とは約10cm前後近接しており、同時存在はなかったものと推定される。



第13图 第62号住居址实测图



第62号住居址土層観察表

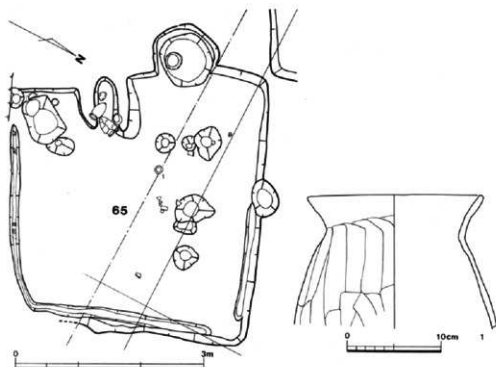
1、黒茶褐色土 2、黄味帯びた黒茶褐色土 3、黒灰褐色粘質土(貼床) 4、淡黒灰色土 アミは近年のかく乱



1、黒茶褐色土 2、黄味帯びた黒茶褐色土 3、黒灰色土 4、ロームブロック 5、淡黒色土 6、黒灰褐色粘質土(貼床) 7、暗茶褐色土(ローム・焼土ブロック含む) 8、カマド



第14図 第62号住居址断面実測図



第15図 第65号住居址実測図及び出土土器実測図

第65号住居址出土土器観察表

番号	器種	法量 (cm)	特	微
1	甕	口径 18.8 器高 (14.0)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、小石、角閃石、石英。整形・外面刷部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ココナデ。焼成・普通。使用痕・外面スス付着。残存量・1/4。	

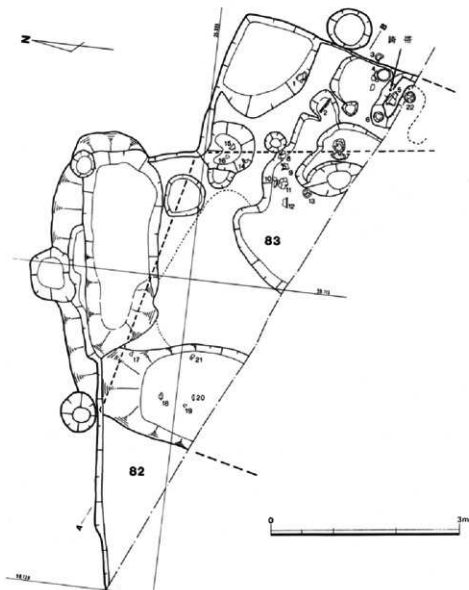
第82号住居址 (第16図)

第4次調査に伴い第1区の東半で検出された。先の第81号住居址とは2mの間隔を置き位置する。確認された部分は北壁面と東壁面のごく一部のみで、西及び、南側は調査範囲外のため規模等に不明な点が多い。東北コーナーは後世の土壌に切断されている。また、床面の大部分は後述する第83号住居址に切断されているため、本住居址の床面はわずかに残存しているにすぎない。一辺は6.9m以上、壁高29cmを測る。

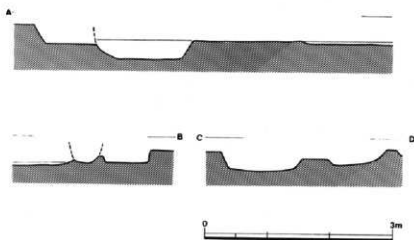
第83号住居址 (第16図)

第4次調査で第1区において検出したもので、南大通り線内遺跡では最東端に所在する住居址である。南側は調査範囲外にあたり、約1/5を開掘した。北壁面及び東壁面と東北コーナーを検出した。西

側は第82号住居址を切断しており、西壁面が不明瞭であるものの、後述するように西側の床下土壌の範囲から東西は6.9mを測るものと推定される。一辺は6.9m、壁高20cmを測る。壁溝及びピットと考えられるものは存在しない。床下土壌が4カ所で検出されており、中央部と西側が大形で、上部に貼床が観察される。検出した床面の西半分中央はローム床であるが、叩きしめられている。カマドは左袖部のみ東壁面の調査限界付近で検出された。袖部の正面に壁が補強材として使用されている。長さ95cm、幅はボーリングによる側面の調査によると約90cm、高さ30cmを測る。煙道の所在については不



第16図 第82、83号住居址実測図



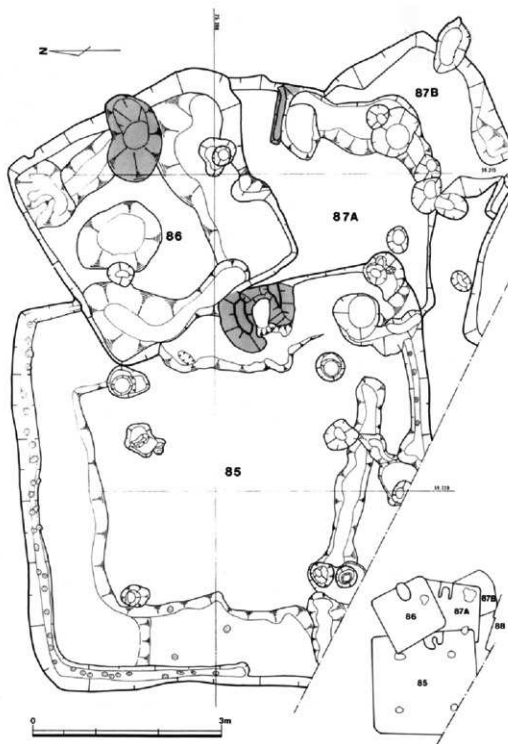
第17図 第82・83号住居断面実測図

明である。カマド内には小壘を支脚に転用したものが検出されている。ところで、本住居址とその周辺には直径40～80cmの土壌が数カ所で検出されている。この内の1基からは人骨が出土しており、第1次調査では第81号住居址の北側においても、同様な土壌と人骨、古銭、陶磁器などが出土しており、周辺が墓地であったことを指示している。

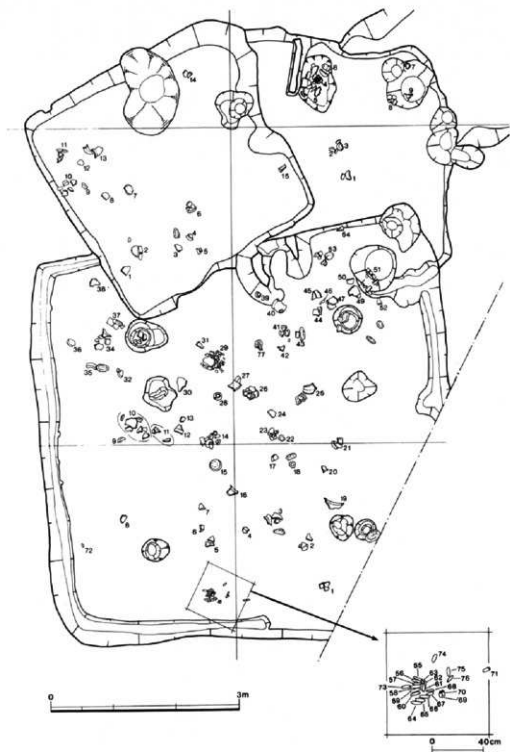
遺物は床面と土壌内に甕、坏が出土しており、カマドの左袖の内部からは袴帯が出土している。

第85号住居址（第18・19図）

第5次調査で確認され、第II区の西側に所在する。第84号住居址とは約60cmの間隔を置き、東側に位置する。周辺では最も大形の住居址で、ほぼ東西南北に方位を取る。南西コーナー側が調査範囲外にあたるが、ほぼ完掘した状態にある。東壁の一部は第86号住居址の西コーナーに切断されている。南側の調査限界付近の床面上まで掘削された後世の溝が認められる。一辺6.7m、壁高28cmを測る。壁溝が検出されているが全周はせず、西壁の中央部と南東側のコーナー付近でとぎれている。幅22cm、深さ10cmを測る。壁溝内には直径8cm前後の小規模なピットが等間隔で並ぶ。ただし、東壁面には観察されない。壁溝の内側には前述した第84A号住居址で観察されたものと同様の浅い周溝状の遺構が検出されている。南壁と東南コーナー部には存在しない。幅1.2m、深さ15cmを測り、壁溝はこの周溝状



第18图 第88号住居址实测图



第19图 第85、86、87号住居址遺物出土実測図

遺構に貼床された後に掘削されている。柱穴は四本支柱穴の状態を示している。それぞれは2段にうがたれており、直径45～50cm、深さ50cm～60cm前後を測る。南西コーナーよりのものは2カ所隣接しており、建かえられたことを示唆している。また、東側には支柱穴に平行して2カ所ピットが観察されることから、補助的な柱が存在し、計6本であった可能性も考慮される。貯蔵穴は東コーナー付近に所在し、壁面から約50cmの間隔を置き、円形プランに近い形態を取る。直径70cm、深さ60cmを測る。カマドは東壁面に位置する。やや南よりに設置されており、一部は第86号住居址により破壊されている。長さ100cm、幅120cm、高さ27cmを測り、上位で煙道が存在した可能性がある。

遺物は床面上に散乱状態で出土した。壺、甕、坏、鉢、手捏土器の他に、土錘が西壁の中央付近で並べられた状態で19点が一括して出土しており、本住居址からは計22点が出土している。鬼高Ⅱ式新に所属する。

第86号住居址（第18・19図）

第5次調査で確認され、第Ⅱ区の西半に位置する。完掘している。やや小形の住居址で、東北壁面の幅が大きい。一辺は4.5m×4.8m、壁高38cmを測る。壁溝は観察されないが、壁面ぞいの床面に浅い溝状の遺構や土壌が重複し一つ一周する。床面はこれらの遺構の上に黒土とロームの混土で貼床をほどこしている。貼床の厚さは6cm前後を測る。柱穴、貯蔵穴と推定されるものは判明しなかった。カマドは東北壁面の中央部よりやや南に位置し、一部が壁外に張り出す。袖部は消滅しており、カマド構築の際の土壌のみが検出された。同土壌の長さ1.4m、幅95cm、深さ40cmを測る。

遺物は床面の西半分に散乱状態で出土した。壺と坏が見られる。真間式に所属する。

第87号住居址（第18・19図）

第5次調査で第Ⅱ区の西半において検出した。完掘している。北側は第86号住居址に、西側を第85号住居址に切断されている。したがって、残存しているのは約1/2程度と推定される。東南コーナーが観察され、南壁面が第85号住居址に接する部分はやや屈曲していることから、この部分が西南コーナーとなる可能性が考えられる。この点から一辺は約4.8m前後と推定される。壁溝は存在しない。ただし、東壁面の南側から南東コーナー付近にかけて浅い溝状の遺構が観察される。柱穴は南側で2カ所と北東部では第86号住居址内に1カ所観察される。貯蔵穴と考えられる遺構が南東コーナーに接して検出されている。円形プランで直径90cm、深さ50cmを測る。カマドは東壁面に位置し、すでに半壊状態であった。ローム面を掘り下げ、カマド下土壌を形成した後に、灰褐色粘土で袖を造り、火床部は住居の貼床面より上位にあたる。カマド下土壌から火床面は24cmの厚さを測る。高坏が逆転した状態で支脚として転用されている。復原されたカマドの数値は長さ95cm、幅90cm、高さ13cmを測る。

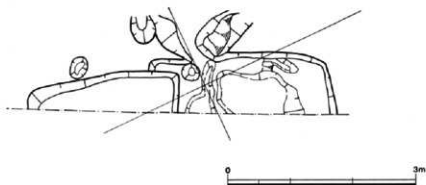
壺、埴、高坏、坏が出土している。鬼高Ⅰ式に所属する。

前記住居址の南東部には別の住居址が存在する。前者を第87A号住居址、本住居址を第87B号住居址と命名する。大半は前者により切断されているため、遺存度は良好とはいえない。東コーナー及び南コーナーを確認しており、一辺3.8m、壁高32cmを測る。壁溝、柱穴、カマド等は観察されなかったが、あるいは土壌である可能性も考慮される。周辺の住居址の切り合い関係は87B→87A→85→86号

住居址と新しくなる。

第88号住居址 (第20図)

第5次調査時に第II区の西半で検出した。ただし、大半は南側の調査範囲外に埋没している。検出された部分は約1/2程度と推定される。2軒が重複しており、西側に所在する第88A号住居址は第85号住居址と約60cmの間隔で近接する。北西コーナー及び南東コーナーを確認したが、壁溝、柱穴、カマド、炉等は一切確認されなかった。一辺2.5m、壁高30cmと住居址としては小形であることから、土壌の可能性ある。第88B号住居址は、前者の東南に位置し、西北部は前者に切断されている。コーナー



第20図 第88号住居址実測図

部は前者と同様の状態で確認されている。一辺3,0m、壁高36cmを測る。壁溝は存在しないが、浅い溝状の遺構が観察される。柱穴は存在しない。

覆土中より鉄滓と磁石が2点出土している。国分式期に所属する可能性がある。

第89号住居址 (第21回)

第5次調査に際して第Ⅱ区の西半で検出された。完掘している。正方形に近い状態のプランを呈しており、一辺4,6×4,4m、壁高48cmを測る。壁溝が圍繞しており、南東壁面の中央では幅が広がっている。幅16cm、深さ11cmを測る。壁溝の内部には直径10cmの小ピットが穿たれているが、東南壁の中央部では存在しない。入り口施設の存在を暗示している。柱穴は四本支柱穴の状態、直径45~62cm、深さ48~55cmを測る。貯蔵穴と考えられる施設は東南コーナーの壁面から30cmの間隔を置き不定形な状態のプランで検出された。一辺90cm、深さ19cmを測る。カマドは本体が破壊されていたが、土壌が検出された。北西壁面の西よりの外側に土壌が掘削されており、袖部、煙道等は観察されなかった。長さ90cm、幅106cm、深さ93cmを測る。同カマド痕跡の東側においても浅い土壌状の遺構が観察されるが、重複状態及び覆土から住居址に伴うものではない。

遺物は床面上に散乱状態で出土した。壘、坏が見られる。なお、東コーナーよりの柱穴の下底から坏が出土している。真間式に所属する。

第90号住居址 (第36回)

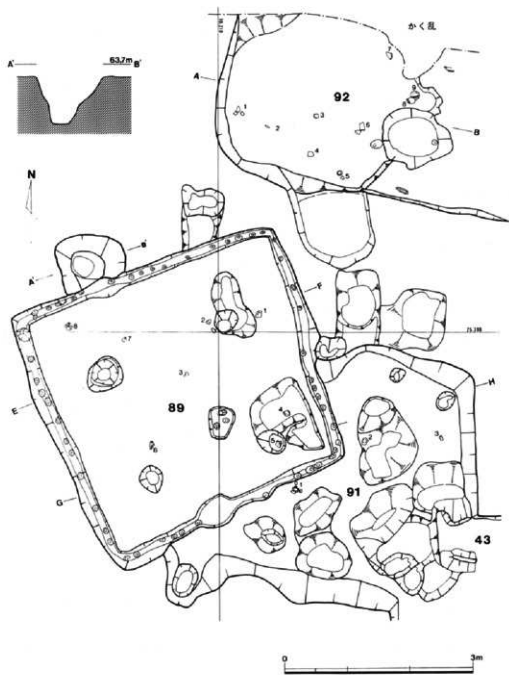
第5次調査で第Ⅱ区の西半より検出された。小形の住居址で完掘している。しかし、東側は溝3に破壊されている。台形状プランを呈する。北壁面は東側の溝3と接する部分が北東コーナー付近と推定され、北壁ぞいの一辺2,6m前後、南壁の一辺2,1m、南北2,9m、壁高25cmを測る。壁溝、柱穴等は存在しない。床面の西半に小規模な土壌ないしピットが観察される。カマドは検出されなかったが、本遺跡の国分式の住居址では東側に通常配置されていることから、溝3に破壊された部分に所在したものと推測される。

遺物は床面上に須恵器と土師器壘が集中して出土した。国分式に所属する。

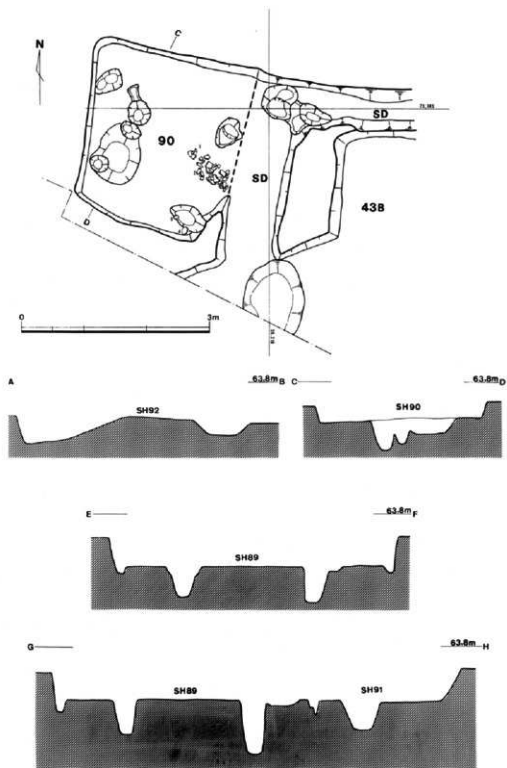
第91号住居址 (第21回)

第5次調査で第Ⅱ区の西半より検出し、完掘している。遺存状態は良好とはいえないが、3軒が重複状態にある。すなわち、西半の床面は第89号住居址の床面がより下部に検出されているが、本住居址が新しく、同部分は貼床がほどこされている。一方、東南側は第43A号住居址と重複する。この部分は本住居址が切断しており、カマドが所在する。東北コーナーが明瞭で、南壁面の西よりで第89号住居址の接する地点が南西コーナーにあたるものと推定され、一辺4,2m、壁高52cmを測る。壁溝、柱穴は存在しない。床下土壌が多く観察される。カマドは東壁の南よりに構築されており、壁外の状態については第43A号住居址の北壁ぞいに焼土が観察される。長さ60cm、幅120cm、高さ10cmを測る。

遺物は少なく壘等が見られた。国分式に所属する。



第21图 第89、91、92号住居址実測図



第22图 第90号住居址实测图

第92号住居址 (第21図)

第5次調査時に第II区の中央部北側で検出された。遺存度が悪い。北辺部は第2次調査の範囲に位置するものの、近年の擾乱により遺構自体が消滅していた。また、北側は遺構面が浅く自然消滅しており、約1/2が残存している程度である。この部分は第2次調査時の範囲にあたるが、同調査時にも検出されなかった。隅丸を呈する西南コーナーを中心に確認しており、一辺は5.0m以上、壁高7cmを測る。壁溝、柱穴は存在しない。また、カマド等も不明である。コーナーよりの床面には土壌が観察される。長径3.5m、深さ40cmの楕円形を呈しており、この上に貼床がほどこされている。

遺物は土壌の部分に多く、甕、坏等が出土している。真間式に所属する。

第93号住居址 (第23図)

第6次調査で第III区の西北端より検出した。南コーナーを中心に若干を開掘したにとどまる。残りの大半は北東方の調査範囲外に所在する。したがって、規模等に不明な点が多い。後述する第96号住居址とは南に約1.2mの距離で近接する。検出された部分は西及び南壁面の一部で、南西コーナー部を確認しており、貼床が認められる。一辺は2.4m以上、壁高33cmを測る。壁溝が観察され、幅30cm、深さ5cmを測る。柱穴やカマドは調査範囲外に遺存している可能性が濃厚である。

遺物は甕、埴、坏が少量出土した。

第94号住居址 (第29図)

第6次調査で第III区の西端で検出した。大半が西側の市道下に位置する。また、南側は第95、100号住居址により切断されており、開掘部分は少ない。北コーナーを中心に北東壁面を検出しており、一辺2.3m以上、壁高22.5cmを測る。

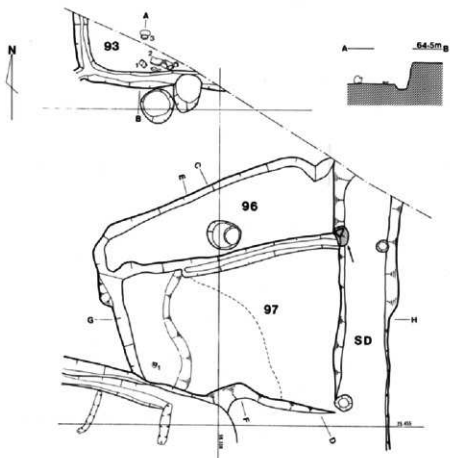
遺物は若干出土しており、坏が見られる。鬼高1式新に所属する。

第95号住居址 (第29図)

前述の南に接して検出されたもので、北壁の一部を検出したにとどまる。大半は西側の市道下に位置する。また、東側の多くは第100号住居址に切断されている。壁高23.4cmを測る。上面で粘土塊が観察されたため、カマドの可能性が示唆された。しかし、壁面が湾曲しており、北東コーナー付近にあたる可能性があることから、カマドとするには位置的に問題で、土層観察の結果、粘土はブロック状であったことなどから否定される。本住居址と先にふれた第94号住居址の南壁面は第100号住居址により切断されているため不明であるが、第100号住居址の南壁面外には観察されないことから、その規模が限定されるものと考えられ、いずれも一辺5m前後と推定される。

第96号住居址 (第23図)

第6次調査で第III区より検出された。北西壁面と西コーナーが確認されたのみで、南側は第97号住居址に、東側は溝8に破壊されており、詳細は不明である。北西壁面が溝8と接する部分で壁面プランがやや湾曲しており、この部分が北コーナーである可能性がある。一辺は約4m前後と推定される。



C ————— 64.4m D



E ————— 64.4m F



G ————— 64.4m H



第96、97号住居址土層観察表

- 1、灰味帯びた暗茶褐色土
- 2、暗茶褐色土(ロームブロック含む)
- 3、黒味帯びた暗茶褐色土
- 4、黒灰褐色土
(やや粘質、ロームブロック含む)
- 5、黄味帯びた茶褐色土
(ローム・焼土大粒多量)
- 6、黄味帯びた茶褐色土
黒灰色粘質土混在
- 7、黒灰色粘質土



第23図 第93、96、97号住居址実測図

壁高21cm。なお、第97号住居址の北壁面が溝8と接する部分に、焼土と粘土が観察され、この部分にカマドが存在した可能性が濃厚で、と同時に東壁面の限界を暗示している。

遺物はほとんど出土しなかった。このため時期は不明であるが、第97号住居址が国分式期に所属するため、それ以前にあたる。

第97号住居址（第23図）

第6次調査で第Ⅲ区西端より検出された。第96号住居址を切断しており、東側は溝8に切断されている。南側は第100、101号住居址上を貼床したものと推定されるが、その範囲は不明瞭であった。しかし、溝8の東側には別の住居址の床面が観察され、また、溝8の南方で第98C号住居址の壁面が残存することから、南側は同壁面の手前限定することが可能である。以上の点から本住居址のプランを復原すると、一辺2.7m前後の小形の住居址と推定される。壁高は40cmを測り、第96号住居址のローム床面との高低差は15cmを測る。北西壁面ぞいには壁溝が検出された。幅16cm、深さ5cmを測る。西南方の床面は一段掘り下げられており、貼床が観察され、厚さ5cmを測る。中央部の床面はローム面を叩きしめている。カマドは検出されなかったが、出土した遺物の年代から東側に位置したものと考えられ、溝8により破壊された可能性が大きい。

遺物には須恵器の高台付環が出土しており、国分式に所属する。

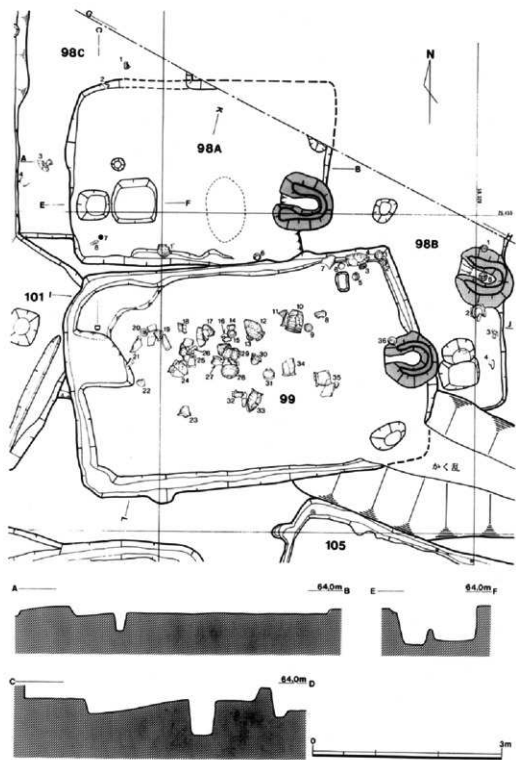
第98A号住居址（第24・25・26図）

第6次調査で第Ⅲ区の西端より検出した。住居址の重複状態が顕著な部分である。大半を開掘しており、北東部の一部は調査範囲外にあたる。ほぼ東西南北に配置しており、南壁面の東半分は第99号住居址に切断されているように見えるが、本住居址が新しい。東西に長い長方形プランを呈し、東壁面はカマドをはきみずれる。一辺東西4.2m、南北3m、壁高28cmを測る小形の住居址である。壁溝は南壁面の中央部以外は認められなかった。カマド正面の小規模な範囲にローム面の叩き床が観察され、他は貼床がほどこされていた。厚さ14cm前後を測る。柱穴及び貯蔵穴と推定されるものは検出されなかった。カマドは東壁面の南よりで検出され、一部が壁外に突出している。また、カマド下にはカマドの輪郭とほぼ同じ範囲で浅い皿状の土壌が観察された。長さ94cm、幅92cm、高さ38cmを測る。

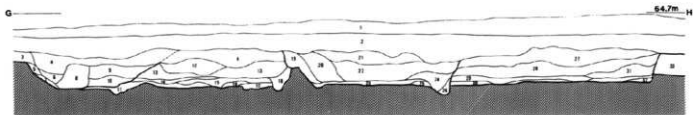
遺物は南壁面側に比較的多く、甕、坏、須恵器小壺が出土している。国分式に所属する。

第98B号住居址（第24・25・27図）

第6次調査で第Ⅲ区の西端で検出した。西半分以上が第98A号住居址に切断されており、東側は調査範囲外にあたるため、検出された部分は少ない。また、南側は近年の擾乱により若干破壊されている。東壁面及び南東コーナーを確認した。一辺は4.3m以上を測るが、西方の第98A号住居址と第99号住居址が接する部分のローム面が、本住居址の床面より高いため、一辺は4.5m前後に復原される。壁高は16cmを測る。貼床が観察され、厚さ8cmを測る。東側の調査区限界に近接した東壁面において、カマドが検出された。全体に丸く、若干壁外に突出しており、主軸は壁面と直交しない。貼床面上に構築されている。長さ96cm、幅95cm、高さ18cmを測る。南東コーナーに接した部分には、壁面から36



第24图 第98A、98B、98c、99号住居址实测图



第98A、B、C、99号住居址土層観察表

1、近年のバラス 2、耕作土 3、暗茶褐色土(緻密) 4、暗茶褐色土(焼土粒・ローム粒含む) 5、暗黄色土(細粒) 6、黒茶褐色土(ロームブロック含む) 7、ロームブロック 8、黒褐色土(ローム粒含む) 9・12、暗茶褐色土 10、黄味帯びた黒灰褐色土(ロームブロック含む) 11、ローム・黒土混土(貼床) 13、黒茶褐色土 14、黒灰褐色粘質砂・茶灰褐色粘土混土(貼床) 15、黒茶褐色土・ローム混土(貼床) 16、ロームブロック 17、ローム・黒土混土(貼床) 18、黒味帯びた暗黄褐色土(細粒緻密) 19、明茶褐色土 20、茶褐色土 21、茶褐色土(ローム粒多量) 22、20と同じ(ロームブロック多量) 23、黒灰褐色土(下位にロームブロック、貼床) 24、黒茶褐色土 25、ローム 26、ロームブロック 27、暗茶褐色土 28、黒茶褐色土 29、黒褐色粘質土(貼床) 30、ローム 31、黒味を帯びた暗茶褐色土(ロームブロック若干含む) 32、ロームブロック 33、明茶褐色土(下位にローム大ブロック沈殿)



1、暗茶褐色土 2、暗黄褐色土(ローム小ブロック含む、微細粒) 3、黄味帯びた黒褐色土 4、暗黄褐色土(微細砂含む) 5、黒味帯びた暗茶褐色土 6、黒味帯びた暗黄褐色土 7、明茶褐色土(白色バミス粒多量) 8、黒灰褐色粘質土 9、暗黄褐色粘質土(貼床) 10、黒褐色土 11、ロームブロック・黒土ブロック 12、ロームブロック



1・9、暗黄褐色土(白色バミス多量) 2、黒茶褐色土(ローム小粒含む) 3、ロームブロック 4、黒灰色粘質土(貼床) 5、黄味帯びた暗茶褐色土 6、暗茶褐色土 7、黒灰色粘土(貼床) 8・10・11、暗茶褐色土(ローム微細粒多量) 12、黒茶褐色土(微細粒)

第25図 第98A、98B、98C、99号住居址断面実測図



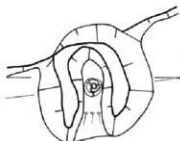
64.0m



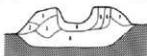
第26図 第98A号住居址カマド公測図

第98A号住居址カマド土層観察表

1・3、赤褐色粘土・焼土 2・4、黒褐色土（焼土・ローム粒多量） 5、暗黄褐色土・黒褐色土混土 6・7、黒灰褐色土 8、住居址覆土 9、黒褐色土（カマド下填）



64.0m



64.1m

第98B号住居址カマド土層観察表

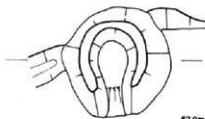
1、灰褐色粘土 2、黄味帯びた黒褐色土（焼土ブロック含む） 3、粘土・黒土 4、茶褐色土（焼土粒多量） 5、黒褐色土（焼土ブロック・ロームブロック多量） 6、粘土・焼土 7、黒茶褐色土 8、ロームブロック（カマド下土填）



第27図 第98B号住居址カマド実測図

第99号住居址カマド土層観察表

1・2、灰褐色粘土（焼土含む） 3、黒灰褐色土（ローム粒多量） 4、灰褐色粘土（黄褐色粘土・焼土ブロック含む） 5、黒灰褐色土（焼土ブロック含む） 6、茶褐色土（焼土ブロック含む） 7、黒灰褐色粘質土 8、5と同じ（ロームブロック多量）



63.9m



第28図 第99号住居址カマド実測図

cmの距離をおき、貯蔵穴が認められ、柱穴と重複している。一辺62cm×48cm、深さ64cmを測る。柱穴は直径50cm、深さ46cmを測る。なお、第98A号住居の東壁面で調査限界付近に検出されたピットも本住居に伴うものと考えられる。

遺物は東壁面よりで壘、坏、高坏が出土しており、カマド内には鬼高型高坏を転用した支脚が備え付けられている。

第98C号住居 (第24・25図)

第6次調査で第III区より検出されたが、遺存度は悪い。当初第97号住居の一部と考えられていたが、遺構の配置状態と出土遺物等から1軒の住居址であることが確認された。西側は溝8に切断されており、東側は第98A号住居址に破壊されている。北側は調査範囲外にあたる。このため検出された遺構は、幅80cm前後の間隔で床面が追跡されたのと、南壁面と東壁面のごく一部が残存していたにすぎない。貼床は2～3枚観察され、厚さ14cmを測る。南側の壁面は東西にのび、溝8の西で第96、97号住居址内に壁面が観察されないことから、溝8の部分に西壁が存在したものと推定される。これらの点から、一辺3～4m前後の規模に復原できる。壁高は30cmを測る。南壁面の東延長上と東壁面の南延長上にコーナーを復原することができる。この付近の第98A号住居の南西床面上に、一辺72cm深さ55cmの土壇が存在し、これが本住居に伴う貯蔵穴と考えられる。柱穴は貯蔵穴と推定される土壇に近接して1カ所検出されている。なお、カマドは先に復原されたコーナーの位置及び貯蔵穴から東壁面側に位置し、第98A号住居址により破壊されたものと推定される。

遺物は床面上より中型高坏が転倒した状態で出土しており、貼床面内からは坏が出土している。鬼高I式新に所属する。

第99号住居 (第24・25・28図)

第6次調査により第III区の西端で検出した。完掘している。東南コーナー付近が近年の擾乱のため破壊されているが、床面と擾乱下底面のレベルがほぼ等しかったため、住居の範囲を追跡することは可能であった。北側は第98A、B号住居址を、西側で第101号住居址を切断している。東西に細長い長方形プランで、コーナーは隅丸方形に近い。壁溝の周囲約1mの範囲を除く床面は、ロームを叩きしめている。ほぼ東西南北に配置しており、一辺は5.8m×3.5m、壁高36cmを測る。壁溝が圍繞しており、幅25cm、深さ12cmを測る。西側の壁溝は床面を東に削っている。柱穴は検出されていない。貯蔵穴と推定されるものは南東コーナーの擾乱下で検出されたが、規模が小さく、かなり深いため柱穴の可能性も考えられる。カマドは東壁面の中央部で検出されている。一部が壁外に張りだしており、長さ90cm、幅90cm、高さ26cmを測る。右袖部の内部に土製支脚が出土した。この部分が中央部と推定されるが、現状で検出した右袖部は内部に崩壊した袖壁の可能性が考慮される。

遺物は第6次調査で最も良好で多量に出土した。東北コーナーに接した上位で完形の壘と坏が出土しており、北半分の床面上からは住居の主軸にほぼ平行する状態で完形もしくは、完形に近い土器が並べられたような状態で多く出土した。器種としては壘、鉢、甗、画球胴埴、高坏、坏が見られるが、特にこれらは長方形に近い範囲を示しており、旧状の設置状態のあり方を暗示しており、住居址

のプランとともに、特殊な遺構である可能性が示唆される。

第100号住居址（第29・30・31・32図）

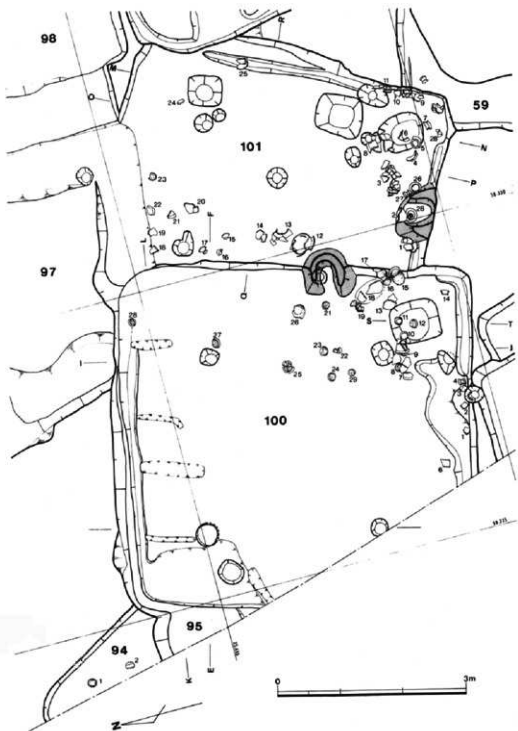
第6次調査で第Ⅲ区西端において大半を検出した。西コーナーのみは西側の市道下に位置する。ほぼ正方形を呈する比較的大形の住居址である。周辺の住居址を切断しており、北西側は第94、95号住居址を、東側は第101号住居址を切断する。一辺は5.5m、壁高54cmを測る。壁溝は部分的に観察され幅18cm、深さ4cmを測るが、南壁面ぞいの一部は幅が広くなる。北側の床面上に壁溝と直交する間仕切り溝が4カ所認められる。いずれも柱穴の手前で終り、長さ70～100cm、幅8～20cm、深さ5cm前後を測る。床面はローム面の上に4枚の貼床が観察され、厚さ20cmを測る。また、北壁面は2段を呈しており、複数の貼床施設とともに、床面を中心に改築されたものと考えられる。柱穴は4カ所で検出された。直径30～35cm、深さ47～50cmと明瞭である。貯蔵穴は南コーナーに接して検出された。方形プランで壁面から約50cmの間隔で所在し、一辺70cm、深さ84cmを測る。カマドは東南壁面の中央部よりやや南よりで検出された。住居址の規模に比してやや小形で、本体の一部は壁外に達しており、長さ70cm、幅85cm、高さ30cmを測る。

遺物はカマド周辺及び、南コーナー付近でまとまって出土した。壘、坏、甔が見られ、カマド南側の壁面には立て掛けられたままの状態、長胴甔及び小形甔と鉢がセット状態で出土した。また、坏類が東側床面上を中心に散布していた。

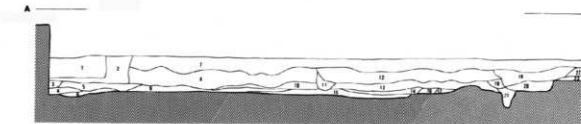
第101号住居址（第29・30・31・33図）

第6次調査時の第Ⅲ区西側で検出した。完掘している。他の遺構による破壊が進行している。南コーナーは第59号住居址の北コーナーを破壊しており、東コーナーは第99号住居址によって破壊されている。また、北東壁面の遺存度は悪いが、第97号住居址下に北コーナーを観察することが可能であり、第100号住居址の北東コーナー部付近から北西壁面がはじまるようである。西半分は第100号住居址の建設に際して完全に消滅している。復原すると南北に長い長方形プランで、一辺は5.3m×4.0m、壁高35cmを測る。北東壁面ぞいに壁溝が観察され、幅20cm、深さ5cmを測るが、壁面と壁溝は北方に行くにいたが離れる。柱穴は東壁面沿いに各2カ所、西側には各1カ所検出されており、一部は第100号住居址のカマド下に位置する。南コーナーに接して貯蔵穴が2カ所検出された。南側の貯蔵穴1は隅丸方形のプランで長径70cm、短径55cm、深さ76cmを測る。北側の貯蔵穴2は方形に近いプランで一辺70cm、深さ62cmを測る。壁溝と柱穴及び貯蔵穴の状態から改築された可能性が考慮される。カマドは珍しく南西壁面に設置されており、長さ120cm、幅100cm、高さ32cmを測る。これは従来東壁面に存在したものを改築に伴い移動した可能性が示唆される。内部には高坏を転用した支脚があり、その上に置かれた壘が正面に転倒した状態で出土している。

遺物はカマドから貯蔵穴周辺の床面上にかけて多量に出土しており、壘、高坏、坏がある。貯蔵穴1からは上位から中位にかけて坏と壘が転落状態で出土している。また、第100号住居址の壁面付近には散乱状態で壘、高坏、坏等が出土した。

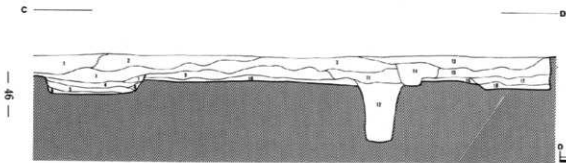


第29图 第100、101号住居址夹测图



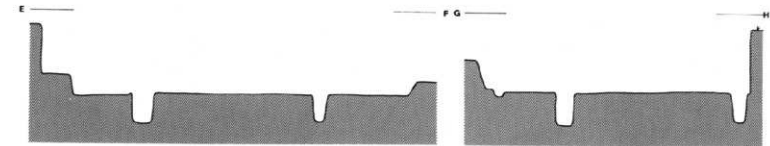
第100号住居址土層観察表

- 1、灰味帯びた暗茶褐色土(白色バミス多量) 2、暗茶褐色土(白色バミス、ローム、焼土多量) 3、黒褐色土(緻密) 4、ロームブロック(暗茶褐色土混在) 5・10、黒褐色土(ロームブロック多量、粘床) 6・15、暗黄褐色土よごれる 7、茶黄褐色土(ロームブロック多量) 8、黄味帯びた暗茶褐色土(ロームブロック含む) 9、暗黄褐色土(ロームブロック多量) 11、灰、灰 12、茶褐色土(白色バミス含む) 13、14と同じ(ローム粒多量) 14、黄味帯びた暗茶褐色土(細かいロームブロック多量) 16、よごれた暗黄褐色土 17、ローム 18、黒茶褐色土 19、灰味帯びた茶褐色土 20、茶褐色土 21、黒褐色土

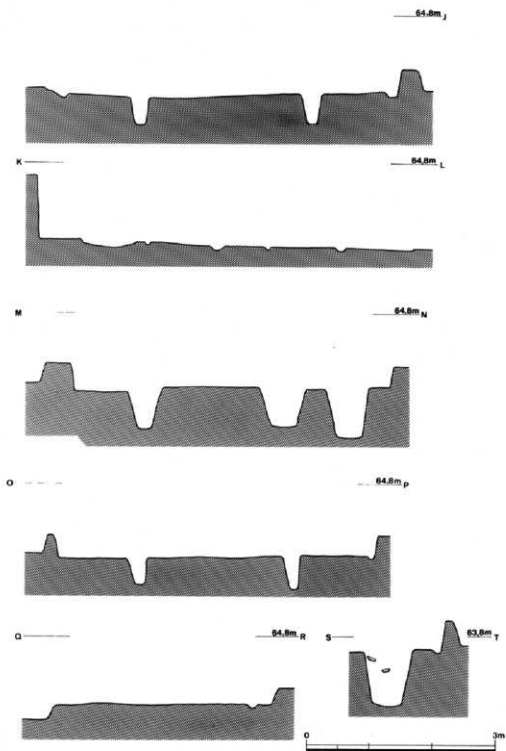


第101号住居址土層観察表

- 1、黒味帯びた暗茶褐色土(白色バミス、ローム粒多量) 2、1より明るい 3、黒灰褐色土(やや粘質、ロームブロック含む) 4、黄味帯びた茶褐色土(粘土、ローム大粒多量) 5、黄味帯びた茶褐色土(ローム粒多量) 6、黒灰色粘質土 7、暗茶褐色土 8、ロームブロック 9、茶褐色土(白色バミス含む) 10・16、大ロームブロック・黒褐色土混在(粘床) 11、煎茶褐色土(ロームその他土ブロック含む) 12、貯蔵穴覆土 13、黄味帯びた茶褐色土 14、暗茶褐色土(緻密) 15、暗茶褐色土 17、黄味帯びた黒褐色土 18、ロームブロック・黒褐色土混在



第30図 第100、101号住居址断面実測図



第31图 第100、101号住居址断面实测图



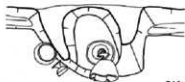
64.0m



第100号住居址カマド土層観察表

1・2、焼土 3、灰褐色土 4、黄味帯びた黒灰褐色土（ローム粒多量） 5、暗黄褐色土

第32図 第100号住居址カマド実測図



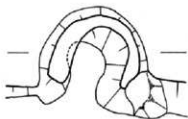
64.1m



第101号住居址カマド土層観察表

1・6、暗黄褐色土（ロームブロック） 2、茶褐色粘土（焼土ブロック含む） 3、灰褐色粘土 4・5、焼土ブロック 7、暗灰褐色粘土 8、黄味帯びた黒褐色粘土

第33図 第101号住居址カマド実測図



64.2m



第102号住居址カマド土層観察表

1・3、灰褐色粘土・焼土 2、青味帯びた黒灰色土 4、黒茶褐色土（ローム粒多量） 5、暗黄褐色土 6、暗灰褐色土

第34図 第102号住居址カマド実測図

第102号住居址 (第35・36図)

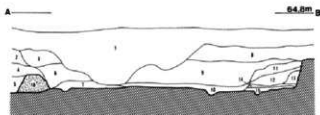
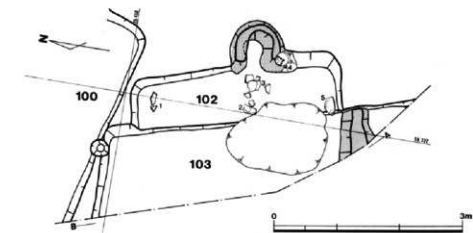
第6次調査で第三区の西端で検出した。東側の半分を開掘した。北東コーナーと南東コーナー及び北東壁面を中心に確認された。西側は後述する第103号住居址の床面に貼床を施しており、南東壁面は同住居址のカマド袖を一部破壊している。一辺3.4m、壁高55cmを測る。貼床が観察され、厚さ8cmの粘質土で第103号住居址の床面部分のみ敷き詰められていた。壁溝、柱穴は観察されなかった。カマドは北東壁面の南よりに位置する。壁外に土壌を掘り、内部に袖を形成している。袖の正面はわずかに壁内に入る。右袖正面のみに襖を補強材として転用している。長さ80cm、幅90cm、高さ40cmを測る。なお、南半分は近世の攪乱が顕著で、床面のレベル近くからキセルの吸い口が出土している。

遺物は壁が大半で、図分式に所属する。

第103号住居址 (第35図)

第6次調査により第三区で検出した。西側の大半は市道下に位置している。北及び北東壁面と北東コーナーを検出したにとどまる。一辺は5.0m以上で、壁高52cmを測る。調査範囲内において壁溝、柱穴は確認できなかった。厚さ6cmの貼床が観察される。カマドは南側調査限界付近で北東壁に接して検出されており、粘土質土で築造された袖が見られる。ただし、同部分は右袖と考えられ、左側は第102号住居址建設時に破壊された可能性がある。長さ80cm以上、幅50cm以上、高さ24cmを測る。

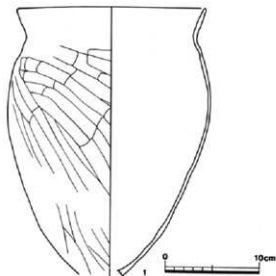
遺物は若干出土したにとどまる。



第103号住居址土層観察表

- 1、かく乱 2、暗黄褐色土(ロームブロック多量) 3、茶褐色土
- 4、黄味帯びた明茶褐色土 5、暗茶褐色土 6、明茶褐色粘質土
- 7、暗茶褐色土 8、淡茶褐色土 9、茶褐色土 10、黒灰色土(粘質、貼床)
- 11 3ロームブロック 12、茶褐色土 13 3 黒茶褐色土 14、黒褐色土 15、ローム 16、カマド

第35図 第102、103号住居址実測図



第36図 第102号住居址出土土器実測図

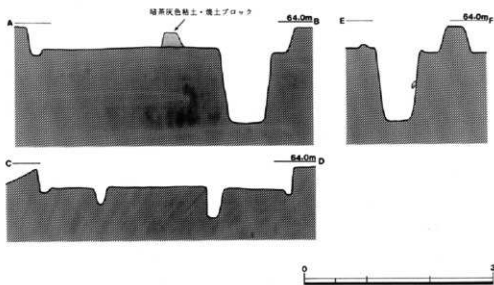
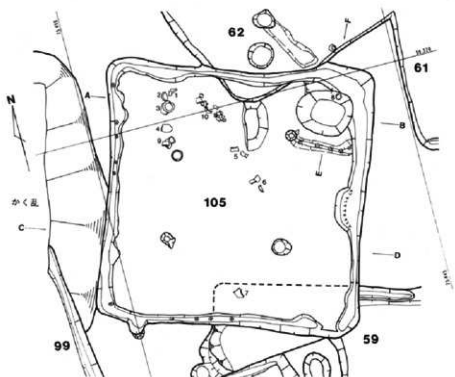
第104号住居址（第9図）

第6次調査で第Ⅲ区より検出され、完掘している。ほぼ東西南北に配置された正方形プランの住居址で、重複が著しい。すなわち、第59、60A号住居址を切断し、また、東側は第105号住居址の西コーナーに接する。三方のコーナーを検出しており、いずれも隅丸方形を呈する。一辺は4.3m、壁高33cmを測る。壁溝が圍繞しており、比較的幅が広い。幅25cm、深さ5cmを測る。西及び南側の壁溝内には小規模なピットが観察された。ルーム床面は凹凸が著しく、その上に貼床が観察される。柱穴は小形であるが4カ所で確認されている。カマドは東壁面のほぼ中央部に所在し、長さ96cm、幅110cm、高さ35cmを測る。このカマド下には第59号住居址の柱穴が存在する。なお北側の第99号住居址とは80cmの間隔で平行する。

遺物には甕、甑、扁球割罫、小形鉢形甑、椀、坏、磁石が南壁面よりの床面のやや上位から出土しており、床面直上ではなかった。鬼高Ⅱ式期に所属するものと推定される。

第105号住居址（第37図）

第6次調査により第Ⅲ区の西端で検出された。完掘している。ほぼ正方形を呈するプランで、北壁の一部が近年の擾乱により若干破壊されている。床面はルーム面を叩きしめており、その上に貼床を行なっている。一辺4.2m、壁高35cmを測る。壁溝はほぼ全周するが南西コーナー部で若干とぎれる。幅6～20cm、深さ5.4cmを測る。南壁の中央部の壁溝は幅が広くなっており、幅40cmを測る。柱穴は小規模なものが4カ所で検出されているが、直径は30～18cm、深さ26～48cmを測る。貯蔵穴が南東コーナーで検出されている。楕円形に近いプランで極めて深く、ルーム層下の裸層まで達している。長径92cm、短径70cm、深さ116cmを測る。発掘期間中に湧水はなかった。この貯蔵穴の上面西側の縁に接して帯状にルーム面を削りだした部分が観察され、その上面に小ピットが認められた。貯蔵穴の上部構造を示す遺構と考えられる。カマドは東壁面に位置しており、第62号住居址の西コーナーにより主要



第37図 第105号住居址実測図

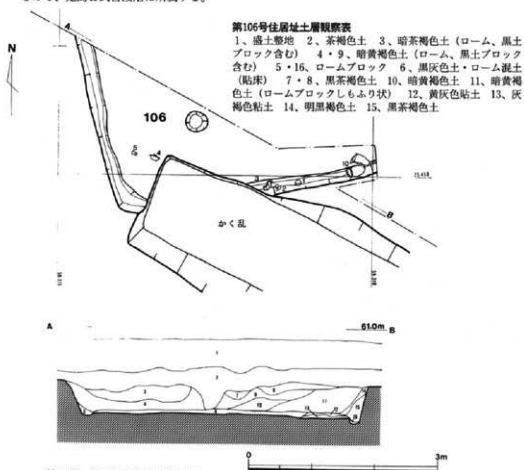
な部分が破壊されている。灰褐色の粘土で築造されていた。現状で長さ100cm、幅40cm以上、高さ24cmを測る。

遺物は少なく床面上より甕、坏等が出土しているが、多くはカマド周辺の南東壁よりの床面から出土した。なお、貯蔵穴の中位からは落ち込んだ状態で埴が出土している。

第106号住居址 (第38図)

第6次調査で第III区の西側で検出した。約1/3のみ開掘しており、残る北側は調査範囲外にあたる。西及び南壁面と西南コーナーを検出しているが、調査部分の南壁面の多くは、近年の擾乱により破壊されている。一辺は4.0m以上で、壁高45cmを測る。壁溝が観察され、幅15cm、深さ7cmを測る。柱穴は1カ所で検出しており、直径32cm、深さ25cmを測る。調査範囲内において貯蔵穴、カマド等は確認されなかった。

遺物は南壁面よりの上位から甕と坏が出土している。また、遺構の確認面で平安時代の須恵器坏蓋が出土している。ただし、土師器の小片の出土状態から、本住居址の時期は前記坏の時期に該当するもので、鬼高II式古段階に所属する。



第2節 遺物観察表

第62号住居址出土土器観察表(第39図)

番号	器種	法量(cm)	特 徴
1	甗	口径 17.3 器高 36.2	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、口縁部、胴部黒斑。残存量・ほぼ完形。№9、カマド内。
2	甗	口径 9.7 器高(7.6)	胎土・褐鉄粒、石英、白色粒子。整形・内外面胴部ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・良好。残存量・口縁部と胴部の一部のみ。№7。須恵器模倣品か。
3	甗	口径 11.1 器高(7.2)	胎土・褐鉄粒、白色粒子、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・良好。残存量・口縁部と胴部の一部のみ。№6。№7と類似、須恵器模倣品か。
4	坏	口径 15.9 器高(5.8)	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量¼。№5。大形品。
5	坏	口径 12.6 器高 4.7	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、雲母。整形・底部外面ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・底部、口縁部¼、底部外面¼剥離。№8。
6	坏	口径(14.7) 器高 6.3	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・¼。№12。
7	坏	口径(12.4) 器高(4.5)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、砂粒。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面黒斑。残存量・¼。覆土。
8	坏	口径(15.5) 器高(5.0)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、小石、雲母。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・口縁部にスス付着。残存量・坏部¼。覆土。高坏の坏部か。
9	坏	口径(13.4) 器高 4.5	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・¼。覆土。

第84号住居址出土土器観察表(第39図)

番号	器種	法量(cm)	特 徴
1	短頸 壺	口径(8.1) 器高(5.2)	胎土・褐鉄粒、白色粒子、角閃石、石英。整形・外面胴部横位ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・胴部の一部及び口縁部¼。№11。
2	坏	口径(14.7) 器高 5.0	胎土・白色粒子、雲母、褐鉄粒、角閃石。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、底部外面に黒斑。残存量・底部と口縁部の一部。№13。
3	坏	口径(11.8) 器高(6.2)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、角閃石、雲母。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・¼。№5。
4	坏	口径(13.9) 器高(5.5)	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英・整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量¼。№9。
5	坏	口径 12.8 器高 5.1	胎土・白色粒子、角閃石、石英。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・¼。覆土。

第85号住居址出土土器観察表(第39・40号)

番号	器種	法量 (cm)	特 徴
1	甕	口径(17,3) 器高(21,7)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面割部斜位へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、割部黒斑。残存量・割部 $\frac{1}{4}$ 、口縁部 $\frac{1}{4}$ 。№29+覆土。
2	甕	口径 20.8 器高(20,5)	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、白色粒子、小石。整形・外面割部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。外面割部黒斑。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№26+27+50+覆土。
3	小甕	口径 14.7 器高 15.4	胎土・褐鉄粒、白色粒子、角閃石、石英、砂粒。整形・外面割部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。外面割部黒斑。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№14。
4	甕	口径(14,0) 器高(9,2)	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、白色粒子、砂粒、小石。整形・外面割部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・割部上半と口縁部。№15。須恵器甕の模倣品
5	小形 瓶	口径 18,6 器高 12,4	胎土・褐鉄粒、角閃石、白色粒子、砂粒、石英。整形・外面割部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。孔部へら削り。焼成・普通、外面割部黒斑。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№40。
6	甕	胴径 9,6 器高(7,4)	胎土・褐鉄粒、角閃石、白色粒子、石英、砂粒。整形・外面底部へら削り、割部へら削り後ナデ、内面ナデ。焼成・普通、黒色処理。残存量・割部と底部のみ。№26。
7	手捏	口径 3,9 器高 2,8	胎土・褐鉄粒、白色粒子、角閃石、石英。整形。全体に指頭調整。焼成・普通、外面底部に黒斑。残存量・底部と口縁部 $\frac{1}{4}$ 。№39。
8	坏	口径 18,3 器高(7,3)	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英。整形・外面底部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№23+25。大形品。
9	坏	口径(14,4) 器高(4,5)	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、雲母。整形・外面底部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・底部 $\frac{1}{4}$ 、口縁部 $\frac{1}{4}$ 。№53。
10	坏	口径(13,7) 器高(5,1)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、角閃石。整形・外面底部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、内外面にスス。残存量・底部 $\frac{1}{4}$ 、坏部 $\frac{1}{4}$ 。№21。
11	坏	口径 13,0 器高 4,5	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、小石。整形・外面底部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・完形。№15。
12	坏	口径(12,7) 器高(3,8)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№41。
13	坏	口径 12,4 器高 4,2	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。№9+32。
14	坏	口径(11,1) 器高(3,8)	胎土・褐鉄粒、角閃石、白色粒子、石英。整形・外面底部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№35。
15	坏	口径 12,7 器高(4,8)	胎土・褐鉄粒、角閃石、白色粒子。整形・外面底部へら削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、全体にスス。残存量・口縁部と底部 $\frac{1}{4}$ 。№10。

第86号住居址出土土器観察表(第40・41回)

番号	器種	法量(cm)	特	徴
1	壺	口径(20,8) 器高(13,1)	胎土・白色粒子、角閃石、褐鉄粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・胴部 $\frac{1}{4}$ 、口縁部 $\frac{3}{4}$ 。No11。	
2	坏	口径(16,5) 器高(5,1)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英、小石。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{2}$ 。覆土。	
3	坏	口径(16,9) 器高(4,2)	胎土・白色粒子、石英、褐鉄粒、角閃石。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{2}$ 。No9+10+覆土。	
4	坏	口径(19,1) 器高(3,8)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。覆土。	
5	坏	口径(17,7) 器高(3,9)	胎土・白色粒子、角閃石、砂粒。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{2}$ 。No2。	
6	坏	口径(18,0) 器高(3,6)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。覆土。	
7	坏	口径(12,7) 器高(4,7)	胎土・白色粒子、角閃石、石英。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・底部 $\frac{1}{2}$ 、口縁部 $\frac{1}{4}$ 。No13。混入品。	
8	坏	口径 13.6 器高 3.8	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{3}{4}$ 。覆土。	
9	坏	口径(7,8) 器高(4,0)	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{2}$ 。No13。	

第87号住居址出土土器観察表(第41回)

番号	器種	法量(cm)	特	徴
1	小壺	口径 8.1 器高 8.7	胎土・白色粒子、角閃石、砂粒。整形・外面底部ヘラ削り、胴部ヘラ削り後ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・良好。残存量・完形。No7。	
2	小壺	口径 9.4 器高 9.0	胎土・白色粒子、角閃石、褐鉄粒、石英。整形・外面底部ヘラ削り、胴部ヘラ削り後ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。外面胴部黒斑。残存量・ほぼ完形。No6。	
3	高坏	口径 17.1 器高 15.8	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、砂粒。整形・外面胴部細かいヘラ削り後ナデ、坏部外面底部ヘラ削り、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。No4。	
4	坏	口径 11.5 器高 4.4	胎土・白色粒子、角閃石、褐鉄粒、小石。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデの暗文状磨き、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{3}{4}$ 。No2。	

第89号住居址出土土器観察表(第41回)

番号	器種	法量(cm)	特	微
1	坏	口径 10.9 器高 3.3	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面底部黒斑。残存量・ $\frac{3}{4}$ 。No 8。	
2	坏	口径 11.1 器高 3.1	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{3}{4}$ 。No 5。	
3	坏	口径 11.9 器高 3.5	胎土・白色粒子、角閃石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。No 2 + 覆土。	
4	坏	口径 12.6 器高 4.1	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{3}{4}$ 。No 1。	
5	坏	口径 17.5 器高 2.9	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。	

第91号住居址出土土器観察表(第41回)

番号	器種	法量(cm)	特	微
1	甗	口径 13.8 器高(17.0)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面胴部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・胴部の一部及び口縁部 $\frac{3}{4}$ 。No 1 + 2。	

第90号住居址出土土器観察表(第41回)

番号	器種	法量(cm)	特	微
1	甗	口径 19.6 器高 25.4	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、雲母、砂粒、白色粒子。整形・外面胴部上部横位へラ削り、下半斜位へラ削り、底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・良好。残存量・胴部 $\frac{3}{4}$ 、口縁部 $\frac{1}{2}$ 。No 1 + 覆土。	
2	坏	口径 12.0 器高 3.7	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・完形。No 4。	
3	坏	口径 12.3 器高 4.1	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・底部、口縁部 $\frac{3}{4}$ 。覆土。	

第91号住居址出土土器観察表(第41回)

番号	器種	法量(cm)	特	微
1	坏	口径 15.8 器高 5.8	胎土・白色粒子、角閃石、褐鉄粒、小石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・底部 $\frac{3}{4}$ 、口縁部 $\frac{1}{2}$ 。No 1。	

第92号住居址出土土器観察表(第42回)

番号	器種	法量(cm)	特	微
1	坏	口径 14.0 器高 3.9	胎土・白色粒子、角閃石、褐鉄粒、砂粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。No 9。	
2	坏	口径(12.2) 器高(3.7)	胎土・白色粒子、角閃石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{2}$ 。No 3 + 7。	
3	坏	口径(13.7) 器高(3.9)	胎土・白色粒子、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{2}$ 。No 1 + 2 + 覆土。	
4	坏	口径 13.1 器高 4.1	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面底部黒斑。残存量・ほぼ完形。No 8。	

第93号住居址出土土器観察表(第42回)

番号	器種	法量(cm)	特	微
1	甕	口径(16.2) 器高(18.0)	胎土・石英、白色粒子、角閃石、砂粒。整形・外面胴部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、内面胴部スス付着。残存量・口縁部 $\frac{1}{2}$ 、胴部 $\frac{1}{2}$ 。No 2 + 覆土。	
2	埴	口径(9.8) 器高(8.2)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部へラ削り、胴部へラ削り後ナデ、内面へラ削、ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面胴部黒斑。残存量・底部と口縁部 $\frac{1}{2}$ 。No 1。	

第98号住居址出土土器観察表(第42回)

番号	器種	法量(cm)	特	微
1	甕	口径 17.5 器高(7.4)	胎土・褐鉄粒、角閃石、白色粒子、石英、砂粒。整形・外面胴部へラ削り後ナデ、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・胴部若干及び口縁部。No 2。第98 B号住居址。	
2	高坏	口径 15.8 器高(7.7)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、雲母。整形・外面环底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・坏部 $\frac{1}{2}$ 、胴部若干。No 5、カマド内。第98 B号住居址。	
3	坏	口径 14.6 器高 4.8	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{2}$ 。覆土。第98 A号住居址。	
4	坏	口径 13.4 器高 3.2	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、角閃石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。No 6。第98 A号住居址。	
5	坏	口径 13.6 器高 3.3	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、雲母。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・底部、口縁部 $\frac{1}{2}$ 。No 7。第98 A号住居址。	

第99号住居址出土土器観察表(第43~46回)

番号	器種	流量(cm)	特 徴
1	甕	口径 16.5 器高 35.0	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒、小石。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面黒斑。残存量・完形。№12。
2	甕	口径 15.9 器高 38.5	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・外面胴部スス付着。残存量・ほぼ完形・№29。
3	甕	口径 17.8 器高 32.2	胎土・褐鉄粒、角閃石、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、頸部ヘラオサエ、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、胴部外面黒斑。残存量・胴部下半や欠損。№35。
4	甕	口径 17.3 器高 31.7	胎土・褐鉄粒、石英、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、底部ヘラ削り後ナデ、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面胴部黒斑。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№35。
5	甕	口径 19.5 器高 32.7	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒、小石。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面胴部黒斑。残存量・ほぼ完形。№33+21。
6	甕	口径 17.4 器高 32.0	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内外面スス付着。残存量・完形。№4。
7	甕	口径 17.0 器高 30.0	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面黒斑。使用痕・内外面スス付着。残存量・ほぼ完形。№24。
8	甕	口径 19.0 器高(25.0)	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒、白色粒子。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面黒斑。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№34。
9	甕	口径(20.6) 器高(15.0)	胎土・褐鉄粒、角閃石、白色粒子、石英、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内外面スス付着。残存量・胴部 $\frac{1}{4}$ 、口縁部 $\frac{1}{2}$ 。№17+23。
10	小甕	口径(16.0) 器高 19.3	胎土・角閃石、白色粒子。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内外面スス付着、外面焼土付着。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№16。
11	甕	胴径(15.7) 器高(22.0)	胎土・角閃石、白色粒子、褐鉄粒、石英、小石。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ。焼成・普通、外面胴部黒斑。使用痕・内外面スス付着。残存量・ $\frac{1}{2}$ 。№11。
12	甕	胴径 22.0 器高(21.0)	胎土・白色粒子、角閃石、褐鉄粒、石英、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、頸部ヨコナデ。焼成・普通、外面胴部黒斑。残存量・口縁部及び底部欠損。№28。
13	小甕	口径(15.3) 器高 12.1	胎土・白色粒子、褐鉄粒、小石。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通・外面上半黒斑。残存量・胴部 $\frac{1}{4}$ 、口縁部 $\frac{1}{2}$ 。カマド内。
14	瓶	口径 18.5 器高(10.0)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、角閃石、雲母。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№27。
15	埴	胴径 13.9 器高(9.2)	胎土・褐鉄粒、白色粒子、角閃石、石英。整形・外面胴部下半ハケ調整後ヘラナデ、上半ナデ、内面ナデ。焼成・普通、胴部外面黒斑。残存量・胴部 $\frac{1}{4}$ 。№8。
16	瓶	口径 17.5 器高 12.6	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、雲母。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面胴部黒斑。残存量・ほぼ完形。№30。

番号	器種	法量(cm)	特	徴
17	瓶	口径 24.1 器高 28.7	胎土・白色粒子、褐鉄粒、小石、砂粒、角閃石、石英。整形・外面胴部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ、孔部へラ切り。焼成・普通、外面胴部黒斑。残存量・完形。№10。	
18	瓶	口径 22.2 器高 27.3	胎土・褐鉄粒、角閃石、白色粒子、石英、砂粒。整形・外面胴部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面胴部黒斑。残存量・ほぼ完形。№10+11+21+24。	
19	瓶	口径(27.3) 器高(27.6)	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英。整形・外面胴部へラ削り、内面ナデ後へラ磨き、口縁部内外面ヨコナデ後へラ磨き。焼成・良好、外面胴部と口縁部に黒斑。残存量・胴部及び口縁部 $\frac{1}{2}$ 。№19+25。	
20	高坏	底径 11.1 器高 6.1	胎土・白色粒子、雲母、褐鉄粒、角閃石。整形・外面胴部指頭調整後ナデ、内面指頭調整。焼成・普通。残存量・坏底部の一部及び脚部 $\frac{1}{2}$ 。№20。	
21	坏	口径 16.4 器高 6.2	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、小石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面底部黒斑。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。カマド右ビット内。	
22	坏	口径 13.2 器高 4.5	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英、雲母。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・完形。№14。	
23	坏	口径 13.0 器高 4.5	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、雲母、砂粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。カマド内。	
24	坏	口径 12.4 器高 4.7	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、雲母。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・良好、外面黒斑。残存量・完形。№1。	
25	坏	口径 12.4 器高 4.4	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。№7。	
26	坏	口径 12.8 器高 4.4	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、雲母。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。№5。	
27	坏	口径 14.0 器高 4.2	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。№3。	
28	坏	口径 12.9 器高 4.9	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、角閃石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内面底部及び口縁部スス付着。残存量・口縁部一部欠損。	
29	坏	口径 12.6 器高 4.4	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・底部及び口縁部 $\frac{1}{4}$ 。№5。	
30	坏	口径 12.4 器高 4.5	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内面スス付着。残存量・底部及び口縁部 $\frac{1}{4}$ 。№13。	

第100号住居址出土土器観察表(第47・48図)

番号	器種	法量(cm)	特	徴
1	甕	口径 17.2 器高 31.8	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英、小石。整形・外面胴部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内外面スス付着。残存量・ほぼ完形。№15。	

番号	器種	法量(cm)	特 徴
2	小壺	口径(13.4) 器高 19.3	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、小石、白色粒子、砂粒。整形・外面胴部へラ削り後へラ磨き、内面上半ナデ、下半へラ磨き、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・良好、外面黒斑。残存量・ほぼ完形、口縁部 $\frac{1}{4}$ 。№16。
3	壺	胴径 20.7 器高(16.5)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英、小石。整形・外面胴部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内外面スス付着。残存量・底部 $\frac{1}{4}$ 、胴部下半。№13+15+18。
4	小壺	口径(9.2) 器高 16.2	胎土・褐鉄粒、白色粒子、砂粒。整形・外面胴部へラ削り、底部上位指頭、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№10。
5	瓶	口径 15.4 器高 14.8	胎土・白色粒子、石英、褐鉄粒、角閃石、砂粒。整形・外面胴部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ、孔部へラ切り。焼成・普通、外面胴部黒斑。残存量・ほぼ完形。№17。
6	瓶	口径 25.3 器高 27.6	胎土・白色粒子、石英、褐鉄粒。整形・外面胴部上半縦位へラ削り、中半斜位へラ削り、下半横位へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通・外面胴部黒斑。使用痕・内外面スス付着。残存量・ほぼ完形。№7+10+覆土。
7	坏	口径 13.0 器高 5.7	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・外面スス付着、口唇部摩滅。残存量・口縁部一部欠損。№28。
8	坏	口径 12.1 器高 5.7	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内外面スス付着。残存量・完形。№18+20。
9	坏	口径 12.7 器高 5.9	胎土・褐鉄粒、白色粒子、角閃石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・完形。№12。
10	坏	口径 12.5 器高 5.0	胎土・白色粒子、角閃石、石英、小石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・底部一部欠損。口縁部 $\frac{1}{4}$ 。
11	坏	口径 12.3 器高 5.1	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。№21+26。
12	坏	口径 13.7 器高 5.2	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、角閃石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内外面スス付着。残存量・口縁部一部欠損。№10。
13	坏	口径 13.1 器高 5.3	胎土・白色粒子、褐鉄粒、雲母。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内外面スス付着。残存量・ほぼ完形。№19+26。
14	坏	口径 13.0 器高 5.4	胎土・褐鉄粒、石英、白色粒子。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・完形。№25。
15	坏	口径 12.6 器高 4.2	胎土・白色粒子、角閃石、小石、砂粒、褐鉄粒。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面黒斑。残存量・底部、口縁部 $\frac{1}{4}$ 。№22。
16	坏	口径 14.4 器高 5.2	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。№26。
17	坏	口径 13.0 器高 4.3	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、角閃石、小石。整形・外面底部へラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。№11。

番号	器種	法量(cm)	特	徴
18	坏	口径(13.0) 器高 5.3	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、角閃石。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面底部黒斑。使用痕・内外面スス付着。残存量・底部一部欠損、口縁部 $\frac{1}{4}$ 。覆土。	
19	坏	口径 13.0 器高 4.9	胎土・白色粒子、褐鉄粒、雲母、角閃石、砂粒。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。覆土。	
20	坏	口径 13.3 器高 5.0	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。No 5。	
21	坏	口径 14.0 器高 5.1	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、内外面黒斑。残存量・ほぼ完形。No27。	
22	坏	口径 12.8 器高 4.6	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英、雲母。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。No29。	
23	坏	口径 14.4 器高 4.7	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面黒斑。残存量・ほぼ完形。No 8。	
24	坏	口径 12.0 器高 5.2	胎土・褐鉄粒、石英。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面底部黒斑。残存量・完形。No23。	

第101号住居址出土土器観察表(第48・49図)

番号	器種	法量(cm)	特	徴
1	甕	口径 23.7 器高 30.7	胎土・褐鉄粒、石英、白色粒子、角閃石。整形・外面底部及び胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・外面胴部下半スス付着。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。No12。	
2	甕	口径 18.7 器高 32.8	胎土・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・完形。No 1 + 8 + 覆土。	
3	甕	口径 18.3 器高 33.2	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英、砂粒。焼成・外面胴部下半ヘラ削り、上半ヘラ削り後ハケ調整、内面底部ナデ、胴部下半ナデ後ハケ調整、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。3 + 5 + カマド。	
4	高坏	口径 18.7 器高 12.1	胎土・白色粒子、雲母、褐鉄粒、小石、砂粒、角閃石。整形・外面坏部底及び脚部ヘラ削り後ナデ、坏部内面ナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。No28。	
5	高坏	口径 12.0 器高 9.2	胎土・褐鉄粒、角閃石、白色粒子、雲母。整形・外面脚部ヨコナデ、坏部ヘラ削り、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ほぼ完形。 $\frac{1}{4}$ 。No27。	
6	小甕	口径 11.5 器高 12.2	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・内外面一部剝離。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。No 3 + 9。	

第104号住居址出土土器観察表(第49・50回)

番号	器種	法量(cm)	特	徴
1	甕	口径 19.0 器高 32.1	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英、角閃石、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面底部及び胴部黒斑。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。No15。	
2	甕	口径 18.4 器高 34.6	胎土・褐鉄粒、角閃石、砂粒、白色粒子。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。No 7 + 9 + 15 + 19。	
3	椀	口径 11.4 器高 10.6	胎土・褐鉄粒、白色粒子、角閃石、小石、石英。整形・外面胴部及び底部ヘラ削り、内面ナデ口縁部内外面ヨコナデ。焼成・良好。残存量・ほぼ完形。No16。	
4	甗	口径 14.2 器高 12.4	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英、砂粒、角閃石。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ、孔部ヘラ切り。焼成・良好、外面胴部及び口縁部黒斑。残存量・ほぼ完形。No 4 + 15。	
5	埴	胴径 13.6 器高(12.2)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、雲母、角閃石。整形・外面胴部横位ヘラ削り、内面ナデ、頸部ヨコナデ。焼成・良好、外面底部黒斑。残存量・底部、胴部、頸部のみ。No 1。	
6	椀	口径 11.2 器高 8.2	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英。整形・外面胴部横位ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・良好、使用痕・内外面スス付着。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。No 8。	
7	坏	口径(14.0) 器高 4.7	胎土・白色粒子、褐鉄粒、石英、角閃石。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。覆土。	

第105号住居址出土土器観察表(第50回)

番号	器種	法量(cm)	特	徴
1	小甕	口径 12.3 器高 10.0	胎土・白色粒子、褐鉄粒、小石、石英。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。使用痕・外面スス付着。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。No 8。	
2	坏	口径 12.4 器高 5.4	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。No10。	
3	坏	口径(12.7) 器高(5.7)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。No10。	
4	坏	口径 13.4 器高(5.4)	胎土・白色粒子、褐鉄粒、角閃石、石英。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。覆土。	

第106号住居址出土土器観察表(第51回)

番号	器種	法量(cm)	特	徴
1	甕	口径 16.6 器高 38.5	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英、角閃石、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通、外面胴部黒斑。残存量・ほぼ完形。No10。	
2	甕	口径 13.2 器高 23.8	胎土・褐鉄粒、白色粒子、石英、砂粒。整形・外面胴部ヘラ削り後ナデ、内面ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成・普通。残存量・ $\frac{1}{4}$ 。No 2 + 3 + 5。	

番号	器種	法量 (cm)	特 徴
3	坏	口径 (12.8) 器高 (4.9)	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、雲母。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ココナデ。焼成・普通。残存量・底部一部欠損、口縁部片。№23。
4	坏	口径 11.4 器高 5.4	胎土・褐鉄粒、角閃石、石英、砂粒。整形・外面底部ヘラ削り、内面ナデ、口縁部内外面ココナデ。焼成・普通、内外面黒垢。残存量・完形。№1。

番号	器種	法量 (cm)	特 徴
1	砥石	長さ 9.5 幅 (5.0) 厚さ 2.5	色調・乳黄白色。軟質で研ぎ面には刀子状の器具による擦痕が観察される。欠損しており、砥ぎ面は2、3面。第88号住居址・覆土。
2	砥石	長さ 8.6 幅 4.9 厚さ 2.1	色調・乳黄白色。軟質で下面以外は全面研ぎ面、研ぎ面には刀子状の器具による擦痕が観察される。第86号住居址・№15。
3	砥石	長さ 8.5 幅 6.9 厚さ 3.2	色調・淡黒褐色。砂質の硬質で荒砥として使用か。4面の研ぎ面が観察される。上辺は欠損、下辺は自然面。第105号住居址・カマF内。
4	砥石	長さ 4.6 幅 4.1 厚さ 1.5	色調・乳黄白色。キメの細かい材質で小型品。研ぎ面は4面で擦痕が観察される。第88号住居址・覆土。
5	鉄器	長さ 5.6 幅 2.5 厚さ 0.3	遺存度が悪く、小型の鎌の可能性ある。第96号住居址。
6	鉄器	長さ (4.6) 幅 3.4 厚さ 0.5	上半分のみでカエシの幅が大きい。第43B号住居址・№108。
7	鎌先	長さ 7.9 幅 3.4 厚さ 1.8	極めて遺存度が悪い。全面に錆が浸透。U字形のソケットを持ち、刃先は丸みを帯びる。第43B号住居址・№109。
8	刀子	長さ (11.5) 幅 1.6 厚さ 0.4	先端及び柄の一部を欠損。錆が浸透。第43B号住居址・№107。
9	紡錘車	直径 3.8 厚さ 2.0	土製。全面に細かいヘラ磨きによる整形。色調・暗褐色。第98号住居址・覆土。

第85号住居址出土土鍾観察表

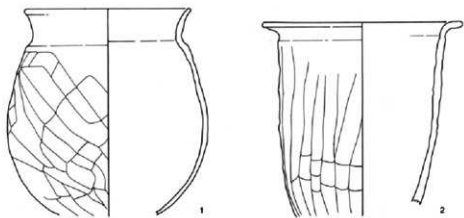
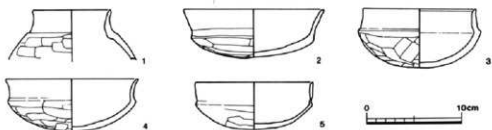
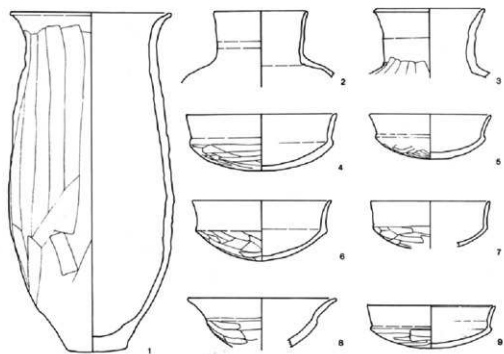
特	徴
各土鍾は明褐色を呈し、孔の内部はスサ状の痕跡を残す。外面は指頭圧痕とナデが顯著で、焼成は良好。全体に孔径は0.5cm前後で、焼成前に孔部穿孔のためのスサ状器具を抜き取り、孔の入り口をすばめている。	

番号	法量 (cm)	
1	長さ 5.2 厚さ 1.3	No55
5	長さ 5.5 厚さ 1.7	No59
9	長さ 5.9 厚さ 1.1	No63
13	長さ 5.1 厚さ 1.0	No67
17	長さ 5.3 厚さ 1.6	No71
21	長さ 6.0 厚さ 1.8	No75

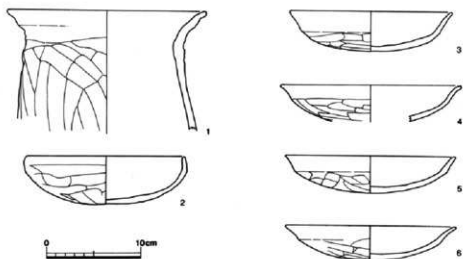
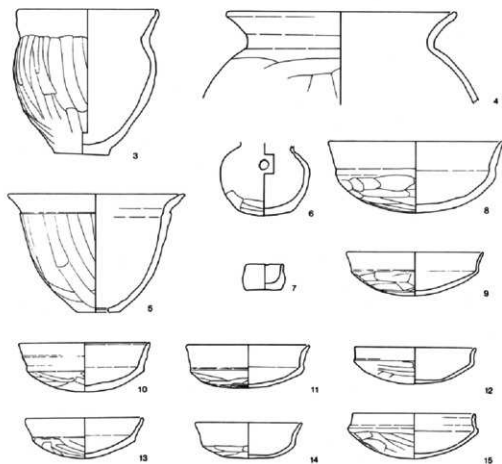
番号	法量 (cm)	
2	長さ 5.1 厚さ 1.8	No56
6	長さ 6.2 厚さ 1.8	No60
10	長さ 5.1 厚さ 1.9	No64
14	長さ 6.0 厚さ 1.4	No68
18	長さ 6.2 厚さ 1.3	No72
22	長さ 5.8 厚さ 1.7	No76

番号	法量 (cm)	
3	長さ 6.1 厚さ 1.1	No57
7	長さ 4.7 厚さ 1.4	No61
11	長さ 4.9 厚さ 1.7	No65
15	長さ 5.6 厚さ 1.8	No69
19	長さ 5.5 厚さ 1.6	No73

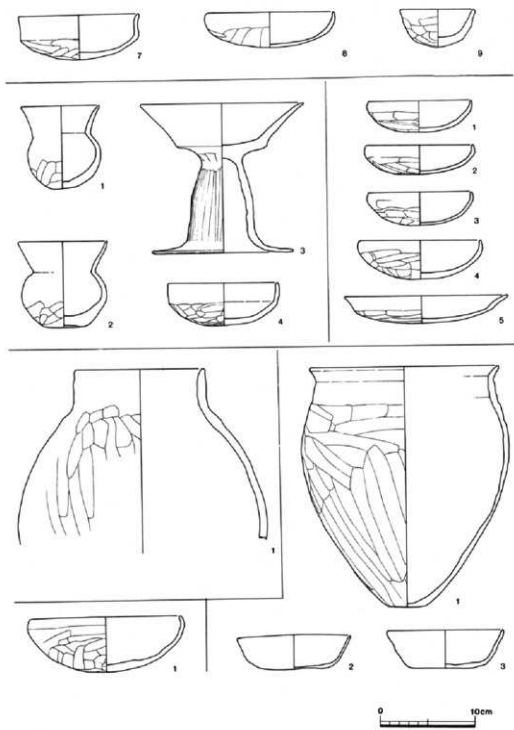
番号	法量 (cm)	
4	長さ 5.5 厚さ 1.5	No58
8	長さ 3.2 厚さ 1.6	No62
12	長さ 5.2 厚さ 1.7	No66
16	長さ 5.7 厚さ 2.0	No70
20	長さ 6.3 厚さ 1.6	No74



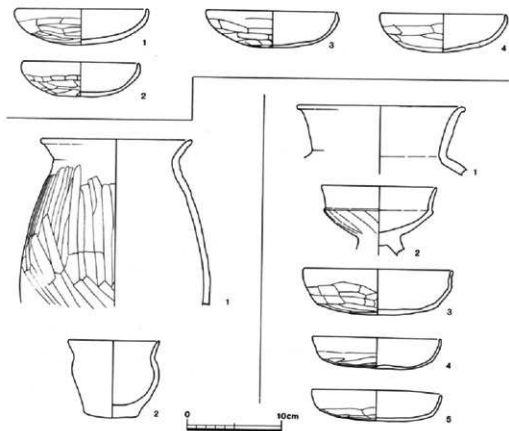
第39图 第62(1~9)、84(1~5)、85(1、2)号住居址出土土器实测图



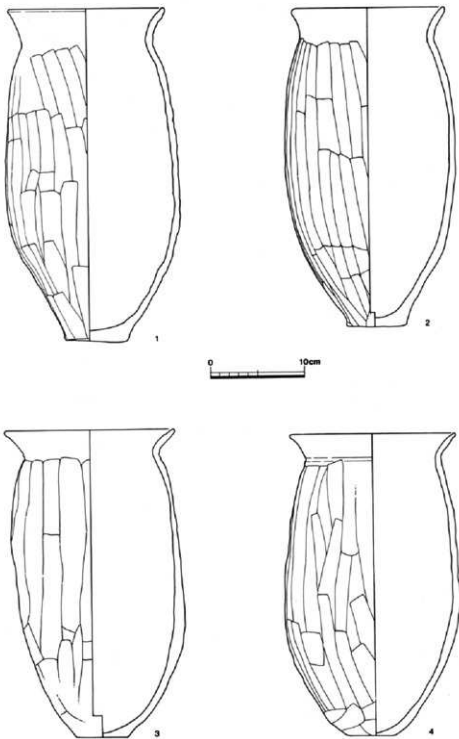
第40图 第85(3~15)、86(1~6)号住居址出土土器实测图



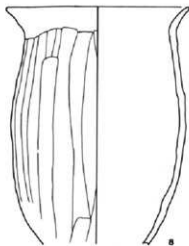
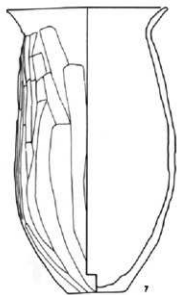
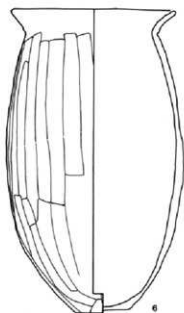
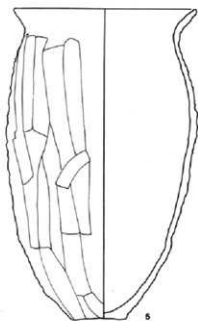
第41图 第86 (7~9)、87 (1~4)、89 (1~5) 90 (1~3)、91 (1) 号
住居址出土土器实测图



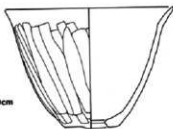
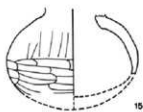
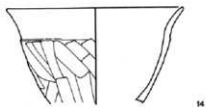
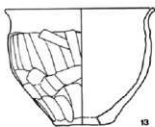
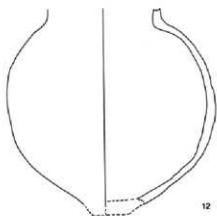
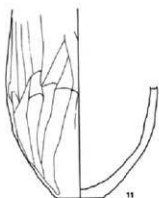
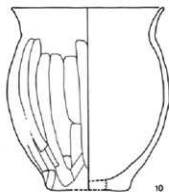
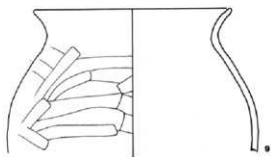
第42图 第92(1~4)、93(1~2)、98(1~5)号住居址出土土器实测图



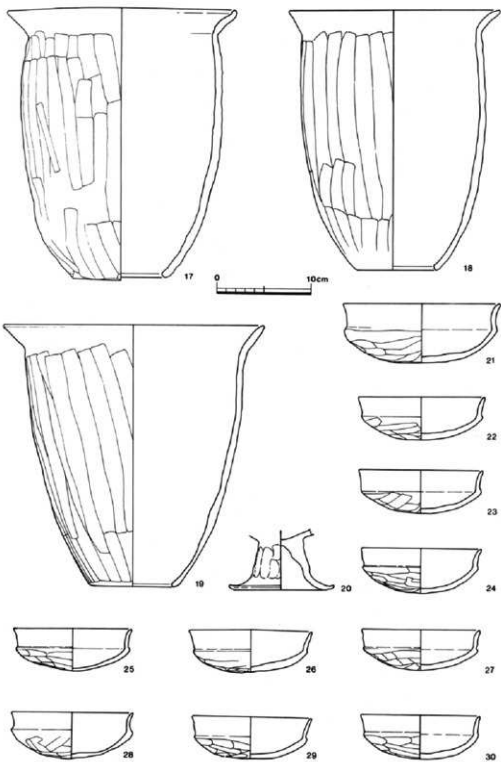
第43图 第99号住居址出土土器夹漈图



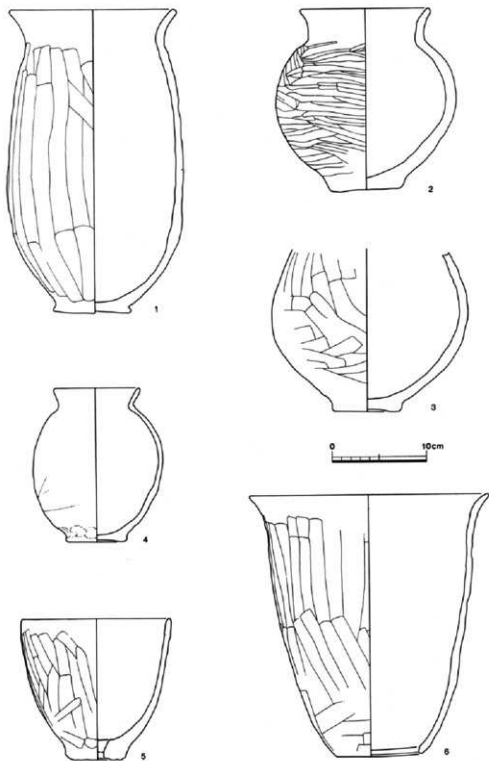
第44图 第99号住居址出土土器实测图



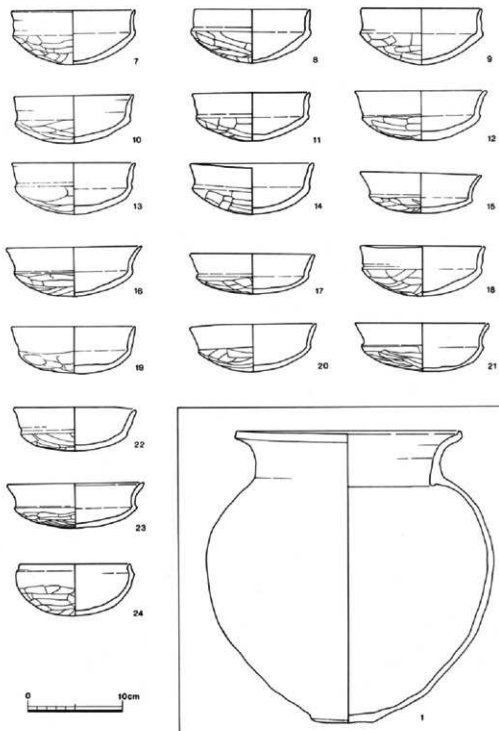
第45图 第99号住居址出土土器实测图



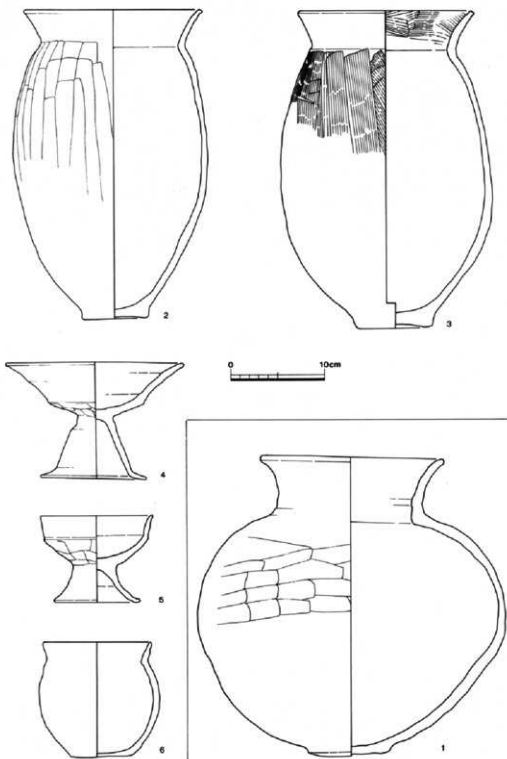
第46图 第99号住居址出土土器夹碳图



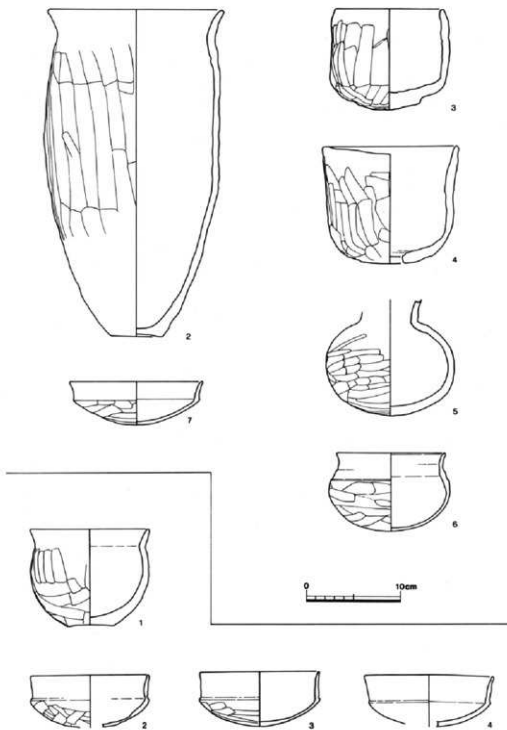
第47图 第100号住居址出土土器实测图



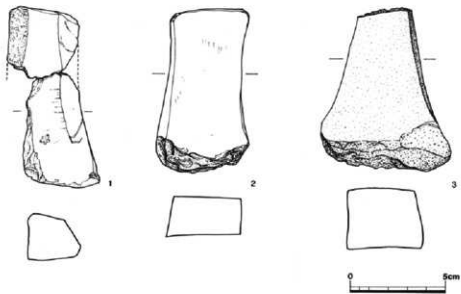
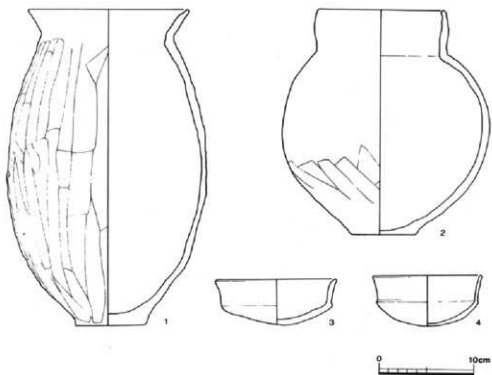
第48图 第100(7~24)、101(1)号住居址出土土器实测图



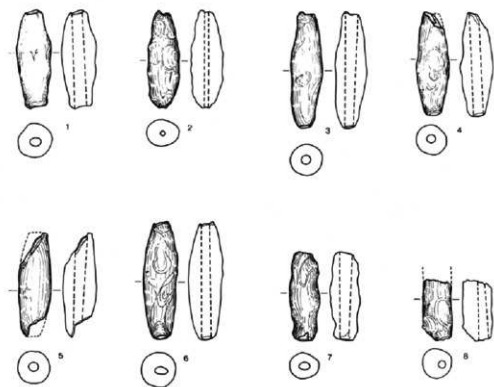
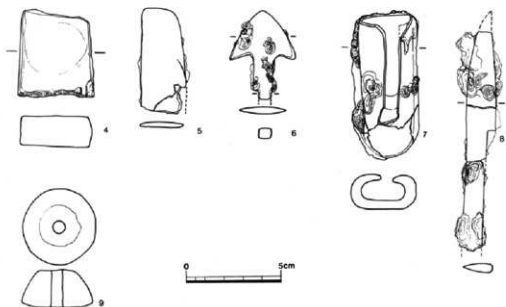
第49图 第101(2~6)、104(1)号住居址出土土器实测图



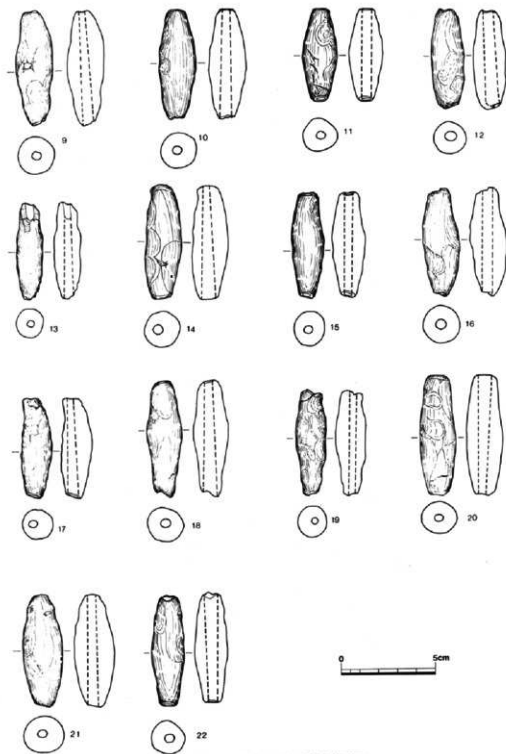
第50图 第104(2~7)、105(1~4)号住居址出土土器実測図



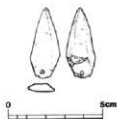
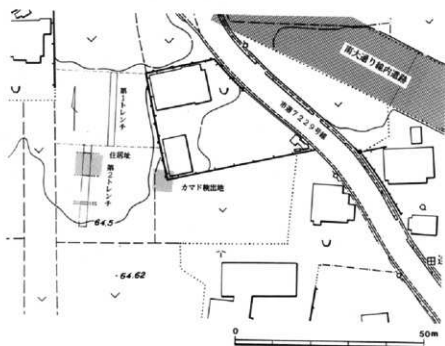
第51圖 第106号住居址(1~4)出土土器及び各種遺物実測図



第52图 各住居址出土遺物実測図



第53图 各住居址出土遺物実測図



第54図 大字西富田字金鑽409-1試掘調査地位位置図

第3章 考 察

本遺跡の発掘調査の成果は、主体となる遺構、すなわち住居址並びに、出土した遺物の量であろう。しかし、両者の資料を綿密に報告することができなかったことは遺憾である。今一つは、偶然に見発見された銘文紡錘車である。この史料が提起する問題は、今後も検討されなければならない課題が多いものの、本章で2・3の考察を行なうこととする。

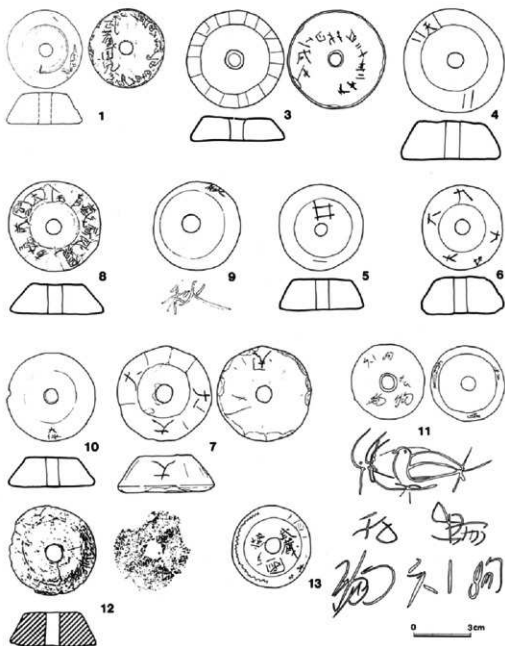
第1節 銘文紡錘車に関する資料の抽出

紡錘車のある面に鋭利な刃物状のもので文字を線刻した類例は、近年北関東地方を中心に増加しつつある。これらは個々の報告書において発表されているが、群馬県で検出された資料に関しては27例が集成されている(井上 1987)。一方、埼玉県では児玉地方に集中する傾向にあり、武蔵国を対象とすれば、下記の類例を見る(第55図)。

	遺 跡 名	所 在 地	銘 文	線刻位置
1	南大通り線内遺跡第51号住居址	本 庄 市	武蔵国児玉郡草田郷屋大田部身万呂	底面
2	大久保山遺跡	本 庄 市	井	
3	若宮台遺跡第44号住居址	児玉郡上里町	天安二年十二月二八日工戌	底面
4	若宮台遺跡第46号住居址	〃	天	側面
5	〃	〃	井	上面
6	〃	〃	大 大 大 大	側面
7	阿知越遺跡第12号住居址	児玉郡児玉町	大・大・大	側・底面
8	枇杷橋遺跡第16号住居址	児玉郡児玉町	武・蔵・児・玉・大・有・(人面)	側面
9	白樹原・楡下遺跡	児玉郡神川町	秋	側面
10	〃 46号掘立柱建物	〃	大伴	側面
11	小針遺跡第23号住居址	埼玉県行田市	私物・(鳥絵面)	側・底面
12	御林遺跡第1号住居址	埼玉県蓮田市	武蔵□□	底面
13	飯屋上遺跡	東京都国立市	武蔵国多磨羊	上・側面
14	水深遺跡第1号住居址	埼玉県加須市	生	

これらの記録内容は先に記した群馬県側の資料とともに検討すると、地名、人名、紀年銘、季語、吉祥句などに分類することが可能で、必ずしも一定の法則のもとに線刻されたものではなく、全体としては墨書土器の内容に共通する傾向にある。したがって、意図的な記録を指示するものではなく、目印的な性格が濃厚である。しかし、本報告の紡錘車は国名・郡名・郷名・戸主・姓名の順に線刻されており、その順序は木簡の記録方法に共通する点で、この紡錘車に線刻した意図が暗示されている。上記の14例の内1、8、12、13については武蔵の国名や郡名が観察される。13については羊が郡と同音の群の略字であるとすれば、やはり国名・郡名の順に記録されたことになる。また、群馬県側の資料の中にも郷名や所在地を指示する名称が多く、少なくとも銘文紡錘車が所有者の居住地域を意図して記録された可能性を暗示している。しかしまた、これらが木簡のものと同様な使用目的をもって

記録されたものとは考えがたい。なんとすれば、その大半は住居址内より出土していることと、紡錘車が租税に関する目的物である布生産にかかわる道具であること、紡錘車に巻いたまま中央に献上されたとすれば、畿内においても出土するはずであるが、確認されていないことなどで、紡錘車の線刻が個人所有の記録（目印）を意図したものであるとすれば、その移動は最小限にとどめられたものと



第55図 武蔵国出土銘文紡錘車集成（拠 各報告書。一部改革、番号は表に順じる）

推定される。この点では本紡錘車に記録された草田郷の所在地が南大通り線内遺跡周辺であったことを指示している。各銘文紡錘車の内、南大通り線内遺跡第51号住居址例と若宮台遺跡第44号住居址例は、木簡の記録方法が国名・郡名・郷名・(里名)・人名・品名・年月日の順に記載されることとそれぞれが共通しており、両紡錘車は木簡に文書を書く知識をもっていた人物の手になる可能性を示唆するものである。

第2節 大田部身万呂の名前と生年

発掘調査された古代の集落に居住していた人物の名前が判明することは、極めて稀である。本遺跡より出土した銘文紡錘車が語る史料の内容は、郷名や部民の分析等多くの資料を提供するに至っているが、ここでは大田部身万呂自身の名前の由来と生年について考察する。

大田部の姓については、後節で推察するごとく前代の部民制を内包するものであるが、では、名前の身万呂はどのような意味を持つものであろうか。古代の人名を分析した岸俊雄氏によると、人名に十二支を使用する例が多く認められ、これらが個々の生まれ年の干支をもとに命名されたことが指摘されている。これは律令時代における租税と戸籍に関連した結果と推定されている。研究の成果を引用すると、十二支名を持つ人物は必ずしも本人の生まれた時の干支を付けているわけではなく、いわゆる税のがれの目的から実際の生まれた年よりやや後の干支を名前に付けて戸籍を報告している場合が多いとのことである(岸1960)。しかし、該当する干支に近接する生年を示す可能性は大きく、仮に十二支名を持つある人物の没年が判明していれば、その人物の生年もある程度推定することを示唆している。

干支	男子人名				女子人名			
子(鼠)	根麻呂	泥麻呂	尼麻呂		根都売	赤根		
丑(牛)	牛麻呂	牛手	宇志麻呂		汗志売	牛売		
寅(虎)	刀良				刀良売			
卯(兔)	宇麻呂				宇提売			
辰(竜)	龍麻呂				龍売			
巳(蛇)	身麻呂	身津			巳津売	身売	歳身	
午(馬)	字麻呂	荒馬	馬羊		馬手売	馬売	字麻古売	
未(羊)	比都				羊売			
申(猿)	佐流				佐流売			
酉(鳥)	鳥麻呂	鳥手	鳥小	鳥小	鳥売		大鳥真鳥売	
戌(犬)	犬麻呂	犬手	伊奴	小犬	犬手売	伊奴売		
亥(猪)	猪麻呂	猪手			猪売	猪奈売		

第4表 十二支人名表(梶、岸 1960等)

古代の十二支人名について前述した岸氏の論文より引用すると、第4表のような類例を見る。この中に巳年にちなむ人名として身麻呂の名が見える。この点からすれば、わが草田郷の大田部身万呂は巳年生まれと言うことになる。

身万呂の名が巳年生まれに由来するものとすれば、彼が生まれた年代をある程度限定できる可能性を暗示している。第51号住居地の廃絶年代は、出土した土器から9世紀第2四半期と推定される。大田部身万呂は戸主であったが、古代の関東で戸主となったものの年令を大嶋郷戸籍より抽出すると、甲和里では戸籍に記録された時点で戸主となっているものが20~70代まで見られ、中でも40代が多い傾向にある(第5表)。

戸主孔王部小山	肆拾捌 (48)	戸主孔王部佐留	肆拾七 (47)
戸主孔王部刀良	参拾参 (33)	戸主孔王部徳麻呂	参拾参 (33)
戸主孔王部荒人	肆拾肆 (44)	戸主孔王部三田次	参拾貳 (32)
戸主孔王部長	貳拾貳 (22)	戸主私部眞春	肆拾七 (47)
戸主孔王部志瀧	伍拾壹 (51)	戸主孔王部猪	肆拾貳 (42)
戸主孔王部己波	陸拾参 (63)	戸主孔王部比都自	陸拾参 (63)
戸主孔王部眞春	貳拾参 (23)	戸主孔王部荒馬	伍拾伍 (55)
戸主孔王部鳥	肆拾捌 (48)	戸主孔王部黒奏	伍拾 (50)
戸主孔王部眞国	貳拾壹 (21)	戸主孔王部彌等	陸拾壹 (61)
戸主孔王部三村	七拾壹 (71)	戸主熊十一等孔王部猪	肆拾肆 (44)
戸主孔王部國麻呂	参拾貳 (32)	戸主孔王部古富尼	貳拾玖 (29)

第5表 大嶋郷戸籍甲和里戸主年令表

さて、草田郷の戸主の一人と推定される大田部身万呂の生年を求めるには、第51号住居地が廃絶した時に身万呂が何才であったか判明しないかぎり、正確な生年を追跡することは不可能である。しかしながら、同住居地の遺物が示す9世紀第2四半期より100年以上遡ることもあり得ない。ここで、同住居地の年代を835年と仮定し、さらに身万呂の当時の年令を40才と仮定すると、795年に生まれたことになる。この年代に近接する巳年は801年である(第6表)。ただし50才であれば785年生まれとなり、789年に巳年がある。そして60才の場合は775年生まれで、777年に巳年があり、70才とすれば765年生まれて同年が巳年にあたる。以上の逆算から大田部身万呂は765年、777年、789年、801年のいずれかの巳年に誕生したものと想定することもできる。また、これらの巳年のいずれかである蓋然性は大きいものと推定される。なんとすれば、先にも記したごとく第51号住居地の廃絶年代と仮定した835年か

子 760	子 772	子 784	子 796	子 808
丑 761	丑 773	丑 785	丑 797	丑 809
寅 762	寅 774	寅 786	寅 798	寅 810
卯 763	卯 775	卯 787	卯 799	卯 811
辰 764	辰 776	辰 788	辰 800	辰 812
巳 765(70才)	巳 777(60才)	巳 789(50才)	巳 801(40才)	巳 813
午 766	午 778	午 790	午 802	午 814
未 767	未 779	未 791	未 803	未 815
申 768	申 780	申 792	申 804	申 816
酉 769	酉 781	酉 793	酉 805	酉 817
戌 770	戌 782	戌 794	戌 806	戌 818
亥 771	亥 783	亥 795	亥 807	亥 819

第6表 十二支と大田部身万呂の生年該当巳年一覧表

ら100年前は735年であり、それ以後に生を得たことは確実であり、また、20才代であれば813年に巳年があることから、765年から813年ごろの48年間に求めることができるのである。

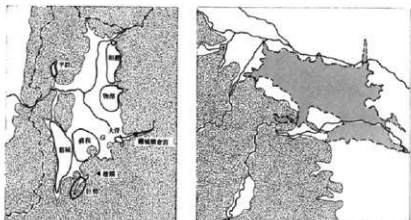
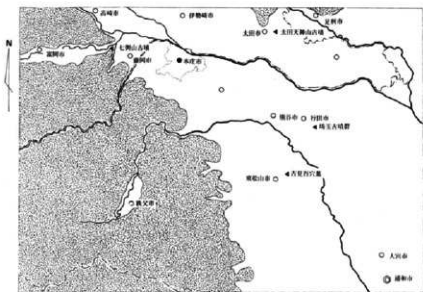
以上の検討は、あらゆる意味において想定にすぎない。その理由としては、まず第51号住居址の廃絶年代、すなわち残された土器等の遺物の年代と、身万呂の没年の関係が不明であること。遺物である銘文紡錘車が身万呂自身から譲渡された時点で、第51号住居址の廃絶に伴い地中に眠る結果となった可能性も考慮しなければならないなど、流動的な要素を含むためである。後者に関しては紡錘車の型式的变化が細分されるほど顕著ではないため、なお紡錘車自体の時代推定を困難にしている。仮に墨書された土器に記録されていたとすれば、少なくとも特定の人物の生年期間の一端を把握することも可能であったであろう。

※ 岸 俊雄 1960 「十二支と古代人名一籍帳記載年令考一」『西田先生頌壽記念日本古代史論叢』

補 足

南大通り線内遺跡をはじめとする市内の遺跡の多くは、古墳、奈良・平安時代に所属し、遺構としては住居址が多数をしめる。これらが所属する大化前代並びに、律令時代における見玉地方の古代史を検討する時、大和政権との関係は不可欠な要素の一つである。その最たる一例としては、金錯銘鉄剣（辛寅銘鉄剣）や安閑紀に見える武蔵国造の記録あるいは伝承である。このような大和政権とのかわりを考える時、歴史地理的な観点からすれば、大和政権をはぐくんだ奈良盆地と、武蔵の平野がどのような規模であったか比較しておくことも必要かと思われる。

第56図は北武蔵と奈良盆地の主な農耕生産基盤となる平地部の比較を示したものであるが、この図を見ても、いかに武蔵が大国であるか判明する。奈良盆地の面積は、見玉地方が所在する武蔵北西部を中心に比較すると、たかだか、現在の本庄市を中心とする見玉郡から熊谷市周辺の大里郡程度の範囲にとどまる。こうした場合、奈良盆地を本拠地としていた主要豪族の領域は、見玉地方にかかる豪族のテリトリーを考える上で参考となる。大田部といった大化前代の部民制も、このような観点から鑑みることも必要であろう。



第56図 武藏国と大和の領域比較図

0 20km

第3節 西富田古代集落群の範囲と住居数

大字西富田を中心とする地域に所在する、古墳時代以降から平安時代までの古代に所屬する各集落の範囲については、全域の詳細な範囲確認調査等が実施されていないため、不明点が多い。しかし、各種開発行為等が年々増加しつつある現在、これらの諸調査に伴う資料の増加も比例している。また、道路工事による発掘調査は、それ自体が長大なトレンチに等しく、ある程度の範囲を指示している。一方、歴史地理的な観点からは、微高地や微低地あるいは、野水の流路等の微細な地形が観察され、これらは水田や畑、宅地等の地目にも反映されている。本地方における古代の生活が農耕生産を前提にしているとすれば、これらの地形は居住地区と生産地区の差を暗示しているものと解される。ここでは、南大通り線内遺跡をはじめとする各遺跡で検出された古代集落の範囲を推定し、住居址の件数を予測する。

(1) 西富田金鑽古代集落の復原(第57・61図)

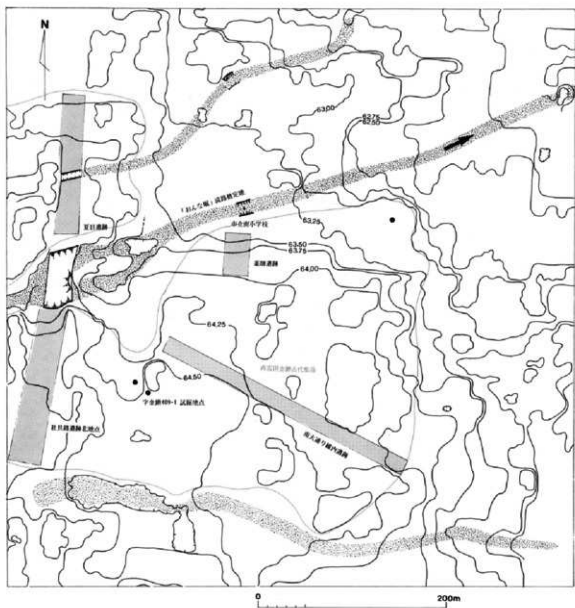
【集落の範囲】

南大通り線内遺跡の発掘調査期間中に、本遺跡を中心とする詳細地形の航空測量を委託した(第57図)。同図は1:500の精度で補助コンターを25cmまでとして実施したものである。現状は市街化がかなり進行した地域で、自然地形は著しく改変されているものと予測されたが、等高線の密集度をもとに旧微高地及び、微低地を観察することが可能であった。

同図の等高線を観察すると、全体におよそ北西から南東方向に円弧を描き走る。これは本遺跡をのせる本庄台地が神流川の堆積作用によって形成された扇状地形を示すもので、その右側に立地することを反映している。個々の等高線は一律に広がるのではなく、濃淡が明瞭である。この内、北半分の地形は大きく湾曲する谷状地形が観察される。特に県道金鑽大通り線と市道南大通り線が交差する東側においては、凹地形と二又に別れる谷が63.75mと64.00mの等高線に反映されている。同交差点の部分からは金鑽大通り線の発掘調査時に大規模な河道跡が検出されており、同遺構に関連する地形であることは明白である。この河道跡は地方文書等に「女堀」「麓濠」などの名前で記録されている堀の一部と推定されている。現在遺跡の南方を流水する建設省一級河川に命名された「女堀川」とわけるため、本河道跡の名称は「おんな堀」と呼称しておく。

「おんな堀」は児玉郡神川町(旧神川村)の元阿保付近の神流川より同郡上里町の南側を通過し、本庄市に至る人工の堀と推定されている。その掘削時期や造営集団については定説を見ないが、少なくとも奈良・平安時代から中世と予測されている。しかし、掘削前より部分的に野水の流路として谷状を呈する自然の微低地であった可能性があり、この地形を利用して逆に堀を開掘したものと推定される。したがって、周辺の微高地や微低地は歴史地理的な観点から、古墳時代以降の集落の立地を検討する材料と成りうる要素を指示している。

金鑽大通り線と南大通り線が交差する部分で検出された河道跡は、東東北方向に流下する。その延長上に位置する市立南小学校の校舎建設工事に伴う調査では、幅6m前後の大溝の存在を確認している。さらに流下すると、標高63.25mから62.25mの等高線が著しい谷状地形を呈しており、この部分を南北に通過する市道2637号線も見かけ上低くなっているのが観察される。これらの地形が河道を反



第57図 南大通り線内遺跡周辺微細地形復原図

映しているものと推定される。

本河道の北側には夏目遺跡が所在する。さらに、同遺跡に対峙する南側には社具路遺跡北地点⁽¹³⁾が立地する。この点から両者は一つの集落を構成していたものと考えられるが、地理的な観点からは分離される要素を残している。河道跡の両側一帯は比較的平坦な微高地が広がる。この部分には社具路遺跡北地点、南大通り線内遺跡、薬師遺跡において住居址が多数検出されている。3遺跡における住居址の消長はほぼ共通していることや、南大通り線内遺跡と薬師遺跡が距離的に近接し、地形に隔絶がないことから両遺跡の住居址は一連のものであることがうかがわれる。一方、南大通り線内遺跡と社具路遺跡北地点との間に位置する字金鎖409-1番地の試掘調査や分布調査等ではやはり住居址の存在を確認していることから、両遺跡の住居址も分布上連続性を持つことが確認された。したがって、社具路遺跡北地点、南大通り線内遺跡、薬師遺跡は一つの大規模な古代集落であることが推察され、これらを包括して「西富田金鎖古代集落」と呼称する。

本集落の北限は上述した河道跡と推定されるが、南限については社具路遺跡北地点の南側で、字屋敷間431-1番地周辺を試掘調査したところ、遺構が皆無に近い状態で、旧地形も標高64.50mの等高線が閉鎖する状態で凹地を描いており、聞き込み調査では湧水並びに野水がたえず見られたと言われることからして、この微低地が南限を示すものと考えられる。同微低地は東方へ追跡することが可能で市道南大通り線と県道本庄・鬼石線（児玉新道）の交差点の南側において、標高63.50mから63.00mの等高線が谷状地形を描いており、この地形が集落の南限自体を指示しているものと推定される。

東限については、南大通り線内遺跡の東南端で検出された第81号住居址が住居址の分布範囲から暗示している。すなわち、同住居址の東側は戦前の水田面が検出されており、かつては低地であったことを物語っている。この地点の北側で栄三丁目8番に所在する工場の敷地内からは、真間式期の住居址⁽²⁾がかって確認されており、同地区と前述した南大通り線内遺跡第81号住居址を結んだ線上が東限にあたるものと推定される。また、同線上を走る標高63.00mから62.50m及び、64.00mから63.25mの等高線は東側において密集しており、比較的急傾斜を呈していることから、この線上が本古代集落のをせる微高地の東側末端にあたることを示している。

最後に西限は第57図の範囲外にあたるが、この部分については、昭和42年に作成された本庄市白図の1:3,000に明瞭な地形が観察される。ここには社具路遺跡北地点が所在するが、同遺跡の西側は標高65mの等高線が大字今井字富田境345番地付近において南北に微低地を形成している。この部分は最初に記した「おんな堀」旧河道に流水する野水が湧水する地点（富田境湧水地）で、この部分の東側にあたる大字西富田字社具路696番地は微高地になっていることから、本集落の西限を示唆している。以上の点をまとめると「西富田金鎖古代集落」は東西約600m、南北約280mの微高地の上に広がっていたものと復原される。

【集落の件数と人口】

上記で復原された集落立地の範囲をもとにすると、その面積は約106,374㎡前後を数えることになる。これは本集落内で発掘調査された資料に基づくかぎり、和泉I式期から国分式期に至る集落の移動範囲を示すものである。各地点で大規模な発掘調査が実施され、住居址の件数が確認されているものを抽出すると、県道金鎖大通り線内の社具路遺跡北地点が発掘面積約3,750㎡に対して73軒。同遺跡

の東に接する字金嶺420-1番地では発掘面積約921㎡で16軒。南大通り線内遺跡においては発掘面積約6,600㎡を数ぞえ110軒を検出した。これらを総合すると発掘面積約11,271㎡に対して住居址件数は199軒となる。想定される集落立地可能範囲面積106,375㎡をもとに未調査の住居址件数を換算すると、合計1,877軒の存在が予測される。本集落の消長は土器型式をもとにする和泉式2期、鬼高式11期、真間式4期、国分式9期の計26期に細分されるが、これをもとに1型式期における住居軒数を換算すれば72軒となる。

1型式期の72軒という数値は各時期の人口の増減等も加味すれば±の誤差が必然的に生じるが、1住居址に平均5名が居住していたものと想定すると、1時期の平均人口は360人前後と想定される。ただし、これはあくまでも統計的な算出によるものである。この人口は律令時代に大鶴郷の仲里村の総人口が367人である記録に近接する点で興味深い。ちなみに同里は16戸で構成されている。このことは、真間・国分式期のころの本集落が「里」単位程度の範囲であった可能性を暗示している。

(2) 今井諏訪古代集落の復原(第58図)

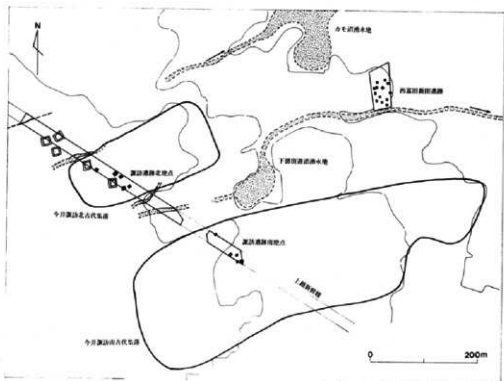
【集落の範囲】

西富田金嶺古代集落の西方には今井諏訪遺跡が所在する。同遺跡は上越新幹線の建設工事に伴う発掘調査を契機に、その後土地改良事業等にかかる発掘調査が数カ所で行われている。検出された遺構は、住居址、周溝墓、大溝、土壇墓で、五領式期から鬼高式期に至る集落が確認されている。この内、住居址の立地状態は五領式期及び、和泉式期の一帯が北側に集中し、和泉式最終末もしくは鬼高式最古段階のほぼ単期間の住居址で構成される一群は、すべて南側に集中する傾向が観察される。両者は大溝3が通過する付近において一線を画することが可能である。

周辺の地形は近年の土地改良事業により改変されているため、微細な地形を観察することは困難な状態になっている。昭和42年調整の本庄市白図1:3,000より周辺の等高線を抽出すると、微高地や微低地が明瞭に追跡することが可能である。今井諏訪遺跡が立地する部分は標高68mを測り、同等等高線は大溝3が検出された付近で大きく西側に入り込み、谷状を呈している。この谷状地形は標高68.50m及び、67.00mの等高線にも反映されており、これらを結んだ線は野水の流路であることも注目される。先に記した南北2者に分離された住居址の時期的な相違は、この谷状地形によって分離することが可能なことを指示している。

北側の住居址群の立地を観察すると、標高68.50mの等高線が島状に廻っており、ここを中心に標高67.5mから68.50mの等高線までの範囲が突出した微高地を形成している。また、微高地の北側はやはり微低地が観察され、同部分は大溝5が通過する。この微低地は昭和55年調整の本庄市白図1:2,500に顕著で、下流部はカモ沼湧水地に至る。このことから、北側に位置する住居址群の分布範囲は東西280m、南北130mの微高地上を主体とし、その面積は約30,882㎡と小規模な集落であったことを示唆している。

対する南の一群は、さらに南方一帯が水田地帯を控えることから、地理的に集落の立地の限界を暗示している。また、本庄市南公民館の新築に際して実施された試掘調査では、住居址等の遺構が検出されていないことから、やはり南側の限界を指示している。周辺の等高線を観察すると、南北両側に当然に走る微低地が見られ、微高地は標高65.00mから68.50mまで追跡することが可能である。



第58図 今井諏訪古代集落周辺微細地形図

西限は標高69.00mの等高線付近に湧水地があり、この付近から微高地を示す等高線が顕著でなくなる。一方、東側の末端は先に記した西富田金鑽古代集落の西端に接しており、同部分の標高65.00mの等高線は南北に延びる谷状地形を見せる。この部分は西富田境湧水地で野水が湧き、集落の立地には不適当な地域である。同野水の湧水地の西側にかかる標高65.00m、65.50m、66.00mの等高線は密集して、図上の見かけは崖状を呈している。この付近が本集落立地の東限であることを暗示している。

北側は市道7309号線と平行して野水の流路が走ることから、北方に所在する西富田新田遺跡とは隔絶されるものと推定される。以上の観点から今井諏訪遺跡の南側に分布する住居地の一群を包括する集落は、東西700m、南北220mの範囲を測る微高地上を占有していたものと推察される。

今井諏訪遺跡の住居地群は時期や地理的環境により北側の一群と南側の一群に分離されることが判明した。ここでは前者を「今井諏訪北古代集落」とし、後者は「今井諏訪南古代集落」と呼称する。

【集落の件数と人口】

今井諏訪北古代集落の立地面積は約30,882㎡である。本地区で発掘調査が実施された面積はおおよそ3,250㎡で検出された住居址は4軒にとどまる。推定される集落の範囲をもとに換算すると、約38軒前後の存在が予測される。人口については調査面積の限定性と住居址の消長が判明していないため、1時期にかかる員数については不明である。

今井諏訪南古代集落は約120,826㎡の面積を測る微高地上を集落の範囲とした。この範囲は現在の東

今井集落の範囲とほぼ重複する。発掘調査が行なわれた部分は上越新幹線の部分にあたる約1,400㎡で、6軒の住居址が確認されたにとどまり、推定される集落範囲の西側において確認されたのみで集落の全容が判明しているわけではなく、これをもって全体の件数や消長を予測するには資料的制約が大きい。

(3) 西富田新田夏目古代集落の復原 (第59図)

【集落の範囲】

本集落の範囲は大規模であることが予測される。西富田遺跡、夏目遺跡、西富田新田遺跡で検出された住居址群を包括する。これらの遺跡は南側が「おんな堀」と推定される旧河道によって地理的に隔絶される。河道と推定される部分には現在野水が流水するが、この流路は微低地であることが等高線に明瞭に反映されている。すなわち、西富田新田遺跡の南端から県道金嶺大通り線と市道南大通り線が交差する地点をへて、市立南小学校に至る線上が本集落の南限を暗示している。

西端は西富田新田遺跡付近と推定される。同遺跡の調査では住居址が集中して検出されており、南北に狭い微高地を利用していることが判明する。この微高地は西に狭く、東に広がる扇状を呈する。同遺跡の北西方はカモ沼と呼称される湧水地が存在し、この部分を廻る標高66.00mの等高線も大きく湾曲し、周辺が微低地であることを示している。一方、カモ沼において標高66.00mの等高線が示す湾曲は、標高65.00m、64.00mへとつづき谷状地形を形成している。昭和61年に西富田遺跡⁽³⁾の北側で、字弥藤治258番地周辺の試掘調査を行なったが、遺構は皆無に近い状態であった。唯一幅の広い大溝の一部を検出したが、同部分や西富田遺跡の住居址が立地する北側は、地形が一段低くなっていることが観察されることや、県道金嶺大通り線内の夏目遺跡第75号住居址の以北で住居址が検出されていないことから、本集落の北限のラインを推定することが可能である。

東限については不明瞭であるが、栄二丁目326-1番地付近の試掘調査で大溝もしくは、野水の流路と考えられる遺構以外に遺構・遺物とも確認されていないことから、この地点の手前（西側）で集落は終るものと推定される。したがって、西富田金嶺古代集落を構成する薬師遺跡と本集落の夏目遺跡とは一線を画する。

本集落の立地は西富田新田遺跡から扇状地状に北東方向に派生する微高地上を占有する。微高地の規模は東西670m、南北250mを測り、面積は約119,642㎡で大規模である。

【集落の件数と人口】

本集落内で大規模な発掘調査が実施された遺跡に県道金嶺大通り線内の夏目遺跡がある。発掘面積は約3,569㎡で58軒の住居址が検出されている。また、西富田新田遺跡においては発掘面積約2,491㎡に対して14軒が確認されており、両者を合わせると発掘調査面積約6,060㎡内で72軒が検出されたことになる。これをもとに集落の立地面積である約119,642㎡で換算すると、全体でおよそ1,418軒存在するものと推測される。ただし、各遺跡（各地点）における住居址の消長は異なるものと考えられる。すなわち、西富田遺跡は和泉式期を主体とし、住居遺構が散漫的に分布する。また、西富田新田遺跡においては和泉式最終末ないし、鬼高式最古段階を中心としている。一方、夏目遺跡の場合は和泉式期から国分式期に至る息の長い集落跡であることを物語っている。さらに、真間・国分式期の住居址もこの地区に集中していることから、本集落内で时期的な住居址の移動が顕著であったことを指示し

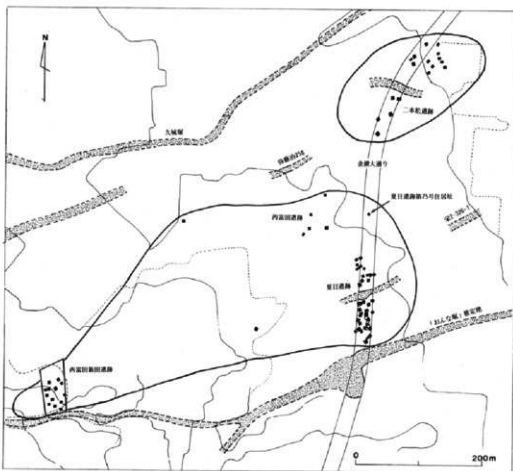
ている。以上の点から本集落に関しては、今後の資料の増加とともに集落が細分される可能性を考慮しておく必要がある。これらの点から本集落にかかる1時期の人口を推定することも不可能である。現状においては、和泉式期最終末もしくは鬼高式期最古の段階で、数カ所に別れて集落が成立していた可能性も示唆される。その核地区は西富田新田遺跡と夏目遺跡と推定される。しかし、その後の動向をみるかぎり、本集落の中心は夏目遺跡にあったことが住居址の消長から明白である。

(4) 二本松古代集落の復原 (第59図)

【集落の範囲】

二本松遺跡は大字西富田を中心に分布する古代住居址群の最北端に位置する。本遺跡の北方には約1.5kmに所在する旭・小島古墳群まで遺跡が確認されていない。二本松遺跡の名は昭和30年代に数度の学術調査が実施され、当時関東地方で最初に初期カマドが確認されたことで学史上著名であるが、近年県道金沢大通り線の建設に伴ない再度調査の手が加えられた。

周辺の地形は現状で顕著な様相を留めていないが、遺跡の北辺を流水する久城堀は微低地ぞいに流



第59図 西富田新田・夏目古代集落周辺微細地形図

下しており、これより以北に遺跡が確認されていないことから、その北限を指示している。対する南限については昭和42年及び、昭和55年の本庄市白図を参考にすると、標高63.00mの等高線が聖徳本庄保育園付近で谷状の地形を観察することができ、この微低地は三生製業の東北部まで追跡することが可能である。後者に隣接する地区の泉道金嶺大通り線に伴う発掘調査では、住居址が検出されていない点でも、この微低地が南限を示している。

西限は標高64.00mの等高線が大きく湾曲することから、この部分を限界とした。一方、東限は標高62.00mの等高線に至ると、突出した微高地のラインを示さないことから、その手前までを本集落の限界とした。本集落の立地範囲は東西（測定の主軸は北東から南西方向）250m、南北140mと推定され、面積は26,909㎡を測る。

【集落の件数と人口】

大規模な発掘調査が実施された泉道金嶺大通り線内の調査面積は約3,400㎡で、対する検出住居数は9軒である。さらに、それ以前に発掘された第1～6号住居址の床面積を発掘面積として把握するとおよそ133㎡となる。したがって、二本松遺跡で検出された住居址は調査面積約3,533㎡に対して15軒検出されたことになる。集落の立地面積26,909㎡から換算すると114軒前後存在することになる。しかし、本遺跡は数次の調査により、和泉末期最終ないし、鬼高式期最古段階の比較的単純な時期の集落跡と推定され、土器型式に少なくとも2段階観察されることから、1時期の住居件数は57軒前後であったものと推定される。1軒につき平均5名の居住をもとにすると、本集落の人口は285名となる。

(5) 西富田本郷古代集落の復原（第60図）

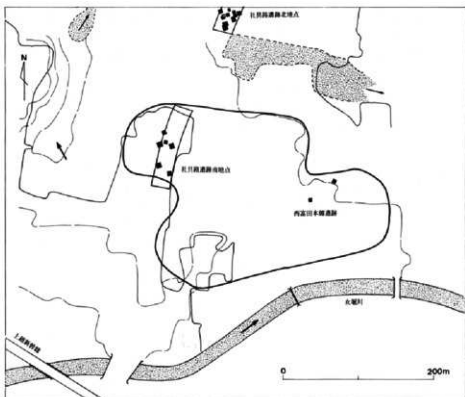
【集落の範囲】

前述した各古代集落の中では最も南側に所在する。西富田本郷遺跡は建設省一級河川の女堀川の左岸に接する。現在の西富田（字本郷）集落と重複して立地しており、周辺はかつて水田が広がっていた。このことから、本古代集落の立地は他の古代集落が台地上の微高地に所在しているものと異なり女堀川の自然堤防上に立地するものと推定される。

南限は言うまでもなく女堀川で、北限は西富田金嶺古代集落の南限と同様である。東限については現在の児玉新道と市道132号線が交差する付近と考えられ、同交差点に隣接する農協の建設時の観察では遺構や遺物が認められなかった。西限は金嶺大通り線の建設にかかる社具路遺跡南地点の調査部分が限界に近接するものと推定され、以西の今井諏訪南古代集落との間には微低地により隔絶されている。本集落の立地範囲は東西360m、南北240mと推定され、面積は約58,018㎡を測る。

【集落の件数と人口】

本集落で大規模な発掘調査が実施された地点は、金嶺大通り線内の社具路遺跡南地点で、約2,750㎡の範囲内に9軒の住居址が検出されている。他に西富田本郷遺跡では2軒の住居址が確認されているものの、部分的な調査にとどまるため割愛する。先に算出した集落立地可能な地形の面積を換算すると、本集落は約190軒前後存在することが予測される。本集落は社具路遺跡南地点において五領式期の住居址と土壌が検出されており、東方200mに所在する西富田本郷遺跡の第1号住居址の中に混入品として五領式の器台が観察されることから、今井諏訪北古代集落とともに西富田周辺では最も早く形成された集落であることを指示している。



第60図 西富田本郷古代集落周辺微細地形図

まとめ (第61図)

本庄市を流す女堀川の左岸で、大字西富田周辺に所在する周知の遺跡の多くは集落跡として登録されている。それを指示するごとく、近年までに多くの住居址が検出されている。この住居址以外に大溝や中世墓等が現在までに確認されているが、広範囲に分布し、主体的な遺構は住居址であり、これらが地理的環境から複数の集落で構成されていることが判明する。したがって、上記の集落群を総括して「西富田遺跡群」と命名することが可能である。ところで、各集落の範囲については全域が範囲確認の調査を実施されたわけではないので、集落立地の条件としての微高地の範囲をもとに予測した。ただし、復原によって示された一集落の範囲は、あくまでもその集落の消長期間内にある全時期を通じた範囲であることで、たとえば一時期には細分される要素も残している。したがって、厳密には上記の古代集落は、古代集落立地可能範囲と言うことになる。

各古代集落の内、最初に集落選定が実施されたのは西富田本郷古代集落及び、今井諏訪北古代集落の2か所で五領式期のことである。ところで、本集落群は古墳時代以降に盛行するが、それ以前の弥生時代には集落が営まれた形跡がない。このことは五領式期にはいって他所より入植されてきたことを指示している。これを本遺跡群における動向の第1の画期と位置づけることができる。次に和泉式期に入ると西富田金鎖古代集落並びに、西富田新田・夏目古代集落内に新たな生活の場が誕生する。

しかし、これらは規模が拡大したわけではなく、前代の近接集落からの分離である可能性を残している。

西富田遺跡群で第2の画期と言うべき変化は和泉Ⅱ式期にある。この段階には今井諏訪南古代集落と西富田二本松古代集落が出現し、西富田新田・夏目古代集落内の西富田新田遺跡地区は新たに出現する。西富田二本松古代集落はこの時期のほぼ単一な集落であることから、極めて短期間の内に他所より入植され、移動していったものと推定される。和泉Ⅱ式期における本遺跡群の集落の動向は、量的に本遺跡群内の前代の集落より分離したものではなく、五領式期と同様に他所よりの転入者の存在を暗示している。そもそも本地方の和泉Ⅱ式には住居址内に造付けのカマドが出現し、土師器の中に須恵器の模倣品が増加するなどの特色を持つ。ただし、後者の要因は和泉Ⅰ式より観察することも可能であるが、和泉Ⅱ式期に外的要因による生活の変化がおこったことは重要である。この外的要因について示唆する遺物として、二本松遺跡第17号住居址や夏目遺跡第66号住居址において布留式壺に類似するものが出土しており、興味深い資料である。しかしまた、これらの土器は和泉Ⅱ式でも最終末に近い群で原初坯を伴い、さらに同型式にはTK 208型式の須恵器を共伴することもあるので、大和においてはすでに布留式壺が終焉をむかえるころと並行する時期と推定される。また、両遺跡より出土した布留式壺は搬入品とは考えがたく、この点では布留式壺を使用していた地方からの人々の移動を暗示している。

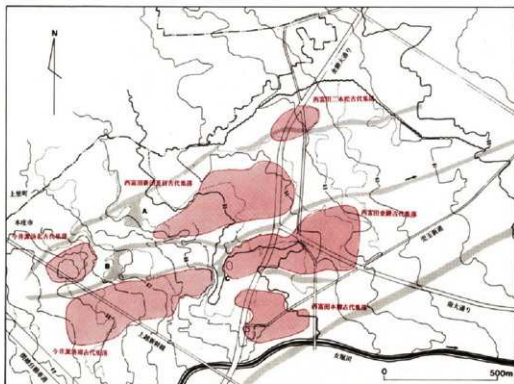
	五領	和泉Ⅰ	和泉Ⅱ	鬼高Ⅰ	鬼高Ⅱ	真間	国分
西富田本郷古代集落	■■■■■						
西富田金鑽古代集落		■■■■■					
西富田新田・夏目古代集落 (西富田新田遺跡地区)		■■■■■	■■■				
西富田二本松古代集落			■■■				
今井諏訪北古代集落	■■■■■						
今井諏訪南古代集落			■■■	?			

西富田遺跡群の消長概念表

以上の点から本遺跡群で、古墳時代にかかる歴代集落は五領式期より継続する西富田本郷古代集落に限定されるが、地理的近接状態から北側に隣接する西富田金鑽古代集落は、時期を国分式期まで延長すると、周辺では最も息の長い集落であり、第2の歴代集落であった可能性が濃厚である。

古代集落遺跡群としての西富田遺跡群を構成する遺跡の分類

【古代集落名】	【従来の遺跡名】	【遺跡地区登録コード】
西富田金鎖古代集落	社具路遺跡北地点	(53-092北半部及び53-091南端)
	南大通り線内遺跡	(53-086)
	薬師遺跡	(53-085)
西富田新田・夏目 古代集落	西富田新田遺跡	(53-094)
	夏目遺跡	(53-089,091)
	西富田遺跡	(53-089の西側) ※夏目遺跡の一部
	無名	(53-090・53-092)
今井諏訪北古代集落	今井諏訪遺跡北地点	(53-096)
今井諏訪南古代集落	今井諏訪遺跡南地点	(53-095,097)
西富田二本松古代集落	二本松遺跡	(53-087,088)
西富田本郷古代集落	西富田本郷遺跡	(53-157)
	社具路遺跡南地点	(53-092の南半部)



第61図 西富田遺跡群の立地と微細地形図 (A～Cは湧水地)



第62図 見玉地方の遺跡分布と郡界推定地（拠 埼玉県遺跡地図、他）

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 1 賀美郡小島郷遺跡地（本庄市大字小島） | A 那珂郡衙推定地（敷玉郡美里町大字古郡） |
| 2 見玉郡草田郷（本庄市栄） | B 見玉郡衙推定地（敷玉郡見玉町大字金屋字ミカド） |
| 3 那珂郡中野郷遺跡地（見玉郡見玉町大字秋山中沢） | C 見玉郡衙推定地（本庄市大字共栄、将監塚遺跡） |
| 4 那珂郡弘紀郷遺跡地（見玉郡美里町大字広木） | D 賀美郡衙推定地（見玉郡神田町、色原原・楡下遺跡） |
| 5 那珂郡那珂郷遺跡地（大里郡同郡町大字藤沢） | E 五明庵寺（見玉郡上里町） |
| 6 藤沢郡藤沢郷遺跡地（大里郡同郡町大字藤沢） | F 城戸野美寺（見玉郡神田町） |
| 7 藤沢郡藤田郷遺跡地（本庄市大字牧西、廻田、大里郡同郡） | |

補 足

第62図は昭和51年度発行埼玉県遺跡地図を引用した見玉地方の遺跡分布図である。登録された全時代の遺跡を記入したものであるが、この遺跡分布が意味するところは、狩猟採集地や農耕生産地以外の人間の居住範囲である集落の立地が限定されていることを暗示している。これらの分布の内、律令時代にかかる奈良・平安時代の集落を抽出することは、確認調査が徹底されないかぎりむづかしい側面を持つ。しかし、律令時代の郡郷制により編成された郡の範囲を推定する上で、集落遺跡の集中度はある程度のみとまりをもっており、考古学上の資料と文献学上の史料の対話がもたれる。

第4節 郡郷制と草田郷の消長

律令時代の児玉郡を構成する郷の一つとして記録の残されている草田郷が実在することは、第51号住居址より発見された銘文紡錘車によってはじめて確認されることとなった。現在の児玉地方を中心とする律令時代の郡の編成については、賀美・児玉・那珂の3郡に分かれる。さらに郡を構成していた郷に関しては、和名抄によるところが多く、この書物が編纂された平安時代には第7表のごとく3郡に12郷が所在していたことが知られている。これらの比定地については、地名考証によるところが多く現状で諸説を見る。この内、賀美郡の小嶋郷は本庄市大字小島周辺に、那珂郡の弘紀郷について

加美郡	新田	小嶋	曾能	中村	(刊本・他)
賀美郡	新居	小嶋	曾能	中村	(高山寺本)
児玉郡	振太	岡太	黄太	太井	(刊本・他)
児玉郡	振太	岡太	草田	大井	(高山寺本)
那珂郡	那珂	中澤	水保	弘紀	(刊本・他)
那珂郡	那珂	中澤	水保	弘紀	(高山寺本)

第7表 和名抄記載の児玉地方の郡郷

は児玉郡美里町の広木周辺であったことがほぼ定説化している。草田郷に関しては本紡錘車の史料が発見されるまでは、諸写本に記録されていた賀田郷(キタ)が正しくその比定地を同音である児玉町吉田林(キタバヤシ)に求められていた⁽⁴⁾。しかし、高山寺本に記録されていた草田郷が誤写ではないことが証明されたわけである。

各郡内における郷の構成は和名抄にそれぞれ4郷が見られる。ただし、正倉院文書の中には賀美郡武川郷の名が確認されており、資料的に欠落しているその他の郷の存在を指示している。また、郡家あるいは余部など未確認の郷が存在する可能性を考慮する必要があり、和名抄に記録された郷の数のみで各郷の範囲を比定することは危険である⁽⁵⁾。さらにこれらが律令時代の行政区画により人工的に編成されたもので、自然発生的なムラムラの単位ではないことから、たとえば同時代の考古学上の遺跡の一つである集落跡の分布をもとに、郷の範囲を復原するには注意を要する作業となる。かかる意味においては、草田郷の範囲を復原する手段が困難であることを暗示している。ただし将来の課題の前提として、銘文紡錘車の出土地点を中心として種々の検討を加え、予察しておくことも必要かと思われる。

和名抄が編纂された時代の本地方では、考古学上国分式期にあたる。律令制度下に編成された郷はこれらの国分式期の集落がその構成員として含まれていたものと考えられる。したがって、国分式期の集落の分布は郷の範囲を比定する上で一つの方向性をあたえている。南大通り線内遺跡の周辺に分布する国分式期の集落をまとめると第63図の状態となる。ところで、銘文紡錘車が出土した南大通り線内遺跡が草田郷の一部であるかについては、遺物の帰属性が問題となるが、第1節でも指摘したごとく、本銘文紡錘車自体は私的所有物をあらわすものであり、本紡錘車自体は大幅な移動はしていなかったものと推定した。この観点に立脚すれば、銘文紡錘車が眠っていた南大通り線内遺跡は草田郷の一部を構成していた可能性が濃厚といえる。また、第3節で考察した南大通り線内遺跡を包括する西富田金嶺古代集落の立地環境の復原から同集落の一時期あたりの住居軒数や推定人口から、同集落が「里」単位規模であったものと推定した。その規模は葛飾郡大嶋郷と類似しており、3里1郷編成程度で草田郷が構成されているものと仮定すれば、西富田金嶺古代集落と同程度の規模の国分式の

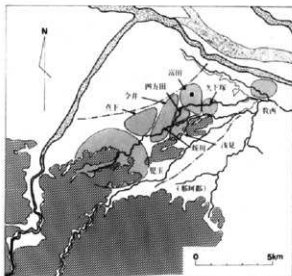
集落が近辺に所在しなければならぬ。

第63図の分布図を観察すると同古代集落の南方で、大字東富田から大字四方田にかかかかる地域に元富遺跡、下田遺跡、七色塚遺跡、観音塚遺跡、山根遺跡、見玉町雷電下遺跡が分布している。これらは規模的に草田



第63図 大字西富田・東富田の領域と周辺の国分式期集落分布図
1、大字西富田 2、大字東富田 A、草田郷 B、富田氏館跡

郷を編成する要因を内包していることを暗示している。西富田金銀古代集落とこれらの遺跡は女廻川をはさみ対峙する地理的環境を示しているが、両者が行政的に一つの構成領域であった可能性については後述する。一方、同様に国分式期の集落の分布の面からは、西方に今井遺跡群及び、将監塚・古



第64図 見玉党の所領分布と草田郷

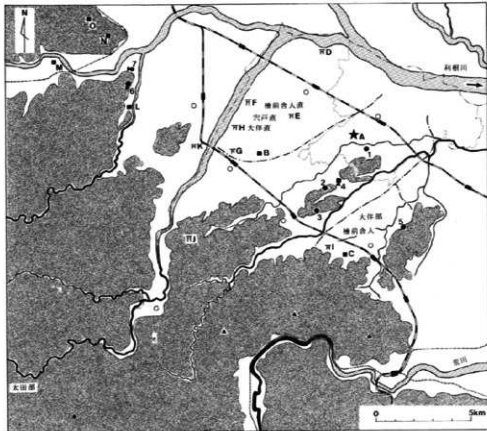
井戸遺跡が所在する。前者についてはその範囲が明確ではないが、発掘調査資料を検討するかぎり、奈良・平安時代に新たに建設された集落である可能性が考慮され、それ以前の集落の存在が明確ではない。また、将監塚・古井戸遺跡の場合は、遺構や遺物から郡衙に関連する遺跡である可能性が示唆されており、今井遺跡群や将監塚・古井戸遺跡が律令時代に計画的に新たに建設された集落であったものと推定され、西富田金銀古代集落をはじめとする周辺の集落とは様相を異にする性格であることが留意される。

見玉地方の郷名で遺称地として残るも

のは先に記したごとく小嶋郷と弘紀郷のみである。対して現在大字や小字として見られる地名の多くは、中世以降に成立したものが大半で、南大通り線内遺跡が所在する部分も草田の遺称地名はまったくなく大字西富田に所属する。この富田の地名は草田の後に出現し今日に至ったものと考えられるが、その上限を追究することで草田の消滅時期を指示しているものと解される。富田の地名の由来については、平安時代の後半ごろより児玉地方に台頭した、武藏七党といわれる武士団の一つである、児玉党の一枝族である富田氏の成立に関連する。草田郷が記録されている和名抄は、10世紀中ごろに編纂されたものであるが、児玉党の党祖である遠峯継行は11世紀中ばの人物と推定されている。児玉党の領域は律令時代の児玉郡を基盤としており、その子孫には家督相続や分家の際に、郡内の領土を分け与えていったものと推察されている(水島1986)。その時に拝領された領地に氏名をつけたものと推定されている。現在旧児玉郡に残る地名の内、四方田、富田、今井、久下塚、蛭川、児玉、塩屋などは児玉党の各氏族の名でもある。

党祖である継行以降の本宗家は弘家・家行・家弘とつづき、家行の子である三部親家は富田の地を拝領され、富田三郎親家を名乗る。この富田氏の居館跡と推定される遺構は、南大通り線内遺跡の南方で、西富田本郷古代集落が立地する大字西富田字本郷に所在する。富田氏の領地は現在の大字西富田及び、大字東富田を含む範囲であったものと推定される。しかし、後世には東西に分離され今日に至っている。ところで、この大字西富田と大字東富田の範囲は最初にふれた西富田金嶺古代集落とその南方に所在する国分式期の集落群の分布とほぼ重複している。富田氏が児玉党の本宗家より同党の領土の一部を分配されたものとすれば、その基準として旧来の郷や里単位の行政的範囲をもとにした可能性も考えられ、富田の領土がかつての草田の範囲を暗示している可能性を指示している。

富田氏が台頭するのは11世紀後半ごろと考えられており、このころに草田から富田に地名が変化したものと推察される。ただし、草田の名が周辺の農耕生産地をもとにした自然発生的な状態を示す名詞であるのに対し、富田の名は吉祥句である富を使用している点で、意識的に転化された名称と考えられ、草田をもとに富に変化した因果関係が考慮される。以上の点から草田郷の名の由来は、大字西富田の女瀬川周辺に現在も農耕生産地として広がる水田地帯の状態をもとに呼称された地名であるかも知れない。なお、南大通り線内遺跡を包括する西富田金嶺古代集落は、「田」を耕作する地形ではなく、郷以前の里単位の編成を考慮すると、別の地名が存在したことも十分予測される。したがって、南大通り線内遺跡の周辺は草田郷の一部であったにすぎないことになる。



- A 〔大田部身万呂〕 銘紡織率 (本庄市)
- B 〔大伴〕 銘紡織率 (兒玉郡神川町色樹原・楡下遺跡)
- C 高麗遺物 (兒玉郡美里町大字駒衣)
- D 式内社伝今木青坂稲美池上神社 (兒玉郡上里町)
- E 式内社伝今木青坂稲美荒魂神社 (兒玉郡上里町)
- F 式内社伝今木青坂稲美神社 (兒玉郡上里町)
- G 式内社伝今木青坂稲美池上神社 (兒玉郡上里町)
- H 式内社長幡部神社 (兒玉郡上里町)
- I 式内社延經神社 (兒玉郡美里町)
- J 式内社武藏二ノ宮金鑽神社 (兒玉郡神川町)
- K 土師神社 (群馬県藤岡市)
- L 緑野屯倉推定地 (群馬県藤岡市大字緑野)
- M 多胡碑 (以下上野三碑)
- N 山上碑
- O 金井沢碑

- 1 公郡塚古墳 (本庄市・格子目叩き壘形埴輪出土)
- 2 金鑽神社古墳 (兒玉郡見玉町・格子目叩き壘形埴輪出土)
- 3 生野山將軍塚古墳 (兒玉郡見玉町・格子目叩き壘形埴輪出土)
- 4 鷺山古墳 (兒玉郡見玉町・県内最古級の古墳)
- 5 長坂聖天塚古墳 (兒玉郡美里町・古式古墳)
- 6 白石稲荷山古墳 (群馬県藤岡市)
- 7 七興山古墳 (群馬県藤岡市)

第65図 北武蔵 (兒玉地方) 周辺の古代氏族分布図

第5節 児玉地方における古代氏族の動向について（予察）

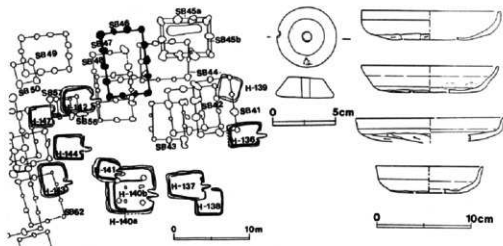
第51号住居址より出土した紡錘車の銘文が提起する、今一つの問題点は太田部姓である。言うまでもなく本史料は、律令国家時代の国・郡・郷・姓・名を記録したものであるが、最後の姓に関しては間接的に大化前代の部民制に関係した内容を含むものである。もとより東国においては大化前代にかかる直接的な史料が極めて少ない。このような中で、考古学上の資料、たとえば黒書土器、金石文など新たな資料が増加しつつあり、埼玉稲荷山古墳の辛亥銘鉄剣はその好例とも言えよう。大化前代における武蔵国単位の豪族の動向については、比較的研究が進展しつつある。これに対して、さらに小地域に分布する集団が、どのような性格と史的動向を内包するかについては、未だ多くの謎を残している。ここでは武蔵国の北西部に位置し、律令国家時代に賀美・児玉・那珂郡に編成されていた、現在の埼玉県児玉地方（本庄市、児玉町、上里町、神川町、美里町、神泉村）に分布していたと推定される、古代氏族の動向について予察を試みる。

(1) 児玉地方における古代氏族等の史料

本地方の古代氏族等に関する史料は、六国史等中央の文献に若干の記録が残されており、他に考古学上の文物、地名、神社等にも散逸的に見出すことが可能である。以下に整理し紹介する。

【大 伴】

正倉院調布布墨書銘の中に「武蔵国賀美郡武川郷戸主大伴直牛麻呂戸口大伴直荒当庸布一段」の記録が残されている。また、児玉郡神川町白樹原遺跡より近年紡錘車に「大伴」と線刻されたものが出土している。同遺跡は賀美郡城に所属するものと推定されている。万葉集巻20に防人の歌（4413）を献上したものと「上丁那珂郡繪前舍人石前妻大伴部真足女」の名がみえる。紡錘車に見る金石文以外は奈良時代の史料であり、同時代の賀美郡と那珂郡に大伴直牛麻呂、大伴直荒当、大伴部真足女の「大伴」「直」姓を持つものが存在したことが判明する。



第66図 白樹原跡第46号掘立柱建物と出土遺物（拠 篠崎・他1987）

【櫛前舍人】

先にふれた那珂郡の大伴部真足女の夫櫛前舍人石前は、天平勝宝7年(755)に上丁として防人に赴任している。同氏の本拠地は弘紀郡と推定されている。一方、賀美郡には『続日本後紀』の承和7年(840)12月27日の条に「己巳、武藏国賀美郡人散位正七位上勳七等櫛前舍人直由加磨男女十人、貫附左京六条、興土師氏同祖也」とあり、奈良・平安時代に宣化天皇の御名代である櫛前舍人の末裔が賀美・那珂両郡に所在し、特に後者は「直」姓を持ち、土師氏と同祖であることを記している。

【大田部】

本遺跡の第51号住居址より出土した紡錘車に録刻されていた人名で、「戸主大田部身万呂」といい、出土した土器から平安時代前期の人物と推定される。また、本遺跡の西方に所在する将監塚遺跡からは、「大田」の墨書土器が多く出土している(第66図)。なお、地名として神流川水系の上流部に太田部集落が存在しており、大田部に関連する可能性がある。

【穴戸】

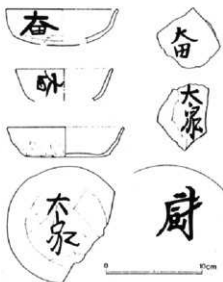
前述した大伴直牛麻呂が納めた唐布の墨書には、武藏国司と賀美郡司の連署が見える。「主当国国司史生従八位下佐味朝臣比奈磨郡司小領外従八位上穴戸直石前」と記録されている。これ以外に穴戸部に関する史料はないが、奈良時代の賀美郡司として、穴戸直の末裔が赴任していたことが判明し、同郡で同じ「直」姓を持つ大伴直や櫛前直の一族の中に小領以外の郡司層が存在したか検討を要する。

【長幡部】

文献史料にはないが、賀美郡に延喜式内社である長幡部神社が存在する。その名が示す通り機織を生業とした渡来系集団で、『新選姓氏録』より引いた「坂上系図」には「自姓。是大和国宇太郡佐波多村主。長幡部等祖也。」とある。

【その他の部民等】

上記の長幡部は渡来系集団と考えられるが、見玉地方にはこの外にも渡来系集団の存在を示す資料がある。賀美郡には今一つ延喜式内社が存在する。今城青八坂稻実神社、今木青坂稻実荒御魂神社、今木青八坂池上神社で、渡来系のイマキ集団の存在を指示している。また、文書などの資料がまったくないが、見玉地方においては、5世紀代に須恵器窯の操業を開始している可能性が濃厚であることから、比較的早い時期に渡来系氏族が入植したものと考えられる。さらに、5世紀代にはカマドの導入や、爆発的な集落の増加が観察され、これらの要因が外的なものとなれば、ある集団の入植があったことを示唆している。この他に考古学的な文物から想定が可能な集団としては、神流川をさみ賀美郡と対峙する上野国緑野郡に埴輪窯址が分布し、土師神社が存在することを前提にすれば、見玉地



第67図 将監塚遺跡出土各種墨書土器銘
(掲 赤熊・他1988)

方にも埴輪窯址が分布し、埴輪の需要も多いことから土師部の存在を暗示している。

【国造系氏族】

「直」姓を持つ氏族が国造一族の可能性があるとすれば、児玉地方には大伴直、檜前舎人直、穴戸直の名が見え、大化前代における国造系氏族の存在や動向を暗示している。本地方は知知夫国造の勢力範囲と考えられているが、他方では无邪志国造とも関連する可能性が指摘されている。知知夫国造は大伴氏の始祖高皇産靈尊の児八意思金命の十世孫知知夫彦命を上祖としている。一方、无邪志国造は胸刺国造と同族で知知夫国造とは異なる。これら大化前代にかかる国造層の内容については不明な点が多く、特に知知夫国造の勢力範囲、消長については研究が停滞している。あるいは前述した氏族を追跡することにより、その糸口を見出すことが可能かと推測される。

(2) 律令時代における児玉地方の氏族

先に紹介した史料の内、律令時代における賀美郡に分布した氏族については、比較的多くの内容を残している。すなわち、郡司小領として穴戸直石前が赴任しており、その配下で武川郷には大伴直一族が所在していたことが判明する。しかし、これら氏族の所在地については判明していない。史料から推測される両氏族の所在地は、穴戸直が郡司であることから賀美郡衙に、大伴直は武川郷と言うことになる。律令時代の各氏族がいずれの地域を本拠地としていたかについて追跡することは、大化前代の児玉地方における氏族の動向を伺う手段となろう。

【武蔵国賀美郡の大伴・穴戸・檜前】

大伴直牛麻呂が所在していた武川郷は、平安時代中期に編集された「和名抄」に記載されており、その所在地については現在不明である。武川の武の文字は日本武尊などに用いられるように、タケルであり勇ましいと言う名詞である。その名称から「武り狂う勇壮な大河」を想起させる。また、川に接した地域の名であるから、地理的環境を前提にした自然発生的な地名である。賀美郡内の地理を観察すると、このような条件を満たす河川は神流川と鳥川のみである。同河川せいは遺跡が帯状に分布しており、集落の立地条件としては良好なことを指示している。このいずれかに武川郷が所在した蓋然性が考慮される。同郷の所在地については他に、現在の本庄市と上里町にかかる児玉工業団地周辺にもとめる見解がある。しかし、この付近には大溝は存在しても、大河は流れていない。また、工業団地内で確認された大規模な建物群は、児玉郡衙に関連する可能性が指示されており、ここを武川郷とするには賀美郡城に属する確定的な証拠と、大規模な河川が存在しないがぎり否定的である。武川郷が神流川もしくは鳥川せいのいずれにあたるかは真間式期の集落の動向に暗示されている。

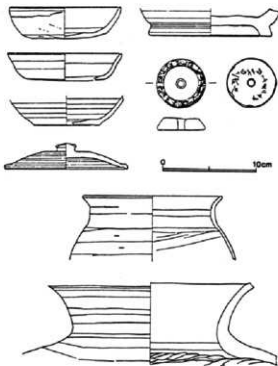
今一つ律令時代の賀美郡に居住していた大伴氏に関する史料として、神川町白樹原・檜下遺跡より出土した銘文紡錘車がある。この遺物は堀立柱建物より出土したものであり、さらに紡錘車の用途を考えると、税として正倉のような施設に納品された状態であった可能性もあり、この場合の出土地が所有者自身の居住地を示すものとするには疑問を残す。この点からすると、あるいはかつての武川郷の地域から一時的に持ち込まれたことも推察されるが、いずれにせよ「大伴」銘紡錘車の所有者が近隣に所在したことを物語っている。

先の庸布を献上した大伴直を統率していたのは、賀美郡の小領であった穴戸直石前である。その地

位から彼の職業上の所在地は、賀美郡衙にあたることが類推される。賀美郡衙の所在地については、現状で数カ所の候補地がある。「大伴」銘紡錘車を出土した白樹原・檜下遺跡は、奈良時代の計画的な建物群が検出されており、出土した遺物（瓦等）からその候補地の一つと考えられる。現状において郡衙そのものを示す遺構が検出されていないものの、近隣に郡衙が存在する可能性が大きく、时期的にもこの付近に穴戸直が居住していた可能性が大きい。

白樹原・檜下遺跡からは瓦類が出土している。これと同范関係を示す瓦をだした賀美郡内の遺跡に五明庵寺がある。さらに同寺の瓦と同范関係を示すものとして、上野国佐位郡の上植木庵寺があげられている。この寺跡は後に上毛野明臣となる佐位郡の檜前部君の氏寺と推定されている。平安時代の賀美郡には檜前舎人直由加藤の一族が居住していたが、同范瓦の供給関係を前提とすれば、奈良時代に遡る五明庵寺が檜前舎人直由加藤の祖先の氏寺であった可能性を示唆している。しかし、五明庵寺の瓦の中には武蔵国分寺の瓦の紋様に影響を受けたものが存在することや、国境を超越して同范瓦を使用していることから、単なる氏寺的な性格ではなく、官寺の可能性が指摘されている。また、五明庵寺の北に隣接して若宮台遺跡が所在する。この遺跡は古墳時代中期以来、平安時代まで継続する集落で、国分式期には「天安二年十二月二日八日工戌□」「里戌」と縁刻された紀年銘紡錘車が出土している。漢字の知識を持っていたものの存在と、周辺に長幡部神社が所在することから、同集落を渡来系集団の長幡部と関連させている。さらに、五明庵寺が前述した檜前舎人直と関連することを前提に檜

前舎人直と長幡部の関係について波及されている。すなわち、長幡部の祖とともに渡来したとされる大和の檜前調使や檜前村主の存在から、賀美郡の檜前舎人直由加藤の祖先は大和国の檜隈地域から長幡部ととに移住してきたものとする見解である。この点については問題が多い。まず、飛鳥の檜隈の地には今来才伎など渡来集団が入植し開発しており、檜前調使や檜前村主が居住していたことは肯定されるが、檜前舎人直は同じ檜隈地域に宮を構えた檜隈高田皇子、後の宣化天皇の衛兵として各地の国造級集団より編成された舎人集団であり、その出自はまったく異なる。さらに、『新選姓氏録』によると、檜前忌寸・檜前村主は阿智王など朝鮮半島系氏族に出自を持つものに対し、檜前舎人直は火明命を上祖としていることから明らかである。したがって、賀美郡の檜前舎人直は在地的な集団であり、「直」姓を持つ集団と渡来系集団である長幡部を



第68図 若宮台遺跡第44号住居址出土遺物
(掘 横川・他1983)

同一のレベルで考察することは危険である。⁽⁶⁾ 賀美郡における長幡部の存在は別な視角から考えなければならぬ。

以上を総括すると、律令時代の賀美郡における檜前舎人直は五明庵寺周辺に分布し、今本神社が所在する点を重視すれば、渡来系集団をその配下に掌握していた可能性を秘め、若宮台遺跡の紀年銘紡錘車の存在は、同集団の存在を示唆するものと推測される。穴戸直については息樹原・檜下遺跡周辺を本拠地とするものと推定されるが、やや北方にまで分布する可能性が考慮される。残る大伴直については武川郡の所在地が明確化されれば決定的な解答を得られるが、現状において先の郷名の考証から推理するが、神流川が島川ぞいの何れかにとどまる。ただし、下流の五明庵寺周辺は檜前舎人直のテリトリーであることから、この地域を除く範囲に限定される。ところで、神流川流域には渡来系集団の存在を指示する長幡部神社が所在する。長幡部は大田部とともに編成され、移動したとする見解がある(志田 1979)。これらを管理した集団が在地の豪族であるとすれば、「直」姓を持ち、郡曲の管理者であった大伴氏と同族関係にある大伴直の配下に所属していた可能性が考慮される。とすれば、賀美郡の大伴直の居住地は神流川流域の長浜周辺と考えられる。この地域の東側には「大伴」銘紡錘車をだした息樹原・檜下遺跡が所在する。

(3) 児玉地方の郡司層の問題

律令時代の児玉地方は賀美・児玉・那珂の3郡で構成される。これらは狭義な地理的範囲内に所在することから、かつては一つの地域圏であったものが児玉を中心に上、中に分離されたものと推定されている。3つの郡は那珂郡が当初小郡であったものを人口の増加に伴い承和10年(843)に下郡に格上げされている。したがって、奈良時代の3郡には下記の郡司員数が存在したことになる。この内、唯一人名が判明しているものは賀美郡の小領であった穴戸直石前のみである。これら郡司層は地方の豪族より抜擢されたことが指摘されており、それらはかつての国造一族ないし同族と推定されることから、「直」姓を持つ一族の中には郡司層の職掌についていたものの存在を暗示している。賀美郡には穴戸直以外に大伴、檜前の2氏族が「直」姓を持っており、これらの一族の中に郡司職についていたものがあっても知れない。一方、那珂郡には賀美郡の檜前舎人直と同族である檜前舎人が居住しており、かつて大王家に舎人をだした末裔として、律令時代には郡司に任命された可能性が大きいものと考えられる。那珂郡衙の位置については、地名から美里町古郡周辺と推定されており、檜前舎人石前の本拠地と考えられている弘紀郷に近い。児玉郡司については現状において不明と言わざるを得ない。これについては大化前代に遡り追跡する必要がある。南大通り線内遺跡より出土した「大田部」銘紡錘車は、ここに大田部が存在したことを物語るものであるが、大田部は後述するように大伴氏と

	大領	小領	主帳	同族であることから、その管理者として大伴直の存在が予測される。また、賀美及び那珂郡に大伴氏が律令時代に所在していることから、児玉郡にも大伴姓を持つ一族が居住していた可能性を秘めている。したがって、児玉郡司の中に大伴姓の人物が赴任していた可能性が示唆される。
賀美郡(下郡)	1	①	1	
児玉郡(下郡)	1	1	1	
那珂郡(小郡)	1(領)	1	1	

以上の観点から奈良時代における見玉地方の郡司層としては、次の在地氏族が各郡を掌握していた可能性が示唆される。

(郡名)	賀美郡	見玉郡	那珂郡
(郡司)	穴戸直・檜前舍人直?	大伴直?	檜前舍人直?

(4) 大化前代における見玉地方の氏族等について

前述した律令時代にかかる見玉地方の氏族はその姓から、古く大化前代の氏族の動向を示唆するものである。見玉地方に所在した諸氏族等の姓については、最初の史料の集成によるところであるが、そこには直などの姓を持つものと、部民に大別される。このことは在地にあっては支配する側と管理される2者より成り立っていたことを暗示している。後者については史料以外に、考古学上の文物や祭祀集団、地名などからも、その存在を指摘することが可能である。これら部民の動向を以下に整理してみる。

【大田部の編成と性格】

本地方に大田部が存在することは、南大通り線内遺跡より「大田部」銘文紡錘車が発見されるまで知られていなかった。大田部と言う部民が存在することは、文献史上周知であるが、さほど研究されているわけではない。大田部についてその職掌を要約すると、朝廷の屯倉の設置に対して、その運営や管理を司った集団と推定されている。このような職掌を前提に編成された集団に田部がある。そして、この部民については記紀に記録が残されているが、大田部の名は現われていない。大田部の名を持つ氏族については、いずれもその末裔が日本後記、続日本後記や三代実録などの律令時代の記録に現われるに過ぎないのである。では、部民としての大田部はいつごろ発生したのであろうか。

その発生と出自について指示的な史料を提供しているものに、近年山梨県浅間神社で発見され、鎌田純一氏により世に出された『古屋家譜』がある。その研究については溝口睦子氏の『古代氏族の系譜』(溝口 1987)に詳しい。この家譜は古代氏族の雄、大伴氏から浅間神社の官司に至る系図であるが、そこには大伴氏より分枝した氏族も記録されている。大田部については大伴室屋大連公と狭手彦連公の代に分枝氏族として名が見える。前者は室屋よりの分枝ではなく室屋と同じ代にあたる長目連公よりの分枝氏族として「是大田部白髪部祖也」と記している。大伴室屋大連が朝廷内で最高執政官として権力の座についていたのは、5世紀中ごろから6世紀前半である点で、このころには部民としての大田部が発生していたことを指示している。さらに、大田部と同様に長目連公を同祖とする白髪部は、清寧天皇の名代・子代として成立していることから、5世紀後半に出自の年代をおいていたことが判明する。このことは清寧紀2年2月の条に「天皇、子無きことを恨みたまひて、乃ち大伴室屋大連を諸国に遣して、白髪部舍人、白髪部騎夫、白髪部鞍負を置く(下略)」とあり、長目連公の代に白髪部の祖を位置づけた『古屋家譜』の信憑性を指示している。ただし、記の雄略段には「(前略)白髪太子の御名代と為て、白髪部を定め(下略)」とあり、その成立の経緯や年代が異なる。大田部の編成時期については、長目連公が室屋と同時代に執政をしていたとすれば、允恭朝まで遡る可能性があり、5世紀中葉に編成されたことになる。しかし、記紀の白髪部設定と同時期とすれば雄略朝から清寧朝に編成され、その成立は5世紀後半となるが、いずれにせよ5世紀後半期には編成されていた

ものと推察される。

東国（特に関東）における部民の設定は、その第1段階として4世紀末から5世紀初頭を、第2段階は5世紀中葉以降とし、第3段階が6世紀初頭より後半と分類されているが（佐伯 1976）、これによると大田部の設定は第2段階に属する。見玉地方の大田部がいずれの時代に編成されたかはもちろん史料的に不明である。ここで「大田部」銘文紡錘車を出土した西富田金嶺古代集落の消長を見ると和泉Ⅰ式期より出現するが、実質的には和泉Ⅱ式期以降に急成長する。同集落を包括する西富田遺跡群の多くも和泉Ⅱ式期ないし、鬼高Ⅰ式期最古段階から出現、もしくは盛行している。本地方の和泉Ⅱ式にはTK216型式の須恵器を共伴し、次段階の和泉Ⅱ式最終末ないしは、鬼高Ⅰ式期最古段階と位置づけられるものにはTK208型式を共伴していることから、周辺の集落が5世紀中葉から後半には出現していたことが確実である。西富田金嶺古代集落が和泉式期以降、平安時代の戸主大田部身万呂に至るまで、周辺地域では脈々とつづいたムラであることから、大田部身万呂の祖先が和泉Ⅱ式期を前後するころに、ここに移動してきたことは充分考慮され、先の史料に見る大田部の設定時期と近接している点からも、見玉地方に編成された大田部の上限を示唆するものである。

大田部の職掌的な構造については志田諒一氏の研究を引用すると、大田部は国造支配下の農民や、渡来人を割いて編成され、田令などと呼ばれる管理者のもとで作業に従事したものとされる。そして大田部直、大田史、大田部君、大田臣、大田人などは大田部を管理した氏族であると推察されている（志田 1979）。また、「古屋家家譜」には狭手彦運公の代に分枝した氏族として「は大伴連大田部連

榎本連等祖也」とあり、連姓の大田部の存在が判明する。溝口氏は「三代実録」貞観3年8月19日の善男の奏言に、サデヒコの後であるが子孫大伴を得ず、別に大田宿禰を賜ふとあり、「古屋家家譜」に見る大田部連が後の大田宿禰である蓋然性が大きいとされている。これらの見解を整理すると、大田部とは大田部→大田部直（君）→大田部連と言う階層が想定される。しかし、見玉地方の大田部を掌握し管理したものと考えられる、大田部直は存在しない。したがって、必ずしも上記のような管理体制ではなかったものと考えられる。

ここで屯倉の設置に関する史料を見ると、允恭紀に愛紀衣通郎姫の名を後世に残すため、大伴室屋が「藤原部」を置いたとする記録がある。武蔵における藤原部の分布は、埼玉郡に藤原部母麻呂の名が見え、他に武蔵国分寺瓦銘に見える。この藤原部が設置された埼玉郡には太田郷が所在しており、横淳屯倉の推定地であることから、同屯倉の開発に藤原部が充当された可能性を示唆している。一方埼玉郡は後の武蔵国造笠原直使主の本拠地であることから、同地域の藤原部は在地の国造によって管理されていたことが



推察される。ただし、太田郷の名が示すように、大田部の存在も暗示しており、大王家の名が付けられた部民との関係が問題となる。

では見玉地方の大田部の成立は、どのような過程で編成され、管理されたのであろうか。この点で周辺の古代集落の形成は一つの指示を与えている。本地域では和泉Ⅱ式期以降に集落数は急成長するが、それは前代の集落の数と比較するかぎり、それ以前に近隣地域の集落が移動した結果、営まれたものとは考えがたい数の多さを示している。また、本地方における和泉Ⅱ式期の特色として、関東でもいち早く造り付けのカマドが導入された地方でもある。このカマドの発生が外的要因によるものとすれば、人々の移動（関東以外よりの）が同時期に行なわれたことを示唆するものである。また、本庄市二本松遺跡や雫瀬遺跡のように和泉Ⅱ式期に布留式土器が出土している点も暗示的である。この点からすれば、見玉地方の大田部は在地の農民を割いて編成されたものではなく、別の地方から移住してきた可能性が考慮される。史料からこのような部民の編成と移動を推察した志田氏によると、美濃国安八・大野・本實の3部に置かれた大田部が、常陸国久慈川流域に移住した可能性や、播磨国風土記揖保郡大田里の条に、具の人が紀伊国名草郡大田村に移住し、後に摂津国の三島賀美郡の大田の村に移住、さらに揖保郡に移住した記録から、渡来系集団により編成され、各地を移動したものと推察されている。なお、この時長幡部も同時に移動していることが指摘されており、見玉地方に長幡部神社が存在する点は興味深い事実である。ただし、「古屋家家譜」には大田部の祖を大伴氏に位置づけており、必ずしも渡来系集団のみで編成されていないことを指示している。この点では大田部銘文紡錘車が出土した南大通り線内遺跡を含む西富田金鑽古代集落は和泉Ⅰ式期より出現しており、以降代々存続していることから、一部は在地の集団も割いて編成された可能性が残されている。

見玉地方の大田部を管理した氏族については、大田部直の存在も仮想される。しかし、史料的に欠落が多いため、その存否まで言及出来ないが、可能性としては少ないものと思われる。大田部の出自を語る「古屋家家譜」が示すように、本部民は大伴氏と同祖とする。見玉地方に大伴氏と同族関係にあった氏族としては、律令時代に賀美郡に住んでいた大伴直の存在があげられる。この大伴直の祖先が大化前代に見玉郡を本拠地としていた可能性は前述したところであるが、さらに本地方の大伴直が後述するように、膳大伴部ではなく大伴氏系である可能性から、本地方の大田部は在地の大伴直により管理されていたものと推定される。

ところで、大田部の編成目的は屯倉の運営にあったが、見玉地方には屯倉の存在を示す史料はない。しかし、西富田金鑽古代集落の南方には、後に大規模な条里制が開発される女堀川条里が広がり、ここを生産本拠地としていた可能性も考えられる。一方、西方には上毛野の緑野屯倉が所在しており、国の範囲を越えた田部の存在も考慮される。

【見玉地方における楡前舎人の編成】

この氏族は楡隈高田皇子（宣化天皇）の舎人部であるから、その成立上限を6世紀前半と限定できる。その分布は特に関東地方に多く、同族は利根川を越えた上野国佐位郡に楡前部君賀味麻呂、楡前君老刀自、楡前部黒麻呂が見え、一部は後に上毛野朝臣と改姓する。佐位郡の楡前と賀美郡の楡前が擬制的同族集団であったことは、前述した上植木廃寺と五明廃寺に使用された同范瓦の存在から推測されるが、五明廃寺の調査報告書（外尾 1987）によると次の考察がなされている。すなわち、五明

庵寺を中心とする地区は、5世紀の最終末から6世紀初頭に開発が開始され、その開発には上野国の檜前一族が強く関係していたと推定されている。さらに、在地の豪族が上野国の檜前君の勢力を基盤として五明庵寺を建立したとも考えられている。また、統日本後記承和7年の条に見る檜前舍人直由加藤の存在から、(上野国の)檜前部君の一族が賀美郡に居住していた可能性を示唆されている。これらの指摘は考古学上の遺構、遺物が賀美郡の神流川流域から佐位郡にかけて共通する文化圏を形成していることを前提に考察されているが、瓦の同范関係なども含めて両地域が唯物的に共通する生活圏を形成していたことを物語っている。しかし、氏族間の問題については検討の余地を残す。

まず、檜前舍人部の編成は6世紀前半以降であり、5世紀末から6世紀初頭に賀美郡の開発に上野国の檜前一族が関与したとする考えは、厳密には上野国佐位地方の豪族が檜前舍人部に編成される以前の問題として処理されなければならない。一方、賀美郡と佐位郡の檜前は職掌上同族集団であるが、その成立はまったく異なることを前提に考察する必要がある。すなわち6世紀の舍人は舍人直・舍人・舍人部と言う階層を形成していたと推定されるが、上野国の檜前は檜前部君・檜前部と言う2階層で編成された古い部民の様相をとどめていると言われる。そして「直」姓ではなく「君」姓を用いていることから、上野国の独自性が推定されている(佐伯 1976)。上野国佐位郡の檜前一族も国造クラスか国造と同族の豪族から編成されたことを指示しているが、児玉地方の檜前一族については檜前舍人直・檜前舍人の階層が史料の上で追跡することができ、より下層の檜前舍人部も存在するものと推定されることから、3階層で構成されていたものと考えられる。したがって、佐位郡と児玉地方における檜前の編成は、ともに国造クラスの在地豪族を中心に編成されたが、その構成からは異なる政權集団のもと別個に編成されたもので、同名の伴造として擬制的同族集団的な関係が成立していたものと推察される。以上の観点から両地方の檜前一族の編成を図式化すると下図の状態になる。



佐位郡の檜前部君は先にふれたように、後に上野国造あるいは、佐位郡の郡大領になっていることから、かつての佐位地方の国造一族であったものと推定されている。一方、児玉地方の檜前舍人は律令時代にどのような動きがあったのか不明である。しかし、賀美、児玉、那珂の各郡の郡司層で判明しているものは、賀美郡小領のみであることから、残る郡司員数を考慮するかぎり、いずれかの郡司として活躍していたものと想定される。児玉地方における檜前一族は賀美郡と那珂郡に分布しているが、中央の児玉郡は現状において史料的に欠落している。児玉地方でどのような分布を示すものか不明瞭であるが、賀美郡の檜前舍人については、発生当初より五明庵寺周辺を本拠地としていたか疑問を残している。すなわち、同氏が「直」姓を持ち、国造一族もしくは国造クラスの豪族であるとすれば、当然同地域に首長墓クラスの大形古墳、たとえば前方後円墳(しかも6世紀中葉代)が存在しなければ成らないが、賀美郡内に該当するものはない。一方、那珂郡の檜前舍人の本拠地とされる広木周辺には、やや規模は小形であるが、6世紀中葉以降の前方後円墳が数基所在しており、6世紀代の首長墓の分布を見るかぎり、檜前舍人の本宗家が那珂郡に所在した可能性を指示している。律令時代の檜前舍人から推測されることは、那珂郡の檜前舍人は「舍人」で賀美郡の「舍人直」より下位にあたる。このことと、先の大化前代にかかる首長墓級古墳の分布から、本地方における檜前舍人の本

拠地の一つとしては、那珂郡の弘紀周辺である可能性が考慮される。しかしまた、6世紀前半より前方後円墳が発生する地域と言った観点から児玉地方を見ると、今一つの地域が存在する。それは五明庵寺が立地する神流川の上流部にあたる児玉郡神川町の青柳古墳群である。同古墳群は6世紀前半より造営され、県下有数の大規模群集墳を形成するに至っている。現状で6世紀中葉にかかる前方後円墳の白岩鏡子塚古墳が造営された以降から爆発的に古墳が築造される点は、同古墳群の被葬者集団の中に突如として前方後円墳を造営することが可能となった、何らかの政権力の変化が生じたためと解される。また、古墳群の西南方に位置する城戸野庵寺の瓦がやはり五明庵寺と同範を示すことから、この地域の集団より楡前舎人部が編成された可能性を示唆している。このことは、律令時代の郷里制編成以前は、自然発生的に神流川ぞい一つの地域を形成していた可能性を示唆するもので、楡前舎人部の分布が賀美郡の五明付近にとどまる必要性がないことを暗示している。

【大伴の分布について】

児玉地方の大伴に関する史料は、賀美郡の大伴直と那珂郡の大伴部のみである。間接的な史料としては前項で考察した大田部の管理者としての大伴直の可能性を指摘したが、とすれば大化前代の大伴は児玉郡にも存在したことになる。賀美郡の大伴は楡前舎人と同じく「直」姓を持つが、これも国造一族の一員であったとすれば、楡前舎人直との関係が問題となる。しかし、那珂郡の楡前舎人石前の妻は大伴部を名のっており、姻戚関係による同族化の類例がある。この大伴部の父系が何れの地域に居住していたか不明であるが、楡前一族と大伴一族が地域的に近接した範囲内に所在したことを暗示している。ここで問題となるのは児玉地方の大伴がいつごろ編成され、中央の大伴氏と同族化したのかである。あるいは、本地方の大伴が膳大伴部に属するか大伴氏系であるかと言う点である。前者については、大田部の考察でもふれたように、5世紀後半にはすでに成立していたものと考えられる。これに前後するころの児玉地方の首長墓級古墳を観察すると、群として大きく3カ所に分布する。本庄段丘崖ぞいの旭・小島古墳群の西域と、女堀川流域及び、諏訪山周辺である（菅谷 1984）。これらの首長墓級古墳は、女堀川流域が最も古く、4世紀前半に造営されたと推定される鷺山古墳を最古とする。他方も5世紀初頭から前半には出現しており、児玉地方を統括した首長が複数存在したことを暗示している。この内諏訪山の系譜は、直径60mの長坂聖天塚古墳が4世紀末葉に出現し、出土した鏡などから大和の葛城地方との関連性が示唆されているが、同系譜の首長墓古墳は以降川輪聖天塚古墳、諏訪山2号墳、諏訪山古墳と次第に規模が縮小化し、5世紀後半には大形の古墳が消滅する点で、葛城大臣家の滅亡時期と呼応しているようで興味深い。一方、女堀川流域の系譜は5世紀中葉代にかかる生野山将軍塚古墳、金鎖神社古墳、公卿塚古墳をもって直径60m余の大形円墳が造営され、規模としては頂点を極める。この3古墳に共通することは須恵器の製作技法を持つ叩き目格子紋様のある埴輪の存在である。また、児玉地方では古式の須恵器窯がいち早く操業された可能性が指摘されており、特殊な埴輪ともども5世紀中葉に渡来系集団が移住してきた可能性がある。須恵器の生産を業とした陶部は、雄略朝に今来才伎として渡来している記録が見える。しかし、日本産須恵器の上限からは5世紀中葉ないし、前半には須恵器を生産した渡来系集団の存在が明白である。なお、陶部の記録は雄略紀7年の条に、大伴大連室屋が管理したことが見え、前述した大田部の管理者が大伴直である可能性と考えあわせると、児玉地方の初期須恵器生産者も後に大伴直となる一族により管理された集

団であったものと推察する。したがって、3古墳の被葬者は須恵器生産にたずさわった集団を管理し、同集団が製作した叩き目格子紋様を持つ埴輪を共通に葬送儀礼の一つとして使用したことで、短期間の時期に築造され、厳密には各支群を形成しているものの、同族集団であることを示唆している。また、この時児玉地方で最大級の円墳が造営可能な状態になった背景として、これらの被葬者が中央の氏族と同族化したことを反映しているものと考えられる。このことは後述する国造の問題にも波及する。

【穴戸（部）の編成と出現について】

律令時代に賀美郡の郡司であった穴戸直石前の存在は、大化前代に穴戸部が設置され、その管理者として穴戸直が児玉地方の氏族から出現したことを暗示している。近年武蔵国の古代氏族の研究で、オホヒコと同祖とする氏族の分析が注目を集めている。その理由は言うまでもなく埼玉船荷山古墳出土の卒支銘鉄剣に刻まれた系図の研究に端を発する。オホヒコと同祖である氏族に膳臣がある。この氏族が掌握した部民が膳大伴部で、各地の大伴部も膳大伴部か鞍大伴部であるか分析する必要性が指摘されている。ここに述べる穴戸部を掌握した穴戸朝臣もオホヒコを祖としており、間接的に卒支銘鉄剣の系図と関連していることは、すでに示唆されているところである。

児玉地方の穴戸部の内容については、今一つ手掛かりが少ない。穴戸部に関する最初の記録は、紀の神代紀下第九段に現われる。しかし、実質的な発生伝承は雄略紀2年10月の条に、膳臣長野の時に穴戸部を設定し、つづいて大倭国造の吾子龍宿禰が、狹穂子鳥別を穴戸部として献上させたことが記録されており、以降臣連伴造国造もこれに習い、穴戸部を献上したとされる。この内容は膳臣が管掌した膳大伴部より職掌の細分化とともに新たに穴戸部が設定され、当初は穴戸部の管掌者として膳臣があつたことを物語っている。さらに、その編成にあつては国造等支配下の民から割いて献上されたことが判明する。ただし、この記録が示すように雄略朝に、その上限をもとめられるかは不明である。穴戸部を管掌した中央の豪族は穴戸臣である。同豪族の記録は崇峻紀2年7月の条にはじめて現われる。その後天武紀2年2月の条では穴戸臣大麻呂の娘であるカジ媛が天皇家と姻戚関係を結び、忍壁皇子、磯城皇子、泊瀬部皇女、託基皇女を生んでいる。崇峻紀の記録に見える穴戸臣は「東海道に遣して、東の方の海にそへる諸国の境を覘しむ」とあり、穴戸臣本来の職掌と関係のない任務についていたことが判明する。同様なことは膳臣巴提使が朝鮮に派遣された記録と同様に部民の管掌者である中央の豪族の実態を示唆している。膳臣が雄略朝に記録を残すのに対し、穴戸臣は崇峻朝にはじめて現われることも穴戸部の発生が膳大伴部より後出することを示唆している。これらの点から穴戸部が出現したのは6世紀後半以降のことと推察される。では児玉地方で穴戸部が編成されたのはいつごろであろうか。これについての直接的な史料はないが、崇峻紀2年の穴戸臣の東海道派遣の記録が一つの指示を与えている。武蔵国は広く、北方は関東平野の内陸部までその範囲とするが、東海道に含められている。児玉地方は東山道に接するが、穴戸臣の派遣ごろに穴戸直が存在した可能性が考慮される。さらに、雄略朝の伝承で記録されているように、各地の国造配下の民より穴戸部が編成されたことから、児玉地方の国造系氏族からも穴戸部を編成し、朝廷に献上した氏族が存在したものと推定される。その末裔が穴戸直石前である。児玉地方における穴戸部とその管掌者である穴戸直が本拠地とした地域は、現状において律令時代の賀美郡と推定されるが、6世紀後半以

降の集落や首長墓級古墳の実態などを分析することにより今後解明されるものと思われる。

(5) 児玉地方の国造系氏族について

『国造本記』によると、後の武蔵国にあたる範囲には先邪志、胸刺、知知夫の3国造にわかれて支配していたと記録されている。児玉地方は知知夫国造の勢力範囲下に所属するものと推定されているが、現状で直接これを物語る史料に欠ける。しかし、先にふれた「直」姓の氏族の分布から、少なくとも本地方に国造一族に関連するものが居住していたことを示唆している。知知夫国造の本拠地は現在の秩父地方とされ、その祭祀集団は秩父神社を中心に分布する。

ところで、国造の成立と服族過程については石母田正氏の説を引用すると、大和政権と地方豪族の服族過程の中で、第1段階として古墳の造営によるもの。第2段階は天智朝に遺制を残す件造に対する盾矛授与の形式を示すもの。第3段階が姓の授与と分類され、その成立を5世紀末から6世紀とされている(石母田1972)。これに対して新野直吉氏は同説を肯定しつつ、第2段階の盾矛授与を鏡、大刀が本来用いられたものと考えられ、成立時期については古代氏姓の画期的な発展期である応神・仁徳朝ころの4世紀末から5世紀初頭と推察されている。これらの説をまとめると、その形成年代は別として大和政権と地方豪族の服族過程は、前方後円墳など古墳の型式、大きさによる段階。鏡の授与などに見る物的な分配による服族の証。姓の授与となる。これらは時間的に服族形態が高度化するのみでなく、第1・第2段階に相当するものは併用されていたものと考えられる。すなわち前方後円墳を例にとれば、一地方において何世代も後に前方後円墳を造営することが可能となるものもあり、文物による場合は祭祀集団的な鏡の分与、玉杖、碧玉石銅の分布や、大刀など時々に変化したものと考えられ、近年増加しつつある銘文刀剣類もこのような背景を考慮する必要がある。史料に残された児玉地方の直姓を持つ氏族の出現を、上記のような観点に立脚して考えると、児玉地方における突出した規模を持つ首長墓級古墳の消長は、国造系氏族の動向を考察する上で指示的である。

【「直」姓の氏族と首長墓級古墳の被葬者】

本地方における最古の古墳は、児玉町鷺山古墳であることが近年の発掘調査により確認されている。同古墳は前方部が異常に低く、出土した遺物に手焙形土器など方形周溝墓の祭祀に共通した土器が見られること。また、同時期に周辺では前方後方形周溝墓が造営されていること。あるいは、同時期の和政権では最高権威を示す葬制として前方後方形古墳を採用していないことなどを前提とすれば、鷺山古墳の出現をもって、本段階に和政権との服族関係の成立、もしくは同族関係を示す程の勢力が発生していたとは考えがたい。むしろ墳形が前方後方墳ではじまる点や、東海地方の土器がみられることを重視すれば、東海地方との同盟関係的な事象を示す豪族が出現したか、それを締結することが可能となった集団の発生を物語るものである。あるいは、本庄市下野堂周溝墓群のごとく、5世紀前半に至っても弥生時代以降の周溝墓葬制を延々と造営している点を考慮すると、旧来の葬制を保守的に伝承し、古墳葬制の導入に停滞したことを示しているが、これを弱体的な勢力であったため服族関係が生じなかった結果か、和政権以外の勢力と同盟関係にあったため、あえて古墳葬制を導入しなかったためかは不明である。しかし、5世紀に入ると先に述べたように畿内の古墳と同様な内部主体や副葬品を持つ古墳が出現する。このことから児玉地方においては、4世紀代に和政権に服族あ

るいは同盟関係をもった確証がないものの、5世紀代に入ると畿内の古墳が出現しており、この段階で大和政権との服属関係が成立し、直径60m余の大形円墳を造営することが可能となったものとみたとみることができる。

律令時代に存在した国造系氏族の末裔と考えられる檜前舍人直、穴戸直、大伴直の3氏族は、ともに賀美郡に居住していた。これらの氏族の祖先が国造となった時期を古墳時代とすると、大化前代の賀美郡に相当する地域に際立った首長墓級古墳が存在するはずである。しかし、そのように顕著な首長墓級古墳は観察されない。したがって、各国造系氏族の出自を検討する時、本地方で古式古墳出現以来、突出した規模の首長墓級古墳が代々造営された地域を中心に、各氏族の帰属すべき本拠地を復原する必要がある。武蔵は无邪志国造と知知夫国造が支配した地方にわかれるが、上記の3氏族がいずれの国造の一員であったかは不明である。ここでは3氏族を総称して古太渟国造層と呼称しておく。

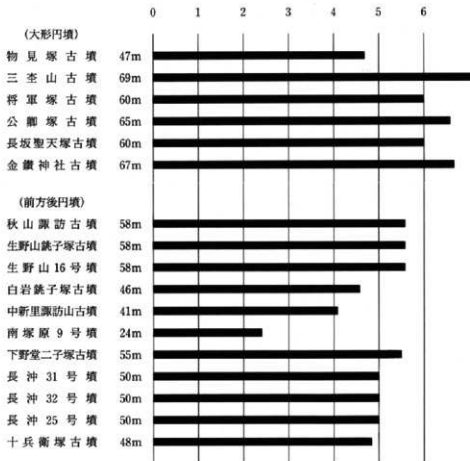
古太渟国造層の内、最も古い氏族は大伴直と考えられる。その名が示すごとく、統括者である大伴大連が朝廷で執政を掌握したのは、5世紀中葉の大伴大連室屋から6世紀前半の大伴大連金村の段階である。見玉地方に存在した部民の内、大伴氏と関連するものに大田部がある。南大通り線内遺跡とその周辺は、大田部の居住地と推定されるが、同遺跡周辺の集落を統括していた首長層の墓をもとめると、水系的には南方に所在する本庄市公御塚古墳が規模的にも該当する。公御塚古墳からはTK73型式の技法を持つ格子目叩き整形の円筒埴輪が使用されており、同古墳の被葬者が初期須恵器の生産に従事した集団の管掌者であったことを指示している。一方、見玉地方ではTK73型式の須恵器も出土しており、須恵器を製作することのできる集団、すなわち渡来系集団がはやくも配属されたことを暗示している。ちなみに、須恵器生産者である陶部は前記したように雄略紀に大伴室屋大連が管掌したと伝承されている。この点では本地方にかかる須恵器生産の時期が5世紀中葉である可能性をもとにすれば矛盾しているが、見玉地方に配属された格子目叩き整形の円筒埴輪の製作集団の編成移動の経緯を暗示しており興味深い。同様の埴輪は見玉町生野山將軍塚古墳と金鑽神社古墳にも使用されているから、これらは共通する葬制を媒体とするものであり、女堀川流域に分布する首長墓級古墳の被葬者層が同族であったことを暗示している。なお、国内で同様の埴輪を保有する古墳の一つに大阪府淡輪の西陵古墳があげられる。この古墳が立地する淡輪は、書紀に大伴大連をして造営された紀小弓宿禰の墓が伝承されている地域であり、やはり大伴氏との関連性が示唆される。このような初期須恵器生産者や大田部を掌握した可能性をもとにすれば、上記の3古墳の被葬者の一族の中より後に大伴直として大和の大伴氏と擬制的同族化した首長層が出現した可能性も想定される。

檜前舍人は6世紀前半の伴造であるが、この時期には見玉地方においても前方後円墳が出現する。同時期の前方後円墳は前述した生野山周辺においても所在するが、6世紀代に入り新たに古墳群を形成し、大形の前方後円墳を造営される地域が出現する。その一つは那珂郡にあたる美里町の広木大町古墳群で、那珂郡には奈良時代に檜前舍人石前が居住している。一方、賀美郡にも檜前舍人直が存在するが、前項で述べたごとく、律令時代にかかる賀美郡の檜前舍人直の本拠地と推定される五明廃寺周辺には、6世紀前半の前方後円墳が所在しないし、首長墓級古墳が存在しないことから、大化前代の檜前舍人直の出自は別の地域にもとめることも必要である。この点で広く神流川流域を大化前代の檜前舍人直のテリトリーと推定したが、五明廃寺の上流部に立地する神川町の青柳古墳群は6世

紀前半より出現し、県内有数の大群集墳を形成している。この古墳群に近隣して所在する白岩鏡子塚古墳は6世紀前半に最初に造営された大形前方後円墳で、ほぼ単独立地を取ることから時期的にもこの被葬者と古太満国造層の関連性が示唆される。

ところで、児玉地方の首長墓級古墳の動向を観察すると、5世紀代に至ってはじめて畿内的な粘土椀や長大な木棺直葬を内部主体とし、副葬品にも畿内の中期古墳的な要素が見られるようになる。これらは前代の4世紀に出現した鷺山古墳とは性格を異にするもので、ここに大和の政權とのなんらかの関係が成立したことを指示している。しかし、児玉地方における5世紀代の畿内的な古墳がいずれも40～60m級の大形円墳にとどまることは、墳形の使用にある種の規制が働いたことを暗示しているらしく、さらに、金嶺神社古墳、生野山將軍塚古墳、八幡山古墳に見るごとく、内部主体の箱式石棺は当時の畿内の首長墓級古墳の葬制にはない要素であり、すでに独自性が観察される。

前方後円墳が優王權の葬制の頂点に立つ産物で、この葬制を国造層に授与されたものと仮定し、児玉地方における5世紀代の首長墓級古墳の被葬者が国造層に関連するものとすれば、これらは大形円墳のみである点で、古太満国造層は当初において他の国造層より劣化した存在であったことを暗示し



第8表 児玉地方の大形円墳と前方後円墳の規模 (単位10m)

ている。5世紀代にかかる児玉地方の首長墓級古墳は円墳を基本とするが、その規模については問題を残す。すなわち、直径は40～60m級を測るが、これに対する大和の大形円墳を観察すると全時期を通じて40m級がほぼ全体の90%をしめ、最大の80m級は2例のみである。この点では円墳とはいえ、大和より卓越する規模の大形円墳を造営することが可能であったことを物語っている。

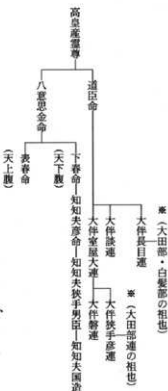
一方、5世紀代に直径60m代の大形円墳を造営した児玉地方の豪族は、6世紀代に入ると前方後円墳を造営することが可能となるが、その規模は最大で60m弱にとどまる。北武蔵の他の地方や南武蔵に100m級の前方後円墳が造営可能であったのと異なる。児玉地方の豪族は前方後円墳が造営可能となった段階においても、規模的には大形円墳を卓越するものではなく、被葬者の階層を暗示している。さらに、児玉地方における前方後円墳は、その分布から複数のグループに別れるが、いずれも60m級以上ではないことから、児玉地方の豪族層全体の様相としてとらえることが可能である。

古太満国造としての大伴直の出現は、大和の政権の最高執政官である大伴大連の台頭時期からすれば、5世紀代に遡る可能性がある。檜前舎人直についてはその名が示すごとく宣化天皇の御名代であり、6世紀前半に成立したことを指示している。本地方における前方後円墳の出現が、檜前舎人の編成と関連するものかなお検討を要するが、6世紀代は継体王朝の擁立や安閑紀に見る武蔵国造の内紛と屯倉の献上などが記録されているごとく、急激な政権の変化の中にあつて児玉地方の首長層にも変化が現われた可能性を留意しておく必要がある。

(6) 知知夫国造について

古太満国造層として大伴直、檜前舎人直及び、穴戸直が存在した可能性は先にふれた通りである。しかし、これらの氏族が先邪志国造の一因であったのか、はたまた知知夫国造と同族であったかは現状で解明されていない。この課題の研究を困難にしている要素の一つに、知知夫国造に関する史料が極端に少なく、消長や同族氏族の伝承がほとんど見られない点である。

ここで知知夫国造の系譜を整理してみる。各国造の始祖伝承は記紀に多く記録されているが、知知夫国造はない。このことは記紀の知知夫国造に対する位置づけを示唆している。知知夫国造の始祖伝承が記録されている『国造本紀』によると、崇神朝に八意思金命の十世孫にあたる知知夫彦を始祖とする。しかし、『天神本紀』には八意思金命の子で表春命の次、下春命を武蔵秩父国造の祖としている。表春命と下春命は高橋氏文に見る天上腹と天下腹にあたることから景行朝の伝承となり、両者に伝承上の矛盾が生じている。なお、八意思金命は高皇産靈尊の子であることから、始祖神より知知夫国造に至る系譜は以下のとおりとなる。いずれも実在性にとほしい人名である。なお、秩父神社縁起には、允恭朝に知知夫彦の九世孫にあたる知知夫狭手男臣が、秩父神社を建立したと伝承されている。



ただし、秩父神社の棟札には欽明朝に建立したとあり、伝承の混乱がここにおいても見られるが、崇神、景行、允恭、欽明朝にそれぞれの伝承を位置づけている点は興味深い。

各国造家が一つの家系で構成されているものではなく、複数の同族からなることは、先邪志国造家が先邪志直家、笠原直家、物部直家、文部直家などがそれぞれの時代に台頭していることから判明する。この中に注目される一族として国名姓を持つものが存在することである。知知夫国造家の人物については不明であるが、同国造の実在性を前提にすれば、その領域とともにやはり複数の氏族を仮想する必要もある。

知知夫国造の始祖神は八意思金命であるが、父系の神は高皇産靈尊で、これは大伴大連の始祖でもある。したがって、知知夫国造は始祖神において大伴氏と同祖となり、先邪志国造とは異なる。しかし、知知夫国造と先邪志国造が緊密な状態下にあったことは、高橋氏文に見るごとく磐鹿六廬に招来されて、両国造が南武蔵に赴き料理をしたことで、同祖ではないにもかかわらず、両国造が荒川の上流と云った地理的な所在の緊密性を示唆している。ここで注意しておかなければならないのは、磐鹿六廬は膳臣の祖で大彦系譜であるのに対し、知知夫国造はあくまでも大伴大連と同祖で、系譜が異なる点である。一方、先邪志国造の子孫にあたる先邪志直膳大伴部広勝は、姓が示すとおり膳大伴部であり、中央の豪族の雄、膳臣と擬制的同族関係を成立していたことが判明する。

ところで、知知夫国造の動向は高橋氏文によれば、その上祖にあたる天下春を磐鹿六廬が呼び寄せ料理をさせたと伝承している。このことから、知知夫国造もまた膳臣と関連することが指摘されている。この点においては、高橋氏文中に「武蔵知知夫大伴部の上祖三宅連意由」と記録され、これが膳大伴部であることが判明する。これらの史料から類推されることは、知知夫国造の配下に膳大伴部が編成された可能性を暗示している。

先邪志国造については前述したごとく、膳臣と擬制的同族氏族であったことが史料の上で判明するが、その成立時期については辛亥銘鉄剣が重要な史料を提供している。すなわち、同鉄剣文書は雄略朝にオホヒコ系譜が成立していたことを物語るものであるが、筆者は埼玉稲荷山古墳の被葬者が乎獲居臣とは考えていない。すなわち、隠櫛や遺物、古墳の構造から畿内ではなく在地の色彩を示しており、大和の政権の始祖伝承を直接的に系譜だてて系図を記録することができたとは考えがたいためである。乎獲居臣は畿内の人物であり、稲荷山古墳の被葬者がこの人物のもとに上番したのを機会に擬制的同族化を意図し、その証としてオホヒコ系譜の鉄剣を下賜されたものと推察する。したがって、別項でふれたごとく、大田部が大伴長目連を上祖としているように、稲荷山古墳の被葬者はオホヒコ系譜の末裔の一人である乎獲居臣を上祖としたもので、間接的には膳臣や阿部大臣と同族関係が成立したことになる。埼玉古墳群はその規模から先邪志国造層の墓域である蓋然性が考慮される。これらを総括すれば、先邪志国造が膳臣と擬制的同族化したのは5世紀後半ごろと推定される。

一方、知知夫国造の諸問題については、その領域や性格を考察することは困難を極める。前者に関しては荒川上流部にあたる現在の秩父地方を中心とする場合と、本庄市が所在する児玉地方も含む広域なテリトリーを想定する考えがある。国造と言う一つの地方的な政権力の頂点を支配した集団の存在を、遺跡に反映されているものとすれば、その首長層の墓、すなわち古墳の規模や遺物等に間接的な資料を提供するものと考えられる。こうした意味においては、秩父地方に古式古墳や他地方と対

時できるほど規模の突出した古墳が存在しない点は指示的である。同様な観点から児玉地方における古墳の動向を観察すると、逆に県内でも有数の古式古墳の分布地方であり、前方後円墳や群集墳も多い。このことは、秩父・児玉両地方を首長基級古墳の優劣で観察した場合、児玉地方の優位性を指示していることになる。また、金井塚良一氏の見解によれば、胴張りのある横穴式石室で、毛野型とされるものの分布状態は、秩父・児玉両地方に集中し、対する武蔵型と言われるものは荒川中流域に集中する。毛野型の分布状態をもとにするならば、秩父地方と児玉地方は古墳造営集団の上で緊密な状態にあったことになる。ただし、これらは7世紀代にはいつてからのことである。

文献史上から知知夫に所在した氏族をまとめると、まず知知夫国造は始祖を高皇産靈尊まで追跡することができ、これは前述したように大伴大連の始祖でもある。したがって、知知夫国造が始祖において大伴氏と擬制的同族であったことになる。また、高橋氏文に見える知知夫大伴部の上祖三宅連意由については、三宅連自体は元米屯倉の管理・労役に従事していた氏族であるが、氏文の内容からすれば、知知夫国造配下の三宅連が磐鏡六幡に招来されて、本来の職掌から膳大伴部として、その一部が新たに編成されたことを示唆するものである。以上の点から、知知夫国造配下に三宅連と大伴部が存在したことになる。

ところで、児玉地方に目を転じると、大伴直、大田部、穴戸直が存在する。大伴直は前項の検討から大伴氏と擬制的同族ではないかと推定した。大田部についてはやはり大伴氏と関連する部民であるが、その名称は田部の中の田部、すなわち、オホタベであり三宅の運営に従事する集団である。穴戸直に関しては、その名が示すように穴戸部を掌握した在地首長層の存在を暗示しているが、穴戸部は膳大伴部より割いて新たに編成された部民である。

	(秩父地方)	(児玉地方)
【大伴氏系擬制的同族】	知知夫国造	大伴直
【屯倉に従事した集団】	三宅連意由	大田部
【膳臣系擬制的同族】	知知夫大伴部	穴戸直

知知夫と児玉両地方の氏族を外観すると3つの共通した集団が抽出される。すなわち、大伴氏と擬制的同族を示すもの。三宅に関連するもの。膳臣に関連するものである。これをまとめると上記のとおりとなる。なお、児玉地方にはこの他に檜前舎人直が存在するが、その上祖は火明命であり物部大連と擬制的同族関係にある。この点をのぞけば、秩父地方と児玉地方の氏族の内容は、なんらかの状態で共通している。一方、国造層の同族化を検討すると、知知夫国造自体は八意思金命を始祖とするもの以外は不明である。古太満国造層では直姓のもの存在から大伴直、穴戸直、檜前舎人直が見られる。无邪志国造の場合は无邪志直膳大伴部、笠原直、物部連、丈部直が存在し、古太満国造層や无邪志国造層が各時代において複雑な擬制的同族化を行ないつつ、国造勢力を保持しつづけたことを物語っている。これは一国造が一つの家系で終始したのではなく、複数の家系が存在したことを意味するもので、こうした点において知知夫国造は単純な伝承にとどまり信憑性に欠ける。しかし、古太満国造層を形成していた直姓の家系を知知夫国造の一員と想定すれば、无邪志国造層に対峙する一つの国造としての知知夫国造の可能性が示唆される。古墳時代における首長層の動向からみれば、知知夫国造の出自は児玉地方であった可能性を検討して見る必要もあろう。

引用参考文献

- 西 史朗 1988 『古代東国の王者 上毛野氏の研究』 あさを社
- 西 史朗 1986 「上毛野と物部」『東アジアの古代文化』 46号 大和書房
- 阿部 武彦 1973 「国造の姓と系譜」『大和王権』 論集 日本歴史 1 有精堂
- 石母田 正 1972 『日本の古代国家』 岩波書店
- 井上高明編 1986 『将監塚・古井戸』 児玉工業団地関係埋蔵文化財発掘調査報告書 III 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第64集 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 井上 唯行 1987 「線刻を持つ紡錘車」『古代学研究』 115 古代学研究会
- 井上 光貞 1970 『大化改新』 弘文堂書房
- 井上 光貞 1971 「部民の研究」『論集・日本文化の起源』 第二巻 日本史 平凡社
- 梅沢重昭編 1987 『日本の古代遺跡』 16 群馬東部 保育社
- 金井塚良一編 1986 『日本の古代遺跡』 31 埼玉 保育社
- 金井塚良一・他 1986 「討論 古代の群馬・埼玉」 あさを社金井塚良一 1987 「埼玉將軍山古墳の性格をめぐる」『埼玉の考古学』 柳田敏司先生還暦記念論文集刊行委員会
- 金井塚良一・梅沢重昭・他 1987 「討論 群馬・埼玉の埴輪」 あさを社
- 金井塚良一・他 1989 『金井塚良一对談集・古代東国の原像』 新人物往来社
- 鎌田 純一 1960 『先代善事本紀の研究』 校本の部 吉川弘文館
- 北武蔵古代文化研究会・群馬県考古学研究所・千曲川水系古代文化研究所 1987 『東国における古式須恵器をめぐる諸問題』
- 古墳時代土器研究会編 1984 『古墳時代土器の研究』 古墳時代土器研究会
- 駒宮史朗・平井正子編 1973 『枇杷橋遺跡発掘調査報告書』 埼玉県遺跡調査報告 第20集 埼玉県遺跡調査会
- 駒宮史朗・大和 修・他 1976 『本郷東・愛宕』 埼玉県遺跡発掘調査報告書 第7集 埼玉県教育委員会
- 埼玉県史編さん室 1983 『辛亥銘鉄剣と金石文』 新編埼玉県史 別冊
- 佐伯 有清 1974 『新選姓氏録の研究 本文編』 吉川弘文館
- 斉藤 国夫 1980 『小針遺跡発掘調査報告書』 行田市教育委員会
- 笹山 晴生 1985 『古代国家と軍隊』 中公新書
- 塩野 博 1984 「埼玉の古式古墳」『埼玉県史研究』 第13号 埼玉県史編さん室
- 志田 諒一 1972 『古代氏族の性格と伝承』 雄山閣
- 志田 諒一 1979 『風土記の世界』 教育社
- 篠崎 潔・金子彰男 1986 『白樹原・檜下遺跡発掘調査概報Ⅰ』 白樹原・檜下遺跡調査会
- 篠崎 潔・金子彰男・平田重之 1987 『白樹原・檜下遺跡発掘調査概報Ⅱ』 白樹原・檜下遺跡調査会
- 新野 直吉 1974 『研究史・国造』 吉川弘文館
- 菅谷浩之編 1980 「長沖古墳群」 児玉町文化財調査報告書 第1集 児玉町教育委員会
- 菅谷 浩之 1984 「北武蔵における古式古墳の成立」 児玉町史資料調査報告 古代第一集

- 鈴木 徳雄 1984 『いわゆる北武蔵系土師器坏の動態』『土曜考古』 第9号 土曜考古学研究会
- 外尾 常人 1987a 『五明庵寺発掘調査報告書』 上里町教育委員会
- 外尾 常人 1987b 『金久保内出遺跡発掘調査報告書』 上里町教育委員会
- 竹内 理三 1976 『子代・名代と屯倉』『古代の日本』 7 関東 角川書店
- 武光 誠 1985 『研究史・部民制』 吉川弘文館
- 田島桂男編 1984 『日本の古代遺跡』 17 群馬西部 保育社
- 千嶋 壽 1989 『秩父神社』 さきたま文庫2 さきたま出版会
- 田村 誠 1984 『神川村遺跡群発掘調査報告Ⅲ』 神川村教育委員会
- 富田和夫・赤熊浩一・市川淳子 1985 『立野南・八幡太神南・熊野太神南・今井遺跡群・一丁田・川越田・梅沢』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第46集 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 中村倉司編 1980 『竈形神社前遺跡』 埼玉県遺跡調査会報告 第39集 埼玉県遺跡調査会
- 長谷川男編 1983 『二本松遺跡発掘調査報告書』 本庄市埋蔵文化財調査報告 第5集 1分冊 本庄市教育委員会
- 長谷川男編 1985 『夏目遺跡発掘調査報告書』 本庄市埋蔵文化財調査報告 第5集 2分冊 本庄市教育委員会
- 長谷川男編 1987 『社具路遺跡発掘調査報告書』 本庄市埋蔵文化財調査報告 第5集 3分冊 本庄市教育委員会
- 原島 礼二 1987 『埼玉県史』 通史編 1 原始・古代
- 坂野 和信 1988 『電導入期の土器』『本庄市立歴史民俗資料館 紀要』 第二号 本庄市立歴史民俗資料館
- 平野 邦雄 1971 『大化前代社会組織の研究』 吉川弘文館
- 増田逸郎編 1986 『埼玉県古式古墳調査報告書』 埼玉県史編さん室
- 増田 一裕 1981 『埼玉県北西部の旧石器』『旧石器考古学』 22 旧石器文化談話会
- 増田 一裕 1982a 『埼玉県本庄三ヶ山採集の尖頭器』『旧石器考古学』 24 旧石器文化談話会
- 増田 一裕 1982b 『旭・小島古墳群発掘調査報告書』 本庄市教育委員会
- 増田 一裕 1987 『東富田遺跡群発掘調査報告書』 本庄市埋蔵文化財発掘調査報告 第10集 本庄市教育委員会
- 増田 一裕 1989 『四方田・後張遺跡群発掘調査報告書』 本庄市埋蔵文化財調査報告 第14集 本庄市教育委員会
- 丸山 修 1987 『前原遺跡発掘調査報告書』 上里町教育委員会
- 溝口 睦子 1987 『古代氏族の系譜』 吉川弘文館
- 水島 治平 1985 『久城堀・女堀・九郷用水堀』『本庄市史拾遺』 第20号 本庄市史編集室
- 森田 悌 1988 『古代の武蔵 稲荷山古墳の時代とその後』 吉川弘文館
- 吉川 國男 1987 『大化前代の武蔵の動向』『埼玉の考古学』 柳田敏司先生還暦記念論文集刊行委員会

- 吉川 國男 1988 「文献に見る古代の荒川」『埼玉県史研究』 第21号 埼玉県史編さん室
- 八木 充 1975 「国造制の構造」『日本歴史』 2 古代2 岩波講座
- 柳田 敏司・金井塚良一・原島礼二 1980 『鉄剣を出した国』 学生社
- 山崎 武・後藤範章編 1975 『いぶき』 8・9 合併号 埼玉県立本庄高等学校考古学部
- 横川好富編 1979 『下田・諏訪』 埼玉県遺跡発掘調査報告書 第21集 埼玉県教育委員会
- 横川好富編 1983 『若宮台』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第28集 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

補 注

- (1) 社具路遺跡は金鑽大通り建設に先立ち本庄市教育委員会で発掘調査を実施したが、当初南方より調査が実施され、この部分の小字社具路が遺跡名となったが、調査後の状態を見ると北方は独立した遺跡であることから、遺跡名は現状のままとし、それぞれ北地点、南地点と呼称した。今井諏訪遺跡も同様である。
- (2) 栄3丁目8番地内の現状は工場敷地で、周知の遺跡の範囲内に含まれていないが、本庄市史編集委員であった故水島治平氏よりの御教示により、真間式期の住居址が存在したことを知った。記して感謝します。
- (3) 西富田遺跡の名称は、昭和35年に早稲田大学の調査報告で呼称された遺跡名で、現在では周辺の調査資料をもとに夏目遺跡の範囲内に包括されている。西富田の地名は周辺の大字名であり、この字名内には多数の遺跡が分布するため、不適当な名称である。今回引用した西富田遺跡とは夏目遺跡の北東端に位置する、上述した調査地点名として引用したにすぎない。
- (4) 児玉郡の郷の名称については和名抄に4郷の記録を見るが、振太は古田に、岡太が岡田、そして草田と田に由来する地名をとる。従来草田が誤写とし、黄田の遺称地である吉田林をもって該当地と考察されていたが、これについては本報告の銘文訪鍾車が語るとおりである。ただし、吉田林(キタバヤシ)の地名は本来吉士田林、すなわち吉士の田を意味する地名であった可能性も示唆される。周辺に大規模な条里制遺構が広がることから検討すべき地名であり、吉士部の存在も考慮される。
- (5) 和名抄の記載順をもとにした上野国緑野郡の郷の所在地については、逆時計回りに位置することが指摘されている(西 1988)。児玉郡内の郷の所在地に関しても記載順を重視するならば、振太→岡太→草田→大井の順に位置関係を設定されていることを暗示している。しかし、遺跡の分布や緑野郡の郷の分布範囲、もしくは武蔵国の他の郡内における郷の編成を考慮するかぎり、和名抄に記載された4郷のみで範囲を設定することは困難なように思われ、郡家や余部郷の存在も検討しなければならぬ。おそらく振太(古田)→(郡家)→岡太(岡田)→草田→(余部)→大井の順も想定される。この内振太が最初に記載されているのは、最も古くより農耕生産を基盤としていた児玉の中心地的な場所を示すものであり、児玉郡域で弥生時代以降このような地域は生野山周辺に求めることができる。郡家については定説を見ないが児玉の奥津域的な地形とミカドの地名を考慮するかぎり、金屋周辺とするべきであろう。岡田は神川町新里周辺説を採用し、草田をへて、本庄段丘崖周辺に余部を想定する。最後の大井については、井の名称から井戸を連想しがちであるが、井とは井桁状のものをさす単語であり、古田、岡田、草田がすべて田の由来する地名である点で、大井も

田に関連する地名と推定する。井桁状の地形を示す田とは条里制を示すものに他ならない。あるいは大井は大田であったかも知れない。見玉地方で大規模な条里が存在した地域は女堀川流域に他に小山川流域の十条条里があげられる。以上の点から見玉郡の郷の所在地については、生野山周辺を中心に時計回りに記録されたものと推察する。

- (6) この見解は金井塚良一編 1986の108頁に紹介されている。檜前舎人連の始祖が火明命であることは本文でも述べたところであるが、賀美郡の檜前舎人直も土師氏と同祖とあり、土師氏の始祖はやはり火明命で、これらは始祖神において物部氏と擬制的同族関係にあったことを物語っている。また、直姓を持つものが在地の国造級氏族の一員であった可能性に立脚するならば、賀美郡の檜前舎人直の出自を、大和の檜隈地域から編成され移動してきたとするには、なおもって賛同しがたい。
- (7) 国造級氏族の中に大田部を名乗るものが存在したことは、相模国に大田部直乎多麻呂、大田部直國成が見え、いずれも直姓を持つ。また、武蔵国内には男衾郡川原（川面）郷に大田部が存在した可能性が指摘されている。他に埼玉郡には大田郷の名が見え、大田部の存在を暗示しているが今後屯倉の研究に重要な指針を与えている。

あ と が き

文化財保護行政としての埋蔵文化財の発掘調査は、その大半が各種開発行為に伴う緊急調査である。本報告の遺跡もまた、市道建設に先立つ調査であったが、わずか399.5m、幅員16mの範囲を6年の歳月をかけ発掘した。本来ならば1ケ年で発掘可能な面積であるが、その理由は土地買収完了のつど順次実施したためである。しかし、それだけ時間的余裕があったわけではなく、他の調査の合間を割き実施したものである。この間に検出された住居址は110軒に達し、遺構や遺物は見玉地方の古代史を語る上で貴重な資料を提供するに至った。

早急に報告書を刊行しなければならない近年の情勢から、分冊形式として第1～3次調査の遺構編、同調査の遺物編、そして残る第4～6次調査の遺構・遺物編に分かれたが、内容的にかえって混乱をきたす結果となった点で遺憾である。発掘調査と報告書刊行の期間的な問題を改めて考えさせられたが、これらの実務的な問題も含めて今後も努力したい。なお、本報告ではすべてを網羅することができなかったが、報告できなかった面については別の機会にゆだねたい。考察は古代史を中心としたが、これは本地方の考古学上の調査・研究は進展しているものの、前者が停滞しているためで、その一旦は本地方の各市町村史の古代の項目の量数をみれば歴然としている。今後の研究の階梯となることを意識したものである。

6年の調査期間中には積雪の日々や、酷暑の季節がすぎさり、7年目の平成3年弥生にして全調査を完了する運びとなった。この間に、各種作業に従事された方々に対して、文末ではあるが記して感謝の意を表する次第である。それとともに、調査前半に陣頭指揮をとられ、ご助力をいただいた故茂木秀敏氏より、銘文紡錘車の出土時に賜った句を左にかかげ、故人のご冥福を祈るとともに、あとがきにかえさせていただきます。

平成三年 辛未 三月二十五日

増田 記

土
器
と
埴
土
草
田
郷
と
春
の
風

写 真 図 版



開通した都市計画街路南大通り線(栄地区)



1 第5次調査地点全景



2 第36号住居址付近(第5次調査)



1 第6次調査地点全景



2 第6次調査地点全景



1 第36C号住居址全景



2 第36、84号住居址全景



1 第36C号住居址カマド



2 第36C号住居址カマド



1 第36C号住居址小ビット検出状態



2 第36C、84号住居址状態



1 第37号住居址(第5次調査)



2 第40B号住居址(第5次調査)



1 第40B号住居址全景



2 第54、55号住居址全景



1 第62号住居址全景



2 第65号住居址全景



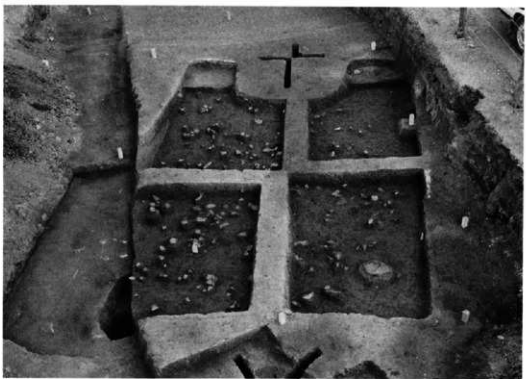
1 第76号住居址全景



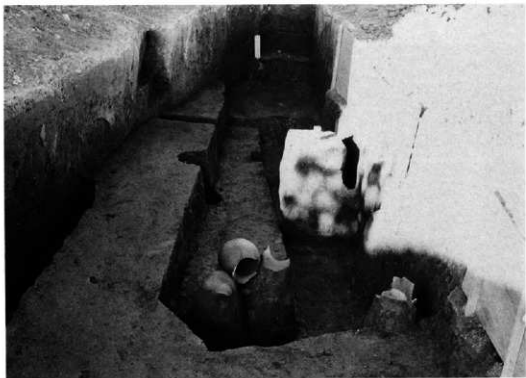
2 第76号住居址カマド



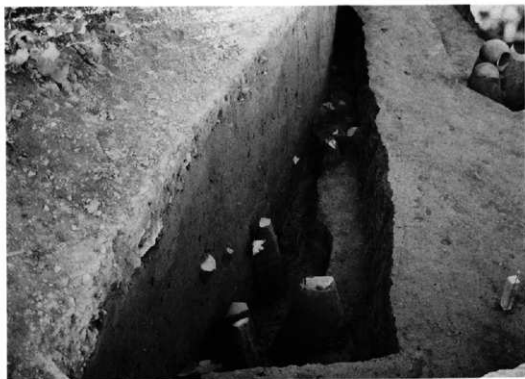
1 第77号住居址上位検出状態



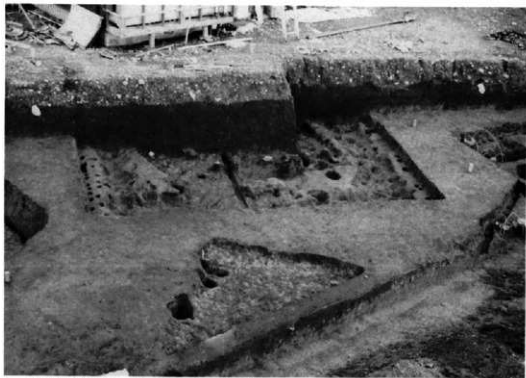
2 第77号住居址中位検出状態



1 第79号住居址全景



2 第80号住居址全景



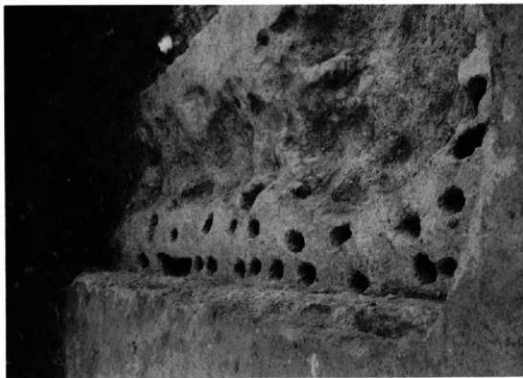
1 第84号住居址全景（手前三角形は第38号住居址）



2 第84号住居址全景



1 第84号住居址小ピット検出状態（北壁）



2 第84号住居址小ピット検出状態（東壁）



1 第85号住居址遺物出土狀態



2 第85号住居址全景



1 第85号住居址土錘出土状態



2 1と同じ(1の取り上げ下部分)



1 第86号住居址遺物検出状況（右は第85号住居址）



2 第86号住居址全景



1 第89号住居址全景



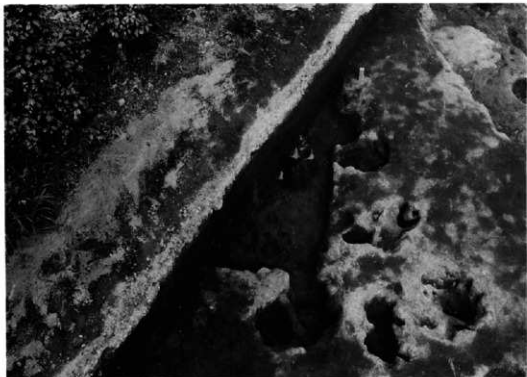
2 第89号住居址全景



1 第90号住居址全景



2 第92号住居址全景



1 第93号住居址全景



2 第94号住居址全景



1 第96、97号住居址全景



2 第99号住居址付近全景



1 第98A・B・C、99号住居址全景



2 第99号住居址カマド（左上は第98B号住居址カマド）



1 第98B号住居址カマド



2 第99号住居址遺物出土状態



1 第99号住居址遺物出土狀態



2 第99号住居址遺物出土狀態



1 第99号住居址遺物出土狀態



2 第99号住居址遺物出土狀態



1 第100号住居全景（左上は第101号住居址）



2 第100号住居址全景



1 第100号住居址カマド周辺遺物出土状態



2 第102、103号住居址全景



1 第59、104号住居址全景



2 第59、104号住居址(後方は第105号住居址)



1 第6次調査検出住居址群(手前より奥へ第104,105,62号住居址)



2 第106号住居址全景



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12

第100号住居址出土土器 (1、No15 2、No16 3、No7 4、No17 5、No9
+26 6、覆土 7、No8 8、貯蔵穴 9、No12
10、No10、11、No18+20 2、No19+26)



第100号住居址出土土器 (1、No.21+26 2、No.22 3、No.23 4、No.25
5、No.27 6、No.28 7、No.29)

第102号住居址出土土器 (8、カマド内)

第104号住居址出土土器 (9、No.15 10、No.1 11、No.4 12、No.8 13、No.16)



第99号住居址山土土器 (1, No.4 2, No.13+20+33+31 3, No.24 4, No.35
5, No.27 6, No.35 7, No.12 8, No.28)



第99号住居址出土土器 (1、No10 2、No19+25 3、No10+11+21+24
4、No30 5、No1 6、No3 7、No5 8、No7
9、No9 10、カマドビット内)

南大通り線内遺跡発掘調査報告書Ⅲ

平成3年3月27日 印刷

平成3年3月30日 発行

発行 本庄市教育委員会
埼玉県本庄市銀座1-1-1

印刷 朝日印刷工業株式会社
群馬県前橋市元郷社町67
